様式1-表紙

令和3年度 認証評価

# 目白大学短期大学部 自己点検·評価報告書

令和3年6月

# 目次

自己点検	・評価報告書	3
1. 自己点	₹検・評価の基礎資料	4
2. 自己点	₹検・評価の組織と活動	15
【基準 I	建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ	基準 I -A 建学の精神]	17
[テーマ	基準 I -B 教育の効果]	22
[テーマ	基準 I -C 内部質保証]	33
【基準Ⅱ	教育課程と学生支援】	55
[テーマ	基準Ⅱ-A 教育課程]	55
[テーマ	基準Ⅱ-B 学生支援]	70
【基準Ⅲ	教育資源と財的資源】	90
[テーマ	基準Ⅲ-A 人的資源]	90
[テーマ	基準Ⅲ-B 物的資源]	98
[テーマ	基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	104
[テーマ	基準Ⅲ-D 財的資源]	108
【基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス】	116
[テーマ	基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	116
[テーマ	基準IV-B 学長のリーダーシップ]	118
[テーマ	基準Ⅳ-C ガバナンス]	121

# 【資料】

[様式 9] 提出資料一覧

[様式 10] 備付資料一覧

[様式 11~17] 基礎データ

# 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、目白大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年6月28日

理事長

尾﨑 春樹

学長

油谷 純子

ALO

上岡 史郎

#### 1. 自己点検・評価の基礎資料

#### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

目白大学短期大学部の母体である目白学園は、大正 12 年に現在の新宿キャンパスに創建された研心学園を起源としている。昭和 4 年に財団法人目白学園として文部大臣から認可され、尋常小学校または高等小学校の卒業者を対象とする男子のみの目白商業学校を設置したが、第 2 次世界大戦の戦局が悪化して男子商業学校の存続が困難になったことから、昭和 19 年に目白女子商業学校を設立して女子校へと生まれ変わった。戦後の学制改革によりこの学校が目白学園中学校・高等学校へと転換され、平成 21 年からは男女共学の目白研心中学校・高等学校になっている。昭和 26 年には財団法人から学校法人へと組織変更している。

目白大学短期大学部は、学園創立 40 周年にあたる昭和 38 年に目白学園女子短期大学として開学した。平成 12 年に目白大学短期大学部と改称し、平成 6 年に開学した目白大学とキャンパスを共有している。学園創立から現在までの学校法人及び短期大学部の沿革は以下のとおりである。

#### <学校法人の沿革>

大正 12 年	研心学園創設	
昭和4年	財団法人目白学園設立	
昭和5年	目白商業学校を設置	
昭和 19 年	目白商業学校を目白女子商業学校に転換	
昭和 23 年	学制改革により目白女子商業学校を目白学園高等学校・中学	
	校に改組	
昭和 26 年	財団法人目白学園から学校法人目白学園に変更	
昭和 35 年	目白学園幼稚園を設置	
昭和 38 年	目白学園女子短期大学を創設	
平成6年	埼玉県岩槻市に「岩槻キャンパス」を開設	
	目白大学を創設	
平成 11 年	目白大学大学院を創設	
平成 12 年	目白学園幼稚園廃止	
	目白学園女子短期大学を目白大学短期大学部に名称変更	
平成 21 年	埼玉県和光市に「国立埼玉病院キャンパス」を開設	
	目白学園中学校・高等学校を目白研心中学校・高等学校に名	
	称変更、男女共学化	
平成 30 年	岩槻キャンパスを「さいたま岩槻キャンパス」に名称変更	

# <短期大学の沿革>

昭和 38 年	目白学園女子短期大学を創設し、英語英文科を設置
昭和 39 年	国語国文科、生活科学科を設置
平成 12 年	目白学園女子短期大学を目白大学短期大学部に名称変更
	英語英文科と国語国文科を言語表現学科に改組
平成 13 年	国語国文科を廃止
平成 14 年	英語英文科を廃止
平成 15 年	子ども学科を設置
平成 16 年	言語表現学科を廃止
平成 17 年	専攻科保育専攻を開設
平成 19 年	製菓学科を設置
	生活科学科に介護福祉養成課程(生活福祉コース)を設置
平成 20 年	財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け(平成 19
	年)「適格」の認定を受ける
	子ども学科を廃止
平成 21 年	専攻科保育専攻を廃止
平成 22 年	ビジネス社会学科を設置
平成 27 年	一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受け(平
	成 26 年)「適格」の認定を受ける
平成 31(2019)年	歯科衛生学科を設置
令和2 (2020) 年	生活科学科を廃止

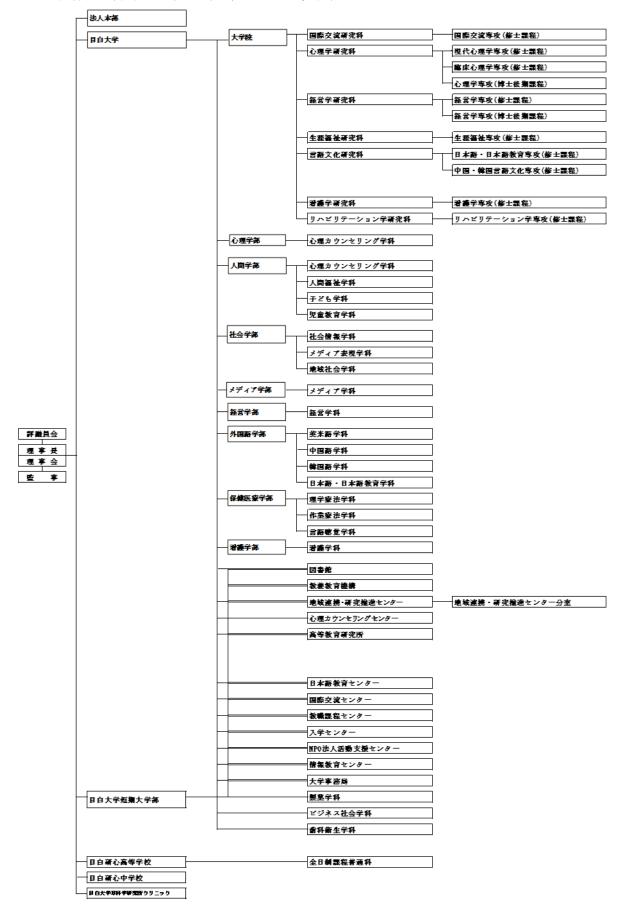
#### (2) 学校法人の概要

学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数 は以下のとおりである。

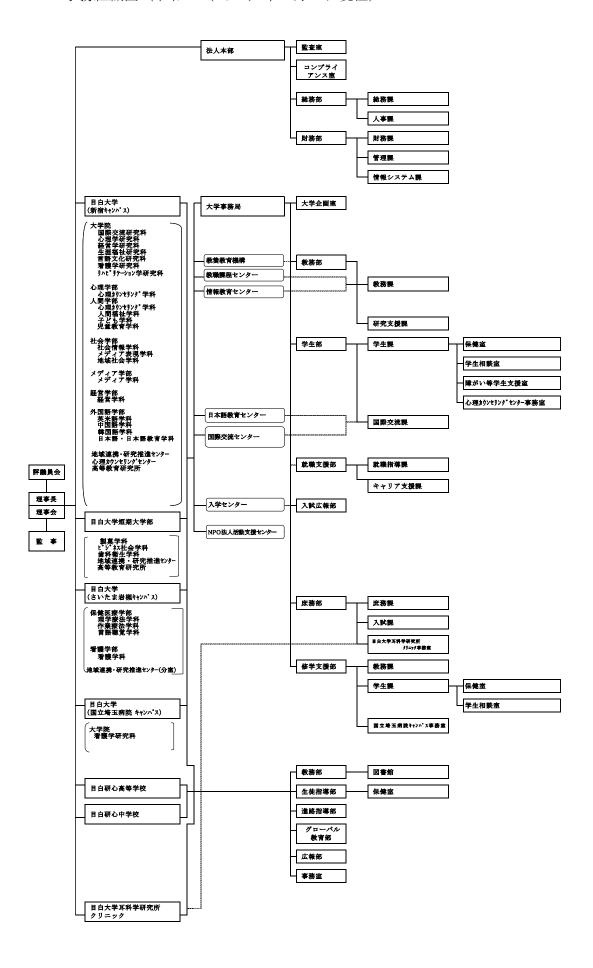
令和3 (2021) 年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
目白大学 短期大学部	東京都新宿区中落合 4-31-1	190	440	429
	東京都新宿区中落合 4-31-1	1268	4825	4613
目白大学	埼玉県さいたま市岩槻区浮谷320	290	1160	1068
	埼玉県和光市諏訪 2-12	15	30	4
目白研心 高等学校	東京都新宿区中落合 4-31-1	260	780	791
目白研心 中学校	東京都新宿区中落合 4-31-1	100	300	127

- (3) 学校法人・短期大学の組織図
  - 組織図(令和3(2021)年4月1日現在)



■ 事務組織図(令和3(2021)年4月1日現在)



#### (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

#### ■ 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

本学は東京都新宿区に所在する。令和3年(2021年)4月1日現在、住民基本台帳に基づく区内の人口は344,577人、世帯数は219,505世帯(いずれも新宿区公式ウェブサイトによる)であり、平成7年の国勢調査以来、人口増加の傾向にある。人口の10%以上が外国人となっており、外国人居住者の割合が東京都内で最も高い点が特色の一つとされる。また、平成27年の国勢調査によれば、区内の昼間人口は77.6万人と夜間人口の約2.3倍で、この比率は東京23区で第5位、全国の自治体の中でも7番目に高い。東京都庁を有する都政の中心地として、また多数の企業が集まる日本有数の商業都市として活況を呈している。本学は、その東京都庁をはじめとする新宿高層ビル群を間近に望む閑静な住宅街の中にあり、キャンパスまで徒歩8分の最寄り駅である中井駅へは西武新宿駅から西武新宿線で所要7分、新宿駅から都営地下鉄大江戸線で所要10分と、交通至便な立地に恵まれている。

#### ■ 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

本学の近年の入学者は下表のとおり、概ね3~4割が東京都内、また、関東7都県に 山梨県を加えた首都圏の高等学校出身者が全体の8割以上を占めており、大半の学生 は自宅から本学キャンパスへ通学可能な地域の出身者であると言える。

	平成	文 28	平成	रे 29	平成	रे 30	令和	1元	令表	和 2
	(20	16)	(20	17)	(20	18)	(20	19)	(20	20)
地域	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
東京	88	37.4	70	32.0	82	36.3	59	35.5	67	34.5
埼玉	56	23.8	54	24.7	59	26.1	52	31.3	52	26.8
千葉	20	8.5	22	10.0	22	9.7	10	6.0	25	12.9
神奈川	24	10.2	27	12.3	25	11.1	10	6.0	16	8.2
茨城	8	3.4	5	2.3	9	4.0	4	2.4	6	3.1
栃木	4	1.7	6	2.7	3	1.3	4	2.4	4	2.1
群馬	3	1.3	4	1.8	1	0.4	1	0.6	0	0
山梨	3	1.3	0	0	3	1.3	1	0.6	3	1.5
その他	29	12.3	31	14.2	22	9.7	25	15.1	21	10.8
合計	235	100	219	100	226	100	166	100	194	100

※各地域の割合(%)は小数点第2位を四捨五入しているため、全地域の数値を加算した合計が100%にならない場合がある。

#### ■ 地域社会のニーズ

令和3年(2021年)4月1日現在、住民基本台帳に基づく新宿区の世帯数のうち約13%が「外国人のみの世帯」または「日本人と外国人の複数国籍世帯」であるため、小・中学校など区内各地で日本語教室等が提供されている。また、東京都が実施した平成31年・令和元年 国・地域別外国人行動特性調査より、東京観光に訪れた外国人旅行者のうち半分以上が新宿・大久保エリアに訪問している。そのため、新宿区は、音声自動翻訳機導入を検討する機会を提供することを目的に、区内の飲食業、小売業、サービス業を営む中小企業者及びイベント等を開催する商店街等に音声自動翻訳機の貸出しを行うなど、来街者の利便性の向上と受け入れ対応の強化を図っている。

平成27年に新宿区が実施した、商店街のにぎわい創出に向けた調査によると、一年間の商店街の景況感について「繁栄している」「やや繁栄している」という回答が約2割に留まる一方で「衰退している」「やや衰退している」という回答が4割を超えており、区が厳しい景況にあることがうかがえる。また、商店街が抱えている問題点について「経営者の高齢化」が最も多くあがっており、次いで「各店舗の後継者の不在」「会員の商店街活動に対する意欲の低下」となっている。重ねて、商店街活動を担う人たちの育成について「行っていない」と回答した商店街が約7割となっており、将来的には商店街内の店舗数の減少を招くことが考えられる。

以上の現状より、地域社会の発展のためには多文化共生に向けた取組みと、次世代の担い手の育成が不可欠である。平成28年には、相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的に、新宿区と包括連携に関する協定を締結するなど、大学等が持つ専門性や人的資源のニーズは高まっている。

#### ■ 地域社会の産業の状況

新宿では明治時代から出版・印刷関連業が盛んになり、また大正時代になると染物に適した水を求める職人が神田川や妙正寺川周辺に移り住んで染色業が盛んになった。現在でも新宿の地場産業として定着しているが、事業者数は年々減りつつある。こうした経緯から本学の地元である落合・中井地域で毎年開催されるイベント「染の小道」には、学生・教職員が協力、支援を行っている。

区内には30の鉄道駅があり、平成28年度の1日当たりの乗降者数のうち半数以上を新宿駅が占めている。新宿・西武新宿駅の乗降者数は東京大都市圏の駅の中で最も多く、高田馬場駅も9番目に多い。新宿区に本所(社・店)が所在する企業等と単独事業所を対象に行った調査では「企業が新宿区にあるメリット」「今後に期待できる新宿区の強み」として共に、交通環境の利便性が最も多く挙げられており(新宿区「平成28年度新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査報告書(概要版)」より)、新宿区で従業する就業者の9割以上が他市区町村より通勤している。

新宿区を従業地とする就業者のうち最も多い産業は、情報通信業(14.5%)、次に卸売業・小売業(14.2%)、サービス業(他に分類されないもの)(10.2%)と続き、第三次産業の割合が高くなっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



- (5) 課題等に対する向上・充実の状況 以下の①~④は事項ごとに記述してください。
- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

#### (a) 改善を要する事項(向上·充実のための課題)

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

進路実績において、就職・進学以外の「その他」に分類される学生が多くみられるので、平成26年度からの新たな体制の下でキャリア支援の強化を図ることが望まれる。

#### (b) 対策

平成 26 年度の事務局改組における最も重要な変革として、学生のキャリア支援を分掌する部署を、これまでの学生支援部キャリア支援グループから就職支援部(就職指導課・キャリア支援課)として独立させた。同部は同時に、新宿キャンパスの全学生にとって利便性の高い1号館1階にキャリアセンターを構え、資料室と模擬面接室を新たに併設した。

また、各学科の専任教員と就職支援部職員で構成する就職・キャリア委員会の働きを 強化した。具体的には、①クラス担任・ゼミ担任を中心とした教員による個別指導の強 化、②積極的なインターンシップ授業の展開による学生の就業意識の醸成、③学科教員 による「キャリアデザイン」授業によるキャリア形成の強化と学生の意識の向上、④就 職支援部の学生面接による個々の学生の傾向の把握と現状把握、⑤保護者対象就職説明

会で本学支援体制や現在の就職活動状況の理解促進と教職員・保護者による共同支援体制の確立に取り組んだ。

就職・キャリア委員会は毎月開催する会議において、就職内定状況の確認やキャリア 支援のための授業・講座の内容や頻度、求人の依頼状況などの情報を委員間で共有して いる。

#### (c) 成果

卒業後の進路が就職にも進学にも該当しない「アルバイト・家事」に分類される学生が、平成28年度、平成29年度は10%超であったが、働くこと、キャリア形成の意識づけに力を入れ、個別指導に努めた結果、5%以下に減らすことができた。令和元(2019)年度卒業生の進路状況は、卒業生198人のうち就職者は176人、進学者は9人であり、就職率及び進学率はそれぞれ88.9%、4.5%であった。

#### (a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)

基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源]

事務職員のSD活動については、学外での各種研修会への参加等を行っているが、報告体制や活用方法等を整備するとともに、課題認識のとおり、新たな職員の人事考課制度の実施にあわせ、SD研修を含めた研修活動の検討・整備が望まれる。

#### (b) 対策

新たに「学校法人目白学園SD実施規程」を整備し、平成27年7月22日に施行した。入職4年目までの職員や昇格した職員に対し、人事課で内容を選定した階層別研修を毎年度実施し、受講後には報告書の提出を義務付けることとした。年度によって研修受講対象者となる者、ならない者はいるが、本学園に勤務する事務職員全員が対象であり、その資格に該当したものは全員受講するようになっており、受講履歴等をリスト化し管理している。また、集合によるSD研修をFD研修と同日に実施することで、集合によるSD研修を年1回確実に行うこととした。

#### (c) 成果

研修報告書の提出を義務付けることで、研修の内容や成果を所属部署と共有できるようになった。受講履歴をリスト化し管理しており、誰がどの研修をいつ受講したかが一覧で把握でき、受講漏れや重複受講を避けられるようになっている。また、階層別研修を取り入れることにより、大学職員としての技術的なスキルだけでなく、社会人として一般的に求められる能力の向上にも役立っている。

S D 研修とF D 研修を同日に実施することで、大学の授業改革等への取り組みを理解し、教員と共有できるようになった。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

#### (a) 改善を要する事項

なし

(b)	対策
(c)	<b></b> 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

- (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」) なし
- (b) 改善後の状況等
- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

#### (a) 指摘事項

[令和2年度設置計画履行状況等調査指摘事項(改善)]

教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること。(歯科衛生学科)

(b) 履行状況

当該指摘事項は、歯科衛生学科の入学定員充足率が平成31(2019)年度(開設年度)において0.51、令和2(2020)年度において0.80であったことを受けたものである。

これに対し、令和元 (2019) 年度は入試広報媒体における歯科衛生学科の露出を大きくして受験者層へのアプローチを図った。また、オープンキャンパス全6回のほか、短期大学部スペシャルセミナー、高校1・2年生対象イベント、高校訪問、公開講座の実施、高校生向けの学科新聞の発行など新たな施策も加えながら入試広報活動に尽力した。令和2 (2020) 年度は、歯科衛生学科専属の募集スタッフを配置し、コロナ禍でさまざま募集活動が制限される中にあって、高等学校とのより深い関係を構築できた。地域・沿線を対象とした広告の掲出など一般認知を高める活動も開始した。

結果として、令和3 (2021) 年度の入学定員充足率は1.13 となった。このことから、 令和3年度設置計画履行状況等調査報告書では「履行済」として提出した。

# (6) 短期大学の情報の公表について(令和3(2021)年5月1日現在)

# ① 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
	1 24 0 41	・ウェブサイト「学則」第1条
	大学の教育研究	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/regulations/
1	上の目的に関す	・ウェブサイト「建学の精神」
	ること	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/spirit/
0	卒業認定•学位授	・ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー」
2	与の方針	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/dp/
3	教育課程編成·実	・ウェブサイト「カリキュラム・ポリシー」
3	施の方針	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/cp/
4	入学者受入れの	・ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」
4	方針	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/ap/
	教育研究上の基	・ウェブサイト「役員・組織」
5	本組織に関する	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/organization/
	こと	
	教員組織、教員の	・ウェブサイト「情報の公開」⇒「教員組織」
	数並びに各教員	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/disclosure/
6	が有する学位及	・ウェブサイト「教員紹介」
	び業績に関する	https://gjd.mejiro.ac.jp/mjrhp/KgApp
	こと	
	入学者の数、収容	・ウェブサイト「情報の公開」⇒「学生数」
	定員及び在学す	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/disclosure/
	る学生の数、卒業	・ウェブサイト「就職実績」
	又は修了した者	https://www.mejiro.ac.jp/college/career/results/
7	の数並びに進学	
	者数及び就職者	
	数その他進学及	
	び就職等の状況	
	に関すること	
	授業科目、授業の	・ウェブサイト「カリキュラムについて」
	方法及び内容並	https://www.mejiro.ac.jp/college/course/basic/
8	びに年間の授業	・目白大学シラバス検索
	の計画に関する	https://www2.mejiro.ac.jp/syllabus2019/
	こと	
9	学修の成果に係	・目白大学シラバス検索
	る評価及び卒業	https://www2.mejiro.ac.jp/syllabus2019/

	又は修了の認定	・ウェブサイト「学則」第 24 条~第 29 条
	に当たっての基	https://www.mejiro.ac.jp/college/about/regulations/
	準に関すること	
	校地、校舎等の施	・ウェブサイト「キャンパスマップ」
	設及び設備その	https://www.mejiro.ac.jp/college/campuslife/life/campus_map/
10	他の学生の教育	
	研究環境に関す	
	ること	
	授業料、入学料そ	・ウェブサイト「学納金」
11	の他の大学が徴	https://www.mejiro.ac.jp/college/campuslife/tuition/
11	収する費用に関	
	すること	
	大学が行う学生	・ウェブサイト「学生サポート」
	の修学、進路選択	https://www.mejiro.ac.jp/college/campuslife/support/
12	及び心身の健康	・ウェブサイト「キャリアセンター」
	等に係る支援に	https://www.mejiro.ac.jp/college/career/career_center/
	関すること	

#### ② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
	寄附行為
	・ウェブサイト「情報の公開」⇒「寄附行為等」
	https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 ・ウェブサイト「情報の公開」⇒「財務情報」 https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/
	役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準 ・ウェブサイト「役員・組織」 <a href="https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/about/organization/">https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/about/organization/</a>

- (7) 公的資金の適正管理の状況 (令和 2 (2020) 年度)
  - 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

平成 19 年 2 月 15 日付にて文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正) が示されたこ

とを受け、本学においても科学研究費をはじめとする競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、公的研究費の運営・管理に関する基本方針を定め「目白大学・目白大学短期大学部における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」等を整備するなど適正に運営・管理する体制を強化した。また、情報の伝達を確保する体制として、内外からの公的研究費の運営・管理に関する通報(告発)窓口を、目白大学地域連携・研究推進センターに設置している。

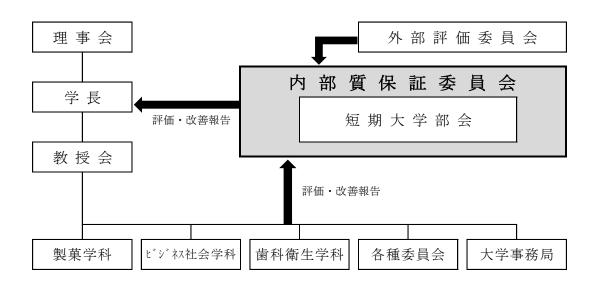
#### 2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

目白大学及び目白大学短期大学部では、自己点検・評価活動を基盤として、目白学園の建学の精神及び本学の教育理念に基づき、本学の教育、研究、社会貢献及び管理運営の質が十分な水準にあることを検証する活動を推進するため、内部質保証委員会を設置している。本学の自己点検・評価は内部質保証委員会短期大学部会が担当している。各構成は以下のとおりである。

委員会・部会名	構成
内部質保証委員会	学長(大学・短期大学部)、副学長(大学・短期大学部)、特命学長
	補佐(大学・短期大学部)、学部長、短期大学部学科長、研究科長、
	専務理事、常務理事、学務部長、学長補佐のうち内部質保証を担当
	する者、大学事務局長、大学事務局次長、法人本部総務部長、法人
	本部財務部長、大学事務局各部長、その他学長が指名した者
短期大学部会	短期大学部学長、短期大学部副学長、短期大学部特命学長補佐、認
証評価連絡調整責任者(ALO)、製菓学科長、ビジネス	
	歯科衛生学科長、委員会グループ(進路担当、教務担当、入試担当、
	学生担当)、大学企画室課員(ALO補佐、その他事務担当)

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



#### ■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価活動は、令和元(2019)年度まで「全学評価委員会」が統括していたが、内部質保証の取り組みをより推し進めたい狙いから、構成員を拡大し、外部評価委員会についても明記した内容に規程を改正、令和2(2020)年度からは「内部質保証委員会」が引き継いでいる。

「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び認証評価等に関する規則」第4条に基づき、併設の目白大学と合同で毎年自己点検・評価活動を実施している。各学科長や事務局各部長など評価単位責任者に自己点検評価シートの作成を指示し、庶務を所掌する大学企画室(同第9条)によって集約された当該シートをもとに年次報告書を作成している(同第6条)。内部質保証委員会で審議・承認された報告書は、学長より理事会に報告されるとともに教職員へ配付され、ウェブサイトにおいて一般公開している。

認証評価に向けては、大学と規模や機関、受審時期が異なることから、内部質保証委員会短期大学部会の構成員がそのまま認証評価ワーキンググループとして認証評価に特化した準備活動を進めることとし、令和2 (2020) 年度第1回内部質保証委員会において報告された。以降は頻度高く部会 (ワーキンググループ打合せ)を開催し、同年度第2回内部質保証委員会において外部評価委員会の実施報告ならびに認証評価受審の進捗状況が報告された。本書『令和2年度自己点検・評価報告書』は、令和3 (2021) 年度第1回内部質保証委員会において承認を受けた後、一般財団法人大学・短期大学基準協会に提出、認証評価を受審するものである。

#### ■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録 (自己点検・評価を行った令和2(2020)年度を中心に)

(自己点像 肝臓を打 )たけれる (2020) 千度を打造(で)				
令和2年5月29日	第1回認証評価ワーキンググループ打合せ			
7月15日	令和2年度第1回内部質保証委員会			
7月17日	第2回認証評価ワーキンググループ打合せ			
10月7日	第3回認証評価ワーキンググループ打合せ			
11月4日	第4回認証評価ワーキンググループ打合せ			
11月11日	第5回認証評価ワーキンググループ打合せ			
11月20日	第6回認証評価ワーキンググループ打合せ			
11月25日	第7回認証評価ワーキンググループ打合せ			
11月29日	第1回外部評価委員会			
12月2日	第8回認証評価ワーキンググループ打合せ			
12月9日	第9回認証評価ワーキンググループ打合せ			
令和3年1月29日	第 10 回認証評価ワーキンググループ打合せ			
2月3日	第 11 回認証評価ワーキンググループ打合せ			
3月3日	第 12 回認証評価ワーキンググループ打合せ			
3月30日	令和2年度第2回内部質保証委員会			
5月7日	第 13 回認証評価ワーキンググループ打合せ			
6月4日	第 14 回認証評価ワーキンググループ打合せ			
6月23日	令和3年度第1回内部質保証委員会			
	「令和2年度自己点検・評価報告書」完成承認			

#### 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

#### [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

#### <根拠資料>

#### 提出資料

- 1-1 2020 年度用 学生便覧【学生生活の手引き】
- 2-1 入学案内 (Mejiro University College 2020)
- 2-2 入学案内 (Mejiro University College 2021)
- 3 目白大学短期大学部学則
- 4 ウェブサイト「建学の精神」

https://www.mejiro.ac.jp/college/about/spirit/

#### 備付資料

- 1-1 創立 50 周年記念誌
- 1-2 目白学園 60 年の歩み
- 1-3 目白学園八十年史
- 2 ウェブサイト「2019 年度 目白大学短期大学部公開講座」 https://www.mejiro.ac.jp/college/research/event/20191214\_ol/
- 3 産学官連携ポリシー
- 4 包括連携協定書

#### 備付資料-規定集

139 目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程

#### [区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
  - (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
  - (3) 建学の精神を学内外に表明している。
  - (4) 建学の精神を学内において共有している。
  - (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準 I-A-1 の現状>

目白学園の建学の精神は「主・師・親」である。これは、学園創立者の佐藤重遠が感銘を受けていた日蓮の著作「開目抄」の冒頭にある「夫れ一切衆生の尊敬すべき者三あり所謂主師親これなり」(全ての人が尊び敬うべきものが三つある。いわゆる主・師・親である)という一節に由来している。昭和初期には創立者自らその意義について国家・学園・家庭の尊重を指す旨説いていたが、戦後、とりわけ創立者の没後になると、この建学の精神をどのように現代的視野の中で解釈し表現するかが課題となった。

そこで、昭和52年に当時の目白学園女子教育研究所内に建学の精神研究部会を設置して審議を重ね、学園として「主・師・親」を以下のように解釈することとした。すなわち、「主」とは、良識ある日本人として国を愛し、国家・社会の誠実な成員としての責任感と連帯意識を養い、また公共奉仕の念を培い、やがて国際社会に生きる日本の力強い担い手に成長すること、つまり「国家・社会への献身的態度」(①)を表す。「師」とは、自らを真理に向けて導いてくれる人に対して敬愛の念を持って接し、常に謙虚にものごとを学ぶ態度を養うこと、つまり「真理探究の熱意」(②)を示す。そして「親」とは、人が互いに慈しみ育む場である家庭を大切にし、家族愛、人間愛の尊さを理解し実践すること、つまり「人間尊重の精神」(③)を意味する。

かかる解釈を基盤としたうえで、本学では「何を学ぶか」ではなく「学んだことを将来 にどう活かすか」を前提に個性ある人材育成を行う教育方針を掲げ、これを「育てて送り 出す」と表現している。

平成6年に本学にとって併設の目白大学を設置した際、基本構想として「入学した学生をいかにその目的にしたがって育成するか、という観点に立った教育的営為に欠ける傾向があった。本学は、この点を反省し、大学における『教育の可能性』を最大限に追究し、『育てて送り出す大学』を実現するため、必要と考えられる適切な手段・方法・システムを開発し、大学の教育の強化に努める」と設置の趣旨に明記した。これを受けて「育てて送り出す」は、本学が目白学園女子短期大学から目白大学短期大学部に名称変更して以降、目白大学及び本学の社会的使命(ミッション)として位置づけられ、学生教育における基本的理念として今日に至っている。

実際の教育課程の編成・実施や学位授与に関する方針などを建学の精神に則り「育てて送り出す」の具現化を目指して定めることは、学則に基づく目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付ー規定集 139)で「本学は、教育基本法等の教育法規、並びに建学の精神「主・師・親」に則り、国家・社会への献身的態度、真理探究への熱意、及び人間尊重の精神を、そして幅広い教養と確かな専門性を、学生に身につけさせる教育(本学が社会的使命として掲げている「育てて送り出す」教育)を実践し、このことを通して、将来、社会において創造的で自立的な市民となって、社会の発展に貢献していくことのできる人材を育成することを目的とする」と明示している。

学則(提出-3)第1条に規定しているように、本学は教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は実際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的としている。上記のとおり「主・師・親」は「国家・社会への献身的態度」「真理探究の熱意」「人間尊重の精神」を示しており、これは教育基本法 第二条の定める教育の目標に沿ったものである。よって、建学の精神は基本教育法等に基づいた公共性を有している。

建学の精神とその意味するところは、ウェブサイト(提出-4)や入学案内(提出-2-1、2-2 各 43ページ)などの各種パンフレット、入学後の全学生や教職員に毎年配付される学生便覧【学生生活の手引き】(提出-1-1 13ページ)に掲載することで、学内外に広く表明されている。

また、入学式や学位授与式での学長告辞や新入生オリエンテーション、スタートアップ セミナー、初年次必修科目「ベーシックセミナー」など、毎年さまざまな機会において建

学の精神とその意義を繰り返し解説するとともに、全ての教室に「主・師・親」の3文字を掲額し、学生や教職員が日常的に建学の精神に触れられるようになっている。また、令和2 (2020) 年度FD研究交流会「目白の歴史を知る」において、本学全教職員が「目白学園の歴史」「私の目に映る目白短大」として再認識するなど、建学の精神を定期的に確認する機会を設けている。

#### [区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業を実施している。令和2 (2020) 年度はコロナ禍による入構制限のため実施を見送ったが、令和元 (2019) 年度に新設した歯科衛生学科の施設・設備を使用して実践的な講習を行うなど、各学科の特色を活かした公開講座を実施している (備付-2)。

#### 令和元 (2019) 年度 公開講座

- ・製菓学科「基本のバターロール生地を使った調理パン」 参加者 15 名 バターロール、ソーセージロール、ハムチーズロールの3種のパン作りを通して、さまざまなパンに応用できるパン生地の基本レシピと発酵の見極め、分割・丸め・生地のばしなど、パン作りの基礎的な技術を学んだ。
- ・ビジネス社会学科「秋の味覚を使ったフランスの家庭料理」 参加者 11 名 おうちで手軽に作れるフランス料理として、キッシュ、じゃがいものビシソワーズ、 秋野菜のサラダ、ヨーグルトドレッシング、りんごのソテーを作製した。

参加者の約7割が本学公開講座のリピーターであり、アンケートでは今後も「料理・ お菓子」をテーマにした公開講座を希望する声が多かった。

・歯科衛生学科「お口のらくらくセルフケア」 参加者 7名 第1回の歯科衛生学科の公開講座では「健康なお口で食欲の秋を楽しんでいただく」 ことを目的として、奥歯の観察、紙粘土で歯の模型を作成、歯ブラシ以外の小道具(タ フトブラシ、歯間ブラシ、デンタルフロス等)の使い方の練習を行った。

地域や企業等の課題解決に貢献すべく本学の産学官連携ポリシー(備付-3)を定め、 地域連携・研究推進センターを中心に活動を行っている。地域連携・研究推進センター は、本学の教育研究の成果を積極的に社会へ還元し、地域への貢献及び産業界との連携を

推進するとともに、本学における地域連携教育及び学術研究をより効果的に推進すること を目的として設置している。

3 学科それぞれの特性を活かし、多くの学生・教職員の参画を得て新宿区をはじめとする地域の活動・イベントに積極的に参加、継続していくことは地域・社会と本学双方の発展に寄与し得る機会である。

本学の包括連携協定先(備付-4)及び協定に基づく主な活動内容は以下のとおりである。

包招	f連携協定先	締結日
1	ナポリアイスクリーム	平成 26 年 10 月 3 日
2	米屋株式会社	平成 27 年 3 月 9 日
3	西武信用金庫	平成 28 年 2 月 23 日
4	新宿区	平成 28 年 3 月 18 日
5	社会福祉法人三篠会(高齢者福祉施設「神楽坂」)	平成 28 年 7 月 26 日

#### ① ナポリアイスクリーム

平成 26 年度、製菓学科の学生を対象に「日本」をテーマにしたジェラートのアイディアコンテストを実施。入賞した 3 作品を商品化し、ジェラテリア ラ・ナポリ店舗や新宿高島屋「大学は美味しい!!フェア」にて販売された。平成 27 年度はフルーツ、平成 28 年度はヘルシーをテーマにしたジェラートのアイディアコンテストを実施し、各 3 作品を商品化・販売した。

#### ② 米屋株式会社

本学初となるオリジナル企業コラボ商品の製造・販売をめざし、平成 26 年度より製菓学科が「メジゾーどら焼き」の共同開発を始め、新宿高島屋「大学は美味しい!!フェア」にて販売を行った。その後も「冬の大福アイディアコンテスト」(平成 27 年度)や「ひとくち羊羹アイディアコンテスト パッケージデザイン」(平成 28 年度)の入賞作品を商品化し、米屋総本店や学内にて販売した。

#### ③ 西武信用金庫

毎年5月に開催される西武信用金庫主催の物産・逸品見本市(令和2(2020)年度はコロナ禍により開催なし)にて、平成28年度より教職員・学生が販売のサポートを行っている。令和元(2019)年度には、イベントのタブロイドチラシに学生の食レポが掲載された。

平成29年度には地域産業応援資金を申請し、新井薬師の商店街活性化へ貢献するためのご当地グルメ「ブルーベリーぱん」の開発を行った。開発にあたり必要な協力先となる地元企業を紹介してもらい、新井薬師前駅周辺での特別販売を実現することができた。

#### ④ 新宿区

平成30年度より行っている「大学等との連携による商店街支援事業」では、教職員

及び学生ボランティアが地域イベントのサポート等を行っている。

令和元(2019)年度の目白銀座商店会主催のハロウィンパーティー(令和2(2020)年度はコロナ禍により開催なし)では、仮装した学生ボランティア、教職員が受付や交通整理等を行い、イベントを盛り上げるとともに運営サポートに貢献した。また、目白銀座商店会・目白通り商いの会付近のエリアの魅力発信を目的として、インスタグラムを利用したフォトコンテストを令和元(2019)年度より2年連続で実施した。

#### ⑤ 社会福祉法人三篠会(高齢者福祉施設「神楽坂」)

高齢者福祉施設「神楽坂」1階のオープンスペースを使用し、イベントや展示を行っている。

平成30年度は、ビジネス社会学科の学生約40名がオープンスペースを使用してカフェ「かぐらっ娘」の運営を行った。施設の利用者だけでなく近隣の住民やSNSの告知を見た方などで賑わい、夕方には用意した全ての商品が売り切れるなど好評であった。

令和2 (2020) 年度は歯科衛生学科を中心にイベント開催を企画していたものの、コロナ禍により実現には至らなかった。

上記の活動のほか、毎年2月に開催される落合・中井地区のイベント「染の小道」(令和2 (2020)年度はコロナ禍により中止)の運営やサポート、フォトコンテストの開催においても、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。また、本学では基礎教育科目に「ボランティア」の授業も配置している。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学では地域・社会への貢献活動に取り組んでいるが、学外への発信が不十分である。特に、コロナ禍によりほぼ全ての活動が中止・中断となっている現状から、地域・貢献活動をスムーズに再開するためには、併設の目白大学と連携し、活動情報を集約、発信する体制の整備が必要である。また、建学の精神を、社会の中にこれまで以上に表明していくために、卒業生との関わりをより積極的に行い、リカレント教育、卒業生相互、在学生との交流の機会を増やして行くことが必要である。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学は社会的使命である「育てて送り出す」を基に、教育目標の3つの力の基礎をなす「学び続ける力」を修得した学生を送り出している。女性が社会で活躍するためには資格に裏付けられた知識・技術を獲得することが大きな強みであることから、平成31(2019)年度には歯科衛生学科を新設、製菓学科・ビジネス社会学科とともに、3学科とも同じ方針に沿って教育を進めている。

入学から卒業までの学びを総合的にサポートするため、学生ポートフォリオを基盤とし、 学生個々に寄り添った支援を展開している。今後はエンロールメント・マネジメントとし て統合し、進めていくとともに、建学の精神と使命に根差した教育活動を展開し、本学が 地域社会の学習の拠点となるべく努めていく。

#### [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

#### <根拠資料>

#### 提出資料

- 1-2 2020年度入学生用 学生便覧【履修要項(短大)】
- 2-1 入学案内 (Mejiro University College 2020)
- 2-2 入学案内 (Mejiro University College 2021)
- 3 目白大学短期大学部学則
- 5 ウェブサイト「目白大学短期大学部の特色」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/characteristics/
- 6-1 2020 年度シラバス
- 6-2 ウェブサイト「目白大学シラバス検索」 https://www2.mejiro.ac.jp/syllabus2019/
- 9 ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/dp/
- 10 ウェブサイト「カリキュラム・ポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/cp/
- 11 カリキュラム・ツリー
- 14 ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/ap/

#### 備付資料

- 5 目白大学短期大学部学士力
- 6 2020 年度 外部評価委員会資料
- 7 ウェブサイト「2020 年度就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果 調査結果報告」

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/pdf/col\_career\_rprt2020.pdf

16 卒業における学修成果アセスメントテスト

#### 備付資料-規定集

139 目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程

#### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
  - (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
  - (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神「主・師・親」に基づき、学則(提出-3)第1条に本学の教育目的を「目白大学短期大学部は、教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は実際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする」と定めている。

また、これを受けて同第3条の2に製菓学科、ビジネス社会学科及び歯科衛生学科の教育目的を以下のとおり定めている。

#### (学科の人材養成に係る目的)

第3条の2 前条に定める各学科の人材養成に係る目的は次の各号のとおりとする。

- (1) 製菓学科は、製菓に関する専門的な知識・技術の習得を通して、観察力や創造力を 有する感性豊かな人材を養成する。
- (2) ビジネス社会学科は、ビジネス社会に求められる実践的知識・技術の習得を通して、ビジネスに関する実務能力を有する有為な人材を養成する。
- (3) 歯科衛生学科は、口腔衛生の専門職に求められる専門的な知識・技術の習得を通して、科学的な判断力や実務能力を有する有為な人材を養成する。

平成 26 年度に目白大学が学士力検討委員会を設置し「学士力」の策定を開始したことを契機に、本学においても「目白大学短期大学部学士力」を策定、平成 26 年度第 11 回教授会及び平成 27 年度第 1 回学部長等会議において報告している(備付-5)。

ここで定めた「3つの力」すなわち、学修力・実践力・社会還元力は、これからの時代 を生きる学生達に必要な力であることから、本学の学士課程において育成すべき資質・能力を示したものである。

本学では、学生にこれら「3つの力」を身につけさせることを教育目標としている。

また、教育目標を広く学内外に周知するにあたって、わかりやすくイメージしやすい表現であることが望ましいという観点から『豊かな人生を送るために必要な「3つの力」』と題し、学修力を「学び続ける力」、実践力を「実践する力」、社会還元力を「社会に役立てる力」にそれぞれ置き換えて公開・公表している。

平成28年度にリニューアルした基幹ウェブサイト(提出-5)では目白大学短期大学部の特色として常時、また同年度以降に制作した入学案内(提出-2-1 10ページ、2-22ページ)では学長メッセージとして毎年、本学で身につく「3つの力」を公開し、学内外に表明している。

#### \*公開している学士力(教育目標):豊かな人生を送るために必要な「3つの力」

本学では、社会人に求められる教養やマナー、コミュニケーション能力を習得する基礎教育科目と、実習・演習と座学がバランス良く組み合わされた各学科の専門教育科目を効率よく学び、資格取得やインターンシップなどの課外活動にも積極的に参加することを通して、豊かな人生を送るための「3つの力」を身につけることができます。

目白短大で身につく 社会に 役立てる力 実践する力

#### \*公開している学士力①学修力:「学び続ける力」

- 1. 知的好奇心をもって、ものごとに積極的に取り組むことができる「意欲」
- 2. 高い倫理性をもって、自分をさらに高めようと勤勉に努力することができる「向上心」
- 3. 基本的な生活習慣を身につけ、健康な社会生活を送ることができる「自己管理能力」

この3つが基になり、習得する力のことです。短大に在籍する間のみならず、その後の 人生においても学び続け、豊かな教養を身につけるための力=生涯学習力ともいえる力が 身につきます。

#### \*公開している学士力②実践力:「実践する力」

- 1. 日本語・英語を用いて、読み書きや話すことができるコミュニケーション力や、数字や情報を的確に読み取り分析することができる力から成る「汎用的能力」
- 2. 現状を分析し、自ら課題を発見・分析し、計画的に問題解決に向けて的確に判断することができる「思考力」
- 3. チームにおける自分の役割を理解し、相手の意見や立場を尊重し、協調して物事を 進めることができる「チームで働く力」

実践する力とは、この3つで構成される力のこと。それぞれの将来就く職業に適応し、 社会で活躍していくための実践力が身につきます。

#### \*公開している学士力③社会還元力:「社会に役立てる力」

- 1. 修得した知識・技能を応用し、新しい価値を生み出すことができる「創造力」
- 2. 自分の考えを他者に分かりやすく発信し、互いに共有することで、自身の新しい可能性を見出すことができる「自己表現力」
- 3. 修得した知識・技能を、社会や地域の人々のために積極的に還元することができる「社会貢献力」

この3つからなる力は、「自分が社会で活躍する」だけでなく、「得た知識や技能を基に、 他者や社会に役立てる」ことができる、大切な力です。

学科の人材養成に係る目的が地域・社会の要請に応えているかについては、令和2 (2020) 年度は自己点検・評価に係る外部評価委員会(歯科医師会、高齢者福祉施設、学生の就職先企業、高大接続の観点から高等学校、目白大学短期大学部校友会の各代表者が参加) を開催(備付-6) するとともに、就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果調査(備付-7) を行った。これらのデータを踏まえた検証と自己点検・評価を教授会や学科長連絡会等で年1回実施し、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している。

#### [区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学における学習成果は、教育基本法及び建学の精神に基づき、幅広く深い教育並びに 高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業または実際生活に必要な能力とをそなえた 女性を育成することを目的に定められている。

本学の教育目標である「これからの時代を生きる学生達に必要な3つの力」を学生が身につける過程で獲得できる学習成果を、本学では専門基礎力として定めている。

#### 目白大学短期大学部の学士力(教育目標)

本学が掲げる「これからの時代を生きる学生達に必要な3つの力」を身につける事を基本方針とし、本学が提供する専門教育を通して卒業までに一連の資質・能力を学生が獲得できる事を目標とする。

~3つのカ~

「学び続ける力」「実践する力」「社会に役立てる力」

これを基に、各学科の専門基礎力(学習成果)を以下のように組み立てている。

#### 製菓学科

- 1. 基本的知識・理解
- (1) 製菓に必要な基本的な知識と理解
- (2) 食品の衛生に関する基本的な知識と理解
- (3) 食文化の発展に貢献するための知識と理解
- 2. 基本的能力
- (1) 他者と協働出来るコミュニケーション能力
- (2) 専門技術を実践の場で活用できる能力
- (3) 課題を発見し解決する能力
- 3. 基本的態度・志向性
- (1) 主体的に課題に向き合う自発的態度
- (2) 専門職に関する向上心を備えた探求的態度
- (3) 専門的な知識を活用し、社会の発展のために積極的に関与する姿勢

#### ビジネス社会学科

- 1. 基本的知識・理解
- (1) ビジネス社会の現状に関する基本的知識と理解
- (2) ビジネス社会の諸問題に関する基本的知識と理解
- (3) 職業人としての基本的知識と理解

- 2. 基本的能力
- (1) ビジネス社会の現状および課題を的確に理解することができる能力
- (2) 職場の課題解決にあたり、必要な情報を収集・分析・立案できる能力
- (3)職場の課題に、具体的に解決策を実践できる能力
- 3. 基本的態度・志向性
- (1) 向上心と探求的態度
- (2) 社会の一員としての自覚
- (3) 社会と連携し協働する姿勢

#### 歯科衛生学科

- 1. 基本的知識•理解
- (1) 倫理観に基づき人を尊重するための基本的知識と理解
- (2) 疾病と障害とその治療に対する基本的知識と理解
- (3) 多様な口腔保健ニーズに対応するための基本的知識と理解
- (4) 地域において人々の健康と生活を支えるための基本的知識と理解
- 2. 基本的能力
- (1) 人々の尊厳と権利を擁護し、責任ある行動を取る能力
- (2) 豊かな人間性と想像力に富む知性を涵養する能力
- (3) 多職種との協働・連携を図るためのコミュニケーション能力
- (4) 科学的根拠に基づいた歯科衛生を実践できる能力
- 3. 基本的態度・志向性
- (1) 医療人としての高い倫理観を持ち人々の尊厳と権利を擁護する態度
- (2) 多様な価値観を受容する柔軟な態度
- (3) 専門領域の学びを継続し、より発展させようという探究的態度
- (4) 社会貢献に取り組む意欲的態度

ウェブサイトで閲覧できるシラバス(授業計画)(提出-6-1、6-2)において、科目 ごとに「授業のねらい」欄及び「学生の学習目標」欄を設け、具体的にその科目が目指す 学習成果を記載している。

また、シラバスでは科目ごとに獲得できる学習成果が「3つの力」のどの力に対応する ものかを明示している。

学習成果に関しては、学校教育法における短期大学に関する規定及び短期大学設置基準、 資格・免許に係る法令に留意しながら、教育に関する基本方針等に基づいて実施した結果 について、令和元(2019)年度に策定した学修成果の検証に関する方針(アセスメント・ ポリシー)に基づいて検証し、改善策と共に学習成果の見直しを含めて、学科会議や学科 長連絡会で点検している。また、内部質保証委員会において定期的に点検を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入 れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準 I-B-3 の現状>

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)は、目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付ー規定集139)において一体的に定めている。

「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー: DP)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー: CP)」「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー: AP)」は「全体として互いに整合性がとれ、本学の建学の精神、人材養成の目的と合致していなければならない」(同第2条2)として、関連付けている。また「可能な限り具体的なものとし、本学のステークホルダーが理解可能なものとする」(同第2条3)よう定めている。

①卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー: DP)

ディプロマ・ポリシーは学士力の質の保証を確保するため、養成する人材像に照らし、本学が求める卒業時の学修到達目標を示す基本方針(同第3条)として、以下のとおり定めている。

#### 目白大学短期大学部

本学は、在学年数、単位数等の卒要要件を満たし、以下の能力を身につけ、所属学科のディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)に適合した短期大学士の課程を修了した者に、短期大学士の学位を授ける。

- 1. 社会に目を向け、多様な視点からものごとを考え、課題解決に向けて学び続けることができる。
- 2. 専攻する分野の基礎的知識や技能、技術を修得し、活用することができる。
- 3. 豊かな人間性に根ざした教養とコミュニケーション能力を持ち、責任ある社会的行動をとることができる。

#### 製菓学科

- 1. 食についての基礎的な知識、製菓に関する専門知識を修得し、適切な判断をすることができる。
- 2. 諸材料の特性を理解し、それを活かした安全で美味な菓子を製作することができる。
- 3. 食に関する好奇心と問題意識を持ち、社会において責任ある行動をとることができる。

#### ビジネス社会学科

1. ビジネス社会に必要な基礎的な知識を身につけ、問題解決に向けて適切に判断することができる。

- 2. 社会全般の諸問題について、情報リテラシーを活用してコミュニケーションを図ることができる。
- 3. 社会に対する関心を持ち、自らの立場から社会の変化に対応し、責任ある行動をとることができる。

#### 歯科衛生学科

- 1. 口腔保健に関する専門的な知識・技術を身につけ、高度化する歯科医療と多様な口腔保健ニーズに対応することができる。
- 2. 保健医療・福祉など多職種の人々との協働・連携を図るコミュニケーション能力を 身につけ、地域社会において人々の健康と生活を支える活動に取り組むことができ る。
- 3. 医療人として、高い倫理観を備え責任ある行動をとることができる。

#### ②教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー: CP)

カリキュラム・ポリシーは「ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成及び 実施に関する基本方針とする」(同第4条)とし、本学では以下のように、1. 基本方針、 2. 構成、3. 教育内容に関する方針、4. 教育方法に関する方針、5. 学修成果の評価 に関する方針、6. カリキュラムの見直し・改善に関する方針を定めている。

#### 1. 基本方針

- 建学の精神に則り、本学の教育方針である「育てて送り出す」を具現化する体系的な 教育課程を編成する。
- 学科等ごとに定める学位授与の方針ならびに教育目標との整合性、一貫性のある教育 課程を編成する。
- 21 世紀の知識基盤社会に対応できるふさわしい教養を持ち、自ら思考し行動できる 力を育て、職業に必須な専門教育を授ける教育課程を編成する。
- 専門職資格取得を目的とするコースにあっては、実践を通じて知識および技術の獲得と同時に、専門職者としての感性を磨き、活用できる能力を育成する教育課程を編成する。

#### 2. 構成

- 教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目、ならびに各種資格の取得に関する科目から構成する。
- 基礎教育科目は、広範で多様な教養の涵養と基礎学力の向上を目指し、教養科目およびキャリア形成科目群から構成する。
- 専門教育科目は、短期大学部共通科目と各学科の学修到達目標に向かって体系的に学べる構成とする。

#### 3. 教育内容に関する方針

#### (1) 基礎教育科目

- 学生の幅広い学びを保証するために、バランスの取れた多様な科目を配置する。
- 主体的な学びの姿勢、広い視野に立った問題意識や課題意識を育成する科目構成とする。

#### (2) 専門教育科目

- 各学科の設置目的、人材養成目的に合致した効率的な構成とする。
- 課題探求能力や問題解決能力の育成に配慮した構成とする。
- 専門知識の修得だけではなく獲得した知識に基づいて実践できる力を養う構成とする。
- (3) 基礎教育科目と専門教育科目との連携
- 幅広い視野と確実な基礎力を持った人材を育成するために、基礎教育科目と各学科の 専門教育科目との有機的な連携を図る。
- (4) 各種資格の取得に関する科目
- 資格取得に係る科目にあっても、各学科の教育課程とのバランスを配慮する。

#### 4. 教育方法に関する方針

- (1) 学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワーク、集団討論等のアクティブ・ラーニングの充実を図る。
- (2) 教員と学生の間の距離が近いという本学の教育実施体制の特長を活かし、クラス担任、ゼミ担当教員等を中心に、組織的できめ細やかな教育指導を行う。

#### 5. 学修成果の評価に関する方針

学修成果の評価に関しては、評価そのものが、学生が将来創造的で自立的な社会人に 成長していくための手段でなければならない、との前提に立ち、以下の方針に沿って行 うこととする。

- (1) 学生の学修成果を評価するに当たっては、学修の過程における、学期末の成績評価等の中間評価と、卒業時における最終評価とに分けて考え、卒業時に達成した成果の程度が、いかなる中間評価におけるそれよりも高くなっていることを確認するようにする。
- (2) 中間評価を行うに当たっては、試験・レポート・授業への参画等について行う。
- (3) 本学全体の教育成果を長期的な視点から正しく評価するために、在学生の卒業時までの学修成果を評価すると共に、学生が卒業後に自己評価等も行うようにする。

#### 6. カリキュラムの見直し・改善に関する方針

- (1) 基礎教育科目の質を保証し向上させるために、年度毎に自己点検・評価を実施するとともに、現行の基礎教育科目の改善点や問題点を明らかにする。
- (2) 短期大学部の専門教育科目の質を保証し向上させるために、年度毎に自己点検・ 評価を実施するとともに、現行の専門科目の改善点や問題点を明らかにする。そ れらを解決するために、FD活動等を通して翌年度の具体的な行動計画を策定し 実施する。

上記方針に基づき、各学科のカリキュラム・ポリシーを以下のとおり定めている。

#### 製菓学科

- 1. 基礎的な知識・理論・技術の修得および専門的な資格の取得を根幹に、さらに製菓に関連する広範な学びが可能な専門教育科目を配置する。
- 2. 社会や時代の変化に対応できる実践力、応用力の修得を目標とした運用を図る。

3. 社会人の基礎力として不可欠な基礎学力の充実、マナーやコミュニケーション能力 の充実を図るカリキュラムを編成する。

#### ビジネス社会学科

- 1. 社会人としての基本的知識と技能を習得し、ビジネス社会で活躍できる能力を育むカリキュラムを編成する。
- 2. ビジネス社会で必須となる知識と実践の連携を図り、機能的に学べる専門教育科目を配置する。
- 3. 社会や学生の多様なニーズに応じた有機的な組み合わせが可能な学びを促す。

#### 歯科衛生学科

- 1. 高度化する歯科医療と多様な口腔保健ニーズに対応するための専門知識と技術、科学的な思考力を身につけ、人々の健康を口腔領域から支援できる人材を養成するための教育課程を編成する。
- 2. 歯科衛生学の特性から、視聴覚教材を用いた教育方法を取り入れるとともに、主体的な学習力向上の観点からアクティブ・ラーニングや課題解決学習方法などの導入を図る。
- 3. 豊かな人間性と想像力に富む知性の涵養を図り、口腔保健領域における実践的活動 に取り組むための基盤能力を習得するために、基礎教育科目及び専門教育科目(専門 基礎科目、専門科目、専門発展科目)を配置する。
- ③入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー: AP)

アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ「本学が求める学生像について定めるもの」(同第5条)として、以下のように共通の3項目を定めている。

#### 求める学生像

- 1. 各学科の専門分野を積極的に学ぶ意欲を有する人
- 2. 各学科の学びに必要な基礎的な学力、技能を有する人
- 3. 他者と協力し、コミュニケーションをとる能力を有する人

上記の求める学生像に従って、各学科でのアドミッション・ポリシーを定めている。

#### 製菓学科

本学科に入学してくる学生が、本学科の人材養成目的の達成に向けて 開設される専門 教育科目群を履修することによって、卒業時までに本学科の専門分野に関わる知識や技 能 (専門基礎力) を獲得できるようにするために、以下のような資質・能力を有するも のを受け入れる。

- 1. 製菓に関する知識の修得や、技能の鍛錬への意欲を持っている人
- 2. 社会や製菓、衛生を理解するために必要な基礎学力を身につけている人
- 3. コミュニケーションを取りながら、グループでの共同作業ができる人

#### ビジネス社会学科

本学科に入学してくる学生が、本学科の人材養成目的の達成に向けて開設される教育 課程を学修することによって、卒業時までに本学科の専門分野に関わる知識や技能(専 門基礎力)を獲得できるようにするために、以下のような資質・能力を有する人を受け 入れることとする。

- 1. 社会やビジネス現場における課題発見・解決するために役立つ知識と技術を学ぶ意欲のある人
- 2. 社会や仕事を理解する上で必要な基礎学力を身につけている人
- 3. ビジネス社会で活躍するための基本的知識と技能を身につけ、社会に貢献したいと 思っている人

#### 歯科衛生学科

本学科に入学してくる学生が、本学科の人材養成目的の達成に向けて開設される専門教育科目群を履修することによって、卒業時までに本学科の専門分野に関わる知識や技能(専門基礎力)を獲得できるようにするために、以下のような資質・能力を有するものを受け入れる。

- 1. 口腔保健に関する専門知識と技術の習得に向けて、入学以降の学びで必要な読解力、 理解力、思考力を有する人
- 2. 保健医療福祉の分野における実践的活動や課題解決に取り組む意欲のある人
- 3. さまざまな人々とコミュニケーションをはかり、社会貢献に取り組む意欲のある人

#### ④専門基礎力(学習成果)

三つの方針とは別に、令和元(2019)年度に専門基礎力を「本学の各部・各学科において、提供する専門知識を通して、卒業時までに学生に獲得させることを目標とするそれぞれの専門分野に関わる知識や技能」(同第7条)として定義し、学習成果と位置付けている。なお、ここでいう学習成果を、本学の規程では学修成果としている。

「これからの時代を生きる学生達に必要な3つの力」(「学び続ける力」「実践する力」「社会に役立てる力」)を身につけることを教育目標とし、専門教育を通して卒業後の自立を支え得る具体的な能力や態度の獲得を学習成果として教育にあたっている。

⑤学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー: ASP)

また「教育の質を保証するため」として、アセスメント・ポリシー(同第8条)を定めている。

#### アセスメント・ポリシー

本学の人材育成目的を達成するため、以下の方針に基づいて学修成果の評価を行う。 評価方法として、教員による学修成果の評価、学生による学修成果・学修行動等の主観的 評価を用いる。これらの評価はすべての学生に対して実施する。

- 1. 教員は、科目の成績評価を通して学修成果の評価を行う。評価にあたっては、評価の方法、評価の観点および評価基準をシラバスに明示した上で、厳格な成績評価を行う。
- 2. 入学時、在学時、卒業時に学生による学修成果の主観的評価をおこなうため、全学共

通の調査を実施する。さらに、学生の学修ポートフォリオを活用して、学修や社会的 活動における意欲・態度を評価する。

- 3. 能力面の評価は学科の人材育成目的に即した資格取得等を学修成果の評価とする。
- 4. 入学前教育の学修成果についても、客観的評価等を用いて検証に努める。さらに、本学の教育の成果を評価するための卒業後の調査を行う。
- 5. 短期大学部は、上記の適切な学修成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法等の改善に生かす。教員は、授業改善等を通して適切な学修成果が得られるよう努める。

上記を基に、本学では、以下のような具体的な方針をカリキュラム・ポリシーの前文5 において定めている。

#### 5. 学修成果の評価に関する方針

学修成果の評価に関しては、評価そのものが、学生が将来創造的で自立的な社会人に成長していくための手段でなければならない、との前提に立ち、以下の方針に沿って行うこととする。

- (1) 学生の学修成果を評価するに当たっては、学修の過程における、学期末の成績評価等の中間評価と、卒業時における最終評価とに分けて考え、卒業時に達成した成果の程度が、いかなる中間評価におけるそれよりも高くなっていることを確認するようにする。
- (2) 中間評価を行うに当たっては、試験・レポート・授業への参画等について行う。
- (3) 本学全体の教育成果を長期的な視点から正しく評価するために、在学生の卒業時までの学修成果を評価すると共に、学生が卒業後に自己評価等も行うようにする。

目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程は、各学科会議・学科長連絡会議・教授会・学部長等会議・大学運営評議会を経て、平成25年度より施行された後、改正手続き(同第6条)に従って、平成26年度、平成28年度、平成30年度、令和2(2020)年度と、組織的な点検・修正を定期的に行っている。

令和2 (2020) 年度の改定 (令和元 (2019) 年度に各委員会で議論) では、専門基礎力及 びアセスメント・ポリシーの一部修正と、卒業時における学修成果アセスメントテスト基準 (備付-16) を定め実施した。

各学科のカリキュラムは三つの方針に沿って計画され、カリキュラム・ツリー(提出-11)にはそれぞれの教育科目とディプロマ・ポリシーを関連させて表記している。

三つの方針は、以下の方法で学内外に明示している。

学生便覧【履修要項(短大)】(提出-1-2)にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、専門基礎力(学習成果)及びアセスメント・ポリシーを記載、学生に配布し、入学時・進級時のオリエンテーションの際に学年担任が説明を行っている。

また、教職員はStaff-Net (教職員イントラネット)上で全ての規程類を閲覧・ダウンロードすることができる。

学外には、ウェブサイト(提出-9、10、14)上で公開しているほか、入学案内の各学

科の紹介ページにアドミッション・ポリシーを記載するなど、受験生に本学の求める人材 像が伝わるように工夫している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は建学の精神のもと、「教育目標」、「学習成果」及び「三つの方針」が学科において それぞれに関連し一体化になるように定め、教育の質保証を確保した教育活動を展開して いる。

しかし、本学の「目白大学・目白短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規定」は併設の目白大学と同一規程であり、必ずしも短期大学課程においてはわかりやすい表現ではないため今後整理をしていく。

三つの方針は広く発信をしているが、ステークホルダーの意見を十分には反映されていいない部分もありPDCAを推進することにより、更なる教育の質保証に取り組みたい。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

#### <根拠資料>

#### 提出資料

- 3 目白大学短期大学部学則
- 7 目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び認証評価等に関する規則
- 8 目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程
- 23 2020 年度 事業報告書

#### 備付資料

- 6 2020 年度外部評価委員会資料
- 7 ウェブサイト「2020 年度就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果 調査結果報告」

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/pdf/col\_career\_rprt2020.pdf

- 8-1 ウェブサイト「短期大学部評価」
  - https://www.mejiro.ac.jp/college/about/evaluation/
- 8-2 自己点検評価報告書 (平成 29 年度·平成 30 年度·2019 年度)
- 9-1 授業評価アンケート
  - https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/
- 9-2 教育活動に関する授業点検アンケート (2020年度 春学期)
- 10-1 第3次中期目標・中期計画
- 10-2 第4次中期目標・中期計画
- 11-1 研究業績プロ 概要
- 11-2 2020 年度 目標設定・計画書

- 11-3 2020 年度 成果・実績報告書
- 16 卒業における学修成果アセスメントテスト
- 18 新入生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 20 授業参観報告書(2020年度春学期・秋学期)
- 21 在学生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 26 メジプロに関する資料
- 31 卒業生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 33-1 学生カルテ
- 33-2 キャリアセンター 面談シート

#### 備付資料-規定集

- 15 目白大学短期大学部外部評価委員会規程
- 139 目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程
- 146 目白大学・目白大学短期大学部における成績評価の平均値(GPA)に関する規程
- 162 目白大学·目白大学短期大学部特別卒業留保制度実施規則
- 198 目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程

# [区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
  - (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
  - (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
  - (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
  - (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
  - (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では内部質保証の推進のため、自己点検・評価のための規程として、目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び認証評価等に関する規則(提出-7)及び目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程(提出-8)を整備し、実施体制など必要な事項を定めている。

自己点検・評価及び認証評価等に関する規則では、第1条で「この規則は、目白大学学則第2条第2項、目白大学大学院学則第2条第2項及び目白大学短期大学部学則第2条第2項の規定に基づき、目白大学、目白大学大学院及び目白大学短期大学部が行う教育研究等の水準向上のための自己点検・評価及び認証評価の受審並びに自己点検・評価等の実施体制について、必要な事項を定めるものである」と定めている。

同第2条において自己点検・評価等の事項は次のとおり定めている。

- (1) 教育研究活動に関する事項
- (2) 学生生活に関する事項
- (3)組織及び運営に関する事項
- (4) その他必要な事項

また、同条2項で「前項の各号に係る点検・評価項目等は、目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程(以下、「内部質保証に関する規程」という。)第4条第1項第3号に基づき内部質保証委員会が設定する」とあり、実施体制は「本学が行う自己点検・評価等は内部質保証に関する規程第4条に規定する内部質保証委員会が統括する」(第3条)「大学における学部及び大学院研究科、短期大学部における学科は、第2条に定める項目について自己点検・評価を行う」(同条2項)と定めている。

実施方法は「大学における学部及び大学院研究科、短期大学部における学科、大学事務局は、それぞれ内部質保証委員会が策定した自己点検・評価実施要項に則って、毎年度、自己点検・評価を行う」(第4条)「大学における学部及び大学院研究科、短期大学部における学科、大学事務局は、それぞれ自己点検・評価結果を内部質保証委員会に報告する」(同条2項)「内部質保証委員会は、自己点検・評価結果に基づく改善策または向上策を策定・実行する」(同条3項)と定めている。

自己点検・評価結果の取扱は、第5条において「学長は、自己点検・評価結果を内部質保証に関する規程第7条に規定する外部評価委員会に提出し、意見を聴取し、改善計画の策定等に生かすと規定し、その報告及び公表は、第6条において「学長は、自己点検・評価に関する年次報告書及び認証評価等に係る『自己点検・評価報告書』並びに認証評価結果等について理事会に報告するとともに、学校教育法が定める自己点検・評価の公表を行う」と定めている。

外部評価委員会については、学科の特性等を考慮し、大学と異なる組織で取り組む必要があることから、本学独自に目白大学短期大学部外部評価委員会規程(備付ー規定集 15)として定めている。

定期的な自己点検・評価は、学校教育法第 109 条第 1 項の「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づいて実施している。

本学では学則(提出-3)第2条において「教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めており「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び認証評価等に関する規則」並びに「目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程」に沿った定期的な自己点検・評価を実施している。

日常的な自己点検・評価活動の仕組みとして、全教職員が参画するそれぞれの学内教学組織において5年間の中期目標・中期計画、すなわち第3次中期目標・中期計画(備付-10-1)、第4次中期目標・中期計画(備付-10-2)に基づき、年度事業計画を策定・実施し、毎年度終了時に計画事項の達成状況について点検・評価している。各部署が作成する

中期計画・年度報告・計画は教授会、学部長等会議、大学運営評議会を経て審議決定し、 学内共有するとともにウェブサイト(備付-8-1)において公表している。

教員は、学内委員会のいずれかに参加している。教員個人は毎年の研究・教育等の自己 評価を年度末に学科長に提出、面談を受けたうえで学長に提出しており、学生による授業 評価アンケート及び教員の相互授業参観と併せ、教育・研究能力の向上に努めている。

学生による授業評価アンケートはすべての担当科目において実施し、全体の評価結果はウェブサイト(備付-9-1)で公開するとともに、教員がアンケート結果を点検したうえ、改善策を記した「教育活動に関する授業点検アンケート」の結果(備付-9-2)は、一定期間図書館に配架することで学生・教職員が自由に閲覧できるように公開している。

本学では教育研究活動や自己点検・評価の客観性・公平性を担保し、教育研究活動のさらなる向上を図るために、目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程第7条に定める外部評価委員会を設置し、学外有識者による評価活動を行っている。

また、目白大学短期大学部外部評価委員会規程第3条において「委員は、次の各号に掲げる者のうちから本学の運営に関する見識を考慮して学長が選考し、委嘱する」と定めている。

令和2 (2020) 年度に開催した外部評価委員会においては、令和元 (2019) 年度自己点検・評価報告書、第4次中期目標・中期計画及び令和2 (2020) 年度事業計画書の各内容について外部評価委員から意見を聴取し、教育活動に反映している。

評価結果の改革・改善への活動は、第4次中期目標・中期計画に基づき、年度・半期毎 に前年度の各年度の評価を行い、次年度の行動計画を立案し、その実施状況を事業計画に 反映することで、PDCAサイクルを機能させている。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付-規定集139)において、教育の質を保証するためとして、アセスメント・ポリシーを定めて実行している。

本学のアセスメント・ポリシーは以下のとおりである。

#### アセスメント・ポリシー

本学の人材育成目的を達成するため、以下の方針に基づいて学修成果の評価を行う。 評価方法として、教員による学修成果の評価、学生による学修成果・学修行動等の主観的評価を用いる。これらの評価はすべての学生に対して実施する。

1. 教員は、科目の成績評価を通して学修成果の評価を行う。評価にあたっては、評価の方

法、評価の観点および評価基準をシラバスに明示した上で、厳格な成績評価を行う。

- 2. 入学時、在学時、卒業時に学生による学修成果の主観的評価をおこなうため、全学共通の調査を実施する。さらに、学生の学修ポートフォリオを活用して、学修や社会的活動における意欲・態度を評価する。
- 3. 能力面の評価は学科の人材育成目的に即した資格取得等を学修成果の評価とする。
- 4. 入学前教育の学修成果についても、客観的評価等を用いて検証に努める。さらに、本学の教育の成果を評価するための卒業後の調査を行う。
- 5. 短期大学部は、上記の適切な学修成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法等の改善に生かす。教員は、授業改善等を通して適切な学修成果が得られるよう努める。

上記を基に、本学では以下のような具体的な方針を定めている。

#### 5. 学修成果の評価に関する方針

学修成果の評価に関しては、評価そのものが、学生が将来創造的で自立的な社会人に成長 していくための手段でなければならない、との前提に立ち、以下の方針に沿って行うことと する。

- (1) 学生の学修成果を評価するに当たっては、学修の過程における、学期末の成績評価等の中間評価と、卒業時における最終評価とに分けて考え、卒業時に達成した成果の程度が、いかなる中間評価におけるそれよりも高くなっていることを確認するようにする。
- (2) 中間評価を行うに当たっては、試験・レポート・授業への参画等について行う。
- (3) 本学全体の教育成果を長期的な視点から正しく評価するために、在学生の卒業時までの学修成果を評価すると共に、学生が卒業後に自己評価等も行うようにする。

教育の質の保証は、目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程において明記されている。

平成 25 年に三つの方針を定めた後、平成 26 年に学士力検討委員会を設置、目白大学短期大学部学士力として「3つの力」を定めた。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会の『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』(平成28年3月31日)を受けて、平成28年、平成30年と改訂を行い、学士力を学生にとってわかりやすい形で示すために、令和元(2019)年に専門基礎力(学習成果)及びアセスメント・ポリシーを定めた。

令和2(2020)年、大学と短期大学部とが共通で定めていたアセスメント・ポリシーを、本学としてわかりやすい形で改訂を行った。

令和2 (2020) 年度の卒業生からは、アセスメント・ポリシーに従って各学科で「卒業における学修成果アセスメントテスト基準」(備付-16) を定め、製菓学科及びビジネス社会学科で実施した結果、全員がその基準を満たした。

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)については、個々の授業ごとに評価を行う 科目レベル、学科単位で評価を行う教育課程レベル、本学全体で評価を行う機関レベルに

種別することができる。アセスメント・ポリシーに従った、学習成果の評価方法は以下の とおりである。

アセスメント・ポリシー	評価内容	検証
1. 教員は、科目の成績評価を通して学修成果の評価を行う。評価にあたっては、評価の方法、評価の観点及び評価基準をシラバスに明示したうえで、厳格な成績評価を行う。	①成績評価基準 ②CAP 制・GPA 制 ③成績評価・単位付与 及び卒業認定	①成績の分布 ②GPA の分布 ③単位取得率及び学 位取得率 ④進路決定状況
2. 入学時、在学時、卒業時に学生による学修成果の主観的評価を行うため、全学共通の調査を実施する。さらに、学生の学修ポートフォリオを活用して、学修や社会的活動における意欲・態度を評価する。	①卒業時における学修成果アセスメントテスト基準 ②学修ポートフォリオ ③インターンシップ ④ボランティア ⑤スタディ・アブロード	①教員による評価 ②受講者数 ③単位取得者数
3. 能力面の評価は学科の人材育成目的に即した資格取得等を学修成果の評価とする。	①資格取得	①資格取得率 ②修了率 ③受験者数
4. 入学前教育の学修成果についても、 客観的評価等を用いて検証に努める。さらに、本学の教育の成果を評価するため の卒業後の調査を行う。	<ul><li>①入学前課題</li><li>②リメディアル教育「メジプロ」 (e-ラーニング)・公文式・教養マラソン</li></ul>	<ul><li>①取組状況</li><li>②成績</li><li>③卒業生アンケート</li><li>④就職先企業等に対する本学卒業生の学習成果調査</li></ul>
5. 短期大学部は、上記の適切な学修成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法等の改善に生かす。教員は、授業改善等を通して適切な学修成果が得られるよう努める。	①自己点検評価 (研究業績プロ) ②学生による授業評価 アンケート ③相互評価 (授業相互参観) ④内部質保証委員会	①自己点検と面談 ②学生による授業評 価アンケート ③相互評価結果 ④新入生アンケート ⑤在学生アンケート ⑥卒業生アンケート ⑦外部評価委員会

以下、項目ごとの教育の質の保証の詳細を示す。

1. 教員は、科目の成績評価を通して学修成果の評価を行う。評価にあたっては、評価の方法、評価の観点及び評価基準をシラバスに明示したうえで、厳格な成績評価を行う。

## ① 成績評価基準等の明示【科目レベル】

各教員は以下の方法で成績評価の厳格な管理を行っている。

シラバス上に成績評価基準を明記している。ルーブリック評価が実施できるよう評価 の客観的観点については特に配慮して記載している。

出欠管理は、教室入り口のセンサーで一括管理をされ、始業 10 分前より学生証を用いて登録を行い、教員はリアルタイムで確認を行うことができる。遅刻・欠席には基準を設け、定期試験の受験資格が定められている。

#### ② CAP制及びGPA制度について【教育課程レベル】

履修登録にはCAP制を導入し、目白大学短期大学部履修規程により履修登録単位数の上限を定めている。

可能な履修登録科目数は、目白大学・目白大学短期大学部における成績評価の平均値(GPA)に関する規程(備付ー規定集146)、及び目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程(備付ー規定集198)に詳細を定め、GPA平均値と連動し、成績優秀者はより多くの単位を、成績の芳しくない学生は単位数の上限を減じる措置が取られる。なお、学科長の許可により、上限を28単位とすることがある。

GPAは学修指導計画にも利用され、GPAが通算あるいは連続して2学期1.00未満の学生には学修指導を行い、通算0.50未満の学生には退学勧告も行う。

履修科目登録単位数の上限		GPA 3.00を超える	G P A 1.00 未満	特別な場合 (学科長の許可)
製菓学科	24 単位	26 単位	22 単位	28 単位
ビジネス社会学科	24 単位	26 単位	22 単位	28 単位
歯科衛生学科	28 単位	_	22 単位	_

#### ③ 成績評価【科目レベル】

成績評価の厳格性を維持するために、以下の方法で管理されている。

成績は、各教員が目白大学・目白大学短期大学部ポータルシステム上に入力を行う。 学生は、学生用のポータルサイトや Google classroom を利用して、出席状況、試験の 評価等をリアルタイムで確認することができる。その際、評価に対して質問・疑義等の ある場合には直接あるいは教務課を通じて申し出ることができる。

成績は教務課で集計し、学生カルテ (学務システム上のウェブカルテ) (備付-33-1) に反映される。

総合的な成績は、教務委員を通じて学科会議等において学科全教員に共有される。

## ④ 単位付与及び卒業認定【機関レベル】

単位の付与及び卒業判定は、教授会で承認を行ったのち、事務局長、副学長、学長に 稟議・承認されて決定する。

<学習成果の検証について>

学習成果の検証は以下のとおりである。

① 成績の分布について【教育課程レベル】

○2018年度~2020年度目白大学短期大学部成績分布表

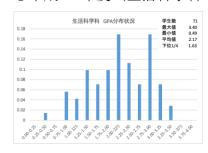
履	2010 <del>                                     </del>	及日口八十四分				成績			
修年度	学科	科目区分	S	A	В	С	D	G	N
		基礎教育科目	52	242	289	120	61	27	
	生活科学科	専門教育科目	74	208	356	132	74		2
2		自由選択科目	3	2	2	3	3		
0		基礎教育科目	29	97	180	64	17	14	
1	製菓学科	専門教育科目	72	189	452	263	29		
8		自由選択科目	1		1	2	4		
年		基礎教育科目	56	211	361	179	104	52	
	t゙ジネス社会学科	専門教育科目	91	251	417	184	91		2
		自由選択科目		6	4	2	5		
		基礎教育科目	29	125	204	108	29	32	
	製菓学科	専門教育科目	72	199	424	205	38		
2		自由選択科目		1	1	7	5		
0		基礎教育科目	69	236	343	121	30	66	
1 9	t゙ジネス社会学科	専門教育科目	86	220	259	109	19		
年		自由選択科目	2						
,	歯科衛生学科	基礎教育科目	8	68	76	65	8	0	8
	图件假生于作	専門教育科目	41	140	166	308	10		2
		基礎教育科目	31	148	179	43	38		
2	製菓学科	専門教育科目	70	203	436	88	41		
0		自由選択科目		5	8	3	2		
2 0		基礎教育科目	101	367	549	114	49		
年	t゙ジネス社会学科	専門教育科目	118	367	492	143	28		
		自由選択科目		3	2	2	2		

歯科衛生学科	基礎教育科目	26	180	111	29	6	
困 件 倒 土 子 件	専門教育科目	105	518	255	132	1	

成績評価は、Aは80~100点、Bは70~79点、Cは60~69点、Dは60点未満、Gは100点法で評価が難しい科目と指定された授業科目、Nは他大学等での既修得単位または指定の検定試験で合格を単位認定した場合。SはA評価のうち特に優れたものを履修者の10%以内で評価する。

## ② GPA分布について【教育課程レベル】

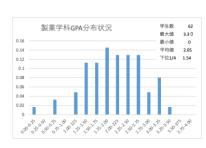
#### ○平成30年度(生活科学科の最終年度)

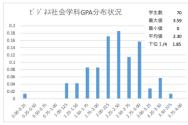






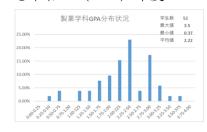
## ○令和元(2019)年度(歯科衛生学科新設)

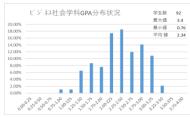






## ○令和2 (2020) 年度







学科・年度によるばらつきはあるが、GPA平均2.0をピークとしている。

# ③ 単位取得率及び学位取得率【機関レベル】

## ○単位取得率

当 <i>战</i> 战犯或		学生は各年度末在籍学生数ベース						
	単位修得率	生活科学科	製菓学科	t゙ジネス社会学科	歯科衛生学科			
	2018 年度	94. 38%	96. 35%	93. 36%	_			

2019 年度	97. 44%	95. 75%	94. 68%	98.00%
2020 年度	_	96. 44%	97.62%	99. 57%

<sup>※</sup>生活科学科は令和元(2019)年度に募集停止、同年度に歯科衛生学科を開設。

## ○学位取得率

2017 年度入学生	入学者数	学位を取得した者の数	学位取得率(%)
生活科学科	77	73	94. 80%
製菓学科	75	73	97. 33%
ビジネス社会学科	67	65	97. 01%
2018 年度入学生	入学者数	学位を取得した者の数	学位取得率(%)
生活科学科	80	68	85.00%
製菓学科	59	57	96. 61%
ビジネス社会学科	87	77	88. 50%
2019 年度入学生	入学者数	学位を取得した者の数	学位取得率(%)
製菓学科	64	61	95. 31%
ビジネス社会学科	72	69	95. 83%

<sup>※</sup>生活科学科は令和元(2019)年度に募集停止、同年度に歯科衛生学科を開設のため、歯 科衛生学科に卒業生はいない。

卒業延期者は単位制のため未修得単位を取得次第卒業となるため、半期ごとの卒業となる。卒業時、成績優秀者には優等賞を授与し、学位授与式において表彰を行う。

## ○進路決定状況(就職者数等)

生活科学科	2018 年度	2019 年度	2020 年度
卒業生数	73	67	1
進路決定数	66	67	1
就職者数	63	65	1
進学	3	2	0
未決定	3	0	0
希望しない	4	0	0

製菓学科	2018 年度	2019 年度	2020 年度
卒業生数	72	57	63
進路決定数	62	55	57

就職者数	60	55	54
進学	2	0	3
未決定	1	0	0
希望しない	9	2	6

ビジネス社会学科	2018 年度	2019 年度	2020 年度
こうホバ任芸子付	2010 平反	2013 平反	2020 千皮
卒業生数	65	74	72
進路決定数	60	69	66
就職者数	57	63	61
進学	3	6	5
未決定	2	5	3
希望しない	3	0	3

## ○内部編入(目白大学への編入学)状況

編入先		社会学部						の他の学	兰部
	社会情報学科			地域社会学科				(営学科) (語学科)	
卒業年度	2018	2019	2020	2018	2019	2020	2018	2019	2020
生活科学科	1	0	0	0	0	0	0	1	0
製菓学科	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ビジネス社会学科	1	4	2	0	0	3	0	1	0

また、内定取消等により不利益を被った学生の救済制度として、目白大学・目白大学短期大学部特別卒業留保制度実施規則(備付ー規定集162)が制定されている。

2. 入学時、在学時、卒業時に学生による学修成果の主観的評価を行うため、全学共通の調査を実施する。さらに、学生の学修ポートフォリオを活用して、学修や社会的活動における意欲・態度を評価する。

## ① 卒業時における学修成果アセスメントテスト基準【教育課程レベル】

令和2 (2020) 年度の卒業生からは、アセスメント・ポリシーに従って各学科で「卒業における学修成果アセスメントテスト基準」を定め、製菓学科及びビジネス社会学科で実施した結果、全員がその基準を満たした。

#### ② 学修ポートフォリオの活用状況【教育課程レベル】

製菓学科及びビジネス社会学科では、学生が学習の目標、学習成果を可視化し自己管理する目的でポートフォリオを作成している。1年次春学期の「ベーシックセミナー」、 秋学期の「ベーシックセミナー」(いずれも必修科目)において指導している。

作成するポートフォリオは、それぞれの学期の目標設定・振り返りシートや科目履修計画・評価シートなどがあり、学生が作成し、各担任が内容を確認し返却することで、学生自身が設定した目標とその達成度について担任が把握できる仕組みとなっている。作成したポートフォリオは、1年次秋学期の「キャリアデザイン」に引き継がれ、学生が就職活動を行っていくうえでの自己分析の資料として活用している。

歯科衛生学科では、個々の学生の臨床・臨地実習時の実習ノートをポートフォリオ形式とし、実習の進捗状況、日報、課題、自己評価、教員の巡回訪問、教員のフィードバック等を、学生自身、臨床実習施設、教員で管理し、学習成果の進捗状況を把握している。

学生部学生課・教務部教務課では学生カルテ形式のWEBポートフォリオで、学生の修学状況、成績情報を一元管理している(備付-33-1)。また、就職支援部では全学生との面談を記録し(備付-33-2)、就職指導に活用している。

## ③ インターンシップ【教育課程レベル】

社会的活動として、製菓学科とビジネス社会学科のキャリア形成科目にある「インターンシップ(短期)」(2単位)・「インターンシップ(長期)」(3単位)により企業研修を行っている。

令和2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、製菓学科では受入れ企業等の数及び受入れ日数が大幅に減少し、ビジネス社会学科では未開講となった。

インターンシップ	2018 年度	2019 年度	2020 年度
製菓学科	14	32	8
ビジネス社会学科	51	65	0
生活科学科	28	0	

#### ④ ボランティア【教育課程レベル】

社会的活動として、製菓学科及びビジネス社会学科の実践実習科目にある「ボランティア」(2単位)により社会奉仕活動などを行っている。

ボランティア	2018 年度	2019 年度	2020 年度
製菓学科	0	12	16
ビジネス社会学科	0	17	38
生活科学科	0	16	_

#### ⑤ スタディ・アブロード【教育課程レベル】

製菓学科及びビジネス社会学科の実践実習科目にある「スタディ・アブロード」(2単

## 位)により、海外研修を行っている。

令和2 (2020) 年度はコロナ禍のために実施できなかったが、令和3 (2021) 年度は海外との遠隔授業での語学学修を主とした形での実施を計画している。

スタディ・アブロード	2018 年度	2019 年度	2020 年度
製菓学科	0	6	0
ビジネス社会学科	1	2	0
生活科学科	0	2	_

#### 3. 能力面の評価は学科の人材育成目的に即した資格取得等を学修成果の評価とする。

#### ① 資格取得について【教育課程レベル】

学習成果は、正課の授業のみでなく、授業を通して、あるいは課外学修において取得できる各種資格のサポートを行っている。

本学で取得できる資格は、国家資格としては製菓学科の製菓衛生師、歯科衛生学科の 歯科衛生士国家試験受験資格を、一般財団法人全国大学実務教育協会認定資格として、 上級秘書士、秘書士、上級秘書士(メディカル秘書)、プレゼンテーション実務士を、一 般社団法人東京都食品衛生協会実施として食品衛生責任者、日本商工会議所認定資格と してリテールマーケティング(販売士)2級などがある。

それぞれの資格については、必要な受講科目等の資格取得要件がある。 また、その他の資格の取得についてもサポートを行っている。

## ○資格試験等合格率

国家資格				
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
歯科衛生士	_	_	_	
製菓衛生師	35 人・100%	19 人・100%	32人・100%	
一般財団法人全国大学実務教育協会認定資格				
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
上級秘書士	25	11	4	
秘書士	4	2	0	
上級秘書士(メディカル秘書)	11	2	1	
プレゼンテーション実務士	4	3	1	

日本商工会議所認定資格			
	2018 年度	2019 年度	2020 年度
リテールマーケティング 販売士1級	6	7	0
リテールマーケティング 販売士2級	29	19	10

## ○その他に取得をサポートする資格

資格	2018 年度	2019 年度	2020 年度
日本漢字能力検定2級	7	1	1
日本漢字能力検定3級	13	25	7
Microsoft Office Specialist (MOS)	43	22	1
サービス接遇検定1級	1	4	0
サービス接遇検定準1級	112	45	13
サービス接遇検定2級	135	66	0
ビジネス文書検定3級	0	65	0
日本商工会議所簿記検定試験3級	6	1	0
秘書技能検定準1級	0	2	4
秘書技能検定2級	32	21	22
医科医事事務管理士®技能認定試験	2	2	1
医師事務作業補助者(ドクターズオフィ	9	3	8
医科医療事務技能認定試験	3	7	12
ファッションビジネス能力検定	4	2	3
国内旅行業務取扱管理者試験	2	2	2
ブライダルコーディネート技能検定	3	4	1
ファッション販売能力検定	4	2	3

令和元 (2019) 年度までは生活科学科の学生を含む。令和 2 (2020) 年度は生活科学科の募集停止、また、新型コロナ感染症の影響で資格試験の中止等もあったために、取得者数が減少している資格がある。

また、資格取得者には、目白大学短期大学部資格取得奨励金規程による奨励金が支給さ

れる規程を設け、学生のモチベーションの向上に役立っている。

年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
奨励金支給者数	235	108	42

4. 入学前教育の学修成果についても、客観的評価等を用いて検証に努める。さらに、本学の教育の成果を評価するための卒業後の調査を行う。

#### ① 入学前課題【科目レベル】

入学決定者には、入学前の教育として読書感想文と、e-ラーニングを用いたドリル学習「メジプロ」(備付-26) によるリメディアル教育を課している。

読書感想文は、入学前に2冊の読書を課し、入学時のオリエンテーションまでに感想文を提出させる。課題図書は、1冊は必修で吉野源三郎著「君たちはどう生きるか」とし、もう1冊は各自で自由に選択できる。

## ② リメディアル教育【科目レベル】

e-ラーニングを用いたドリル学習「メジプロ」をリメディアル教育に活用している。国語・数学・英語・理科・社会の5科目を、学生個々が自分のペースで学ぶことができる。ベーシックとステップアップの2段階を用意しており、入学前までに国語・数学・英語のベーシックコースを終える。入学後ステップアップコースを学習し、1年次春学期に終了する。

授業を理解するために必要な基礎学力や、就職試験に必須となった一般常識試験への対 策力を身につけることを目的としている。

「メジプロ」ベーシックコース受講者

2020 年度入学生	国語	数学	英語	理科	社会
製菓学科	54	51	53	50	50
ビジネス社会学科	92	90	92	_	_
歯科衛生学科	25	23	25	_	

#### 「メジプロ」ステップアップコース受講者

2020 年度入学生	国語	数学	英語	理科	社会
製菓学科	50	49	49	50	49
ビジネス社会学科	87	83	83	_	_
歯科衛生学科	7	5	5	_	

このほか、公文式による英語学習や教養マラソン(図書4冊の読了、或いは展覧会・芸能鑑賞を行ったうえ800字程度のレポートを提出)などの課外学習を実施している。

#### 公文式英語学習参加者

公文式参加者	2018 年度	2019 年度	2020 年度
製菓学科	4	3	_
ビジネス社会学科	15	7	_
歯科衛生学科	_	2	_
生活科学科	1	_	_

<sup>※</sup>令和2 (2020) 年度はコロナ禍により未開講。

## ③ 卒業生アンケート(備付-31)【機関レベル】

卒業時に実施、教授会で報告している。

新入生及び在校生アンケートと比較して学生の成長を分析し、教学・学生サポートに活用している。

#### ④ 就職先企業等に対する本学卒業生の学習成果調査【機関レベル】

製菓学科・ビジネス社会学科の受け入れ先企業に対してアンケート調査を実施し、分析 を行い、結果はウェブサイト上に公開している(備付-7)。

5. 短期大学部は、上記の適切な学修成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法等の改善に生かす。教員は、授業改善等を通して適切な学修成果が得られるよう努める。

## ① 教員の自己点検・評価【科目レベル】

令和2 (2020) 年度より導入した研究業績プロ (教員の個人情報、学歴、職歴等の履歴情報、著書・論文等、研究、授業などの情報を統合し、ウェブサイト上の教員の情報公開と共に、researchmap にもリアルタイムに反映できるシステム) (備付-11-1) に入力を行う。

所属部門の上司は、年度初めに所属教員の前年度の自己点検・評価(成果・実績報告書) (備付-11-3)及び新年度の計画(目標設定・計画書)(備付-11-2)を確認し、面談を 行っている。このサイクルを継続することによって、PDCAを構築している。

研究業績プロ入力内容	項目
I 教育部門	目標・計画に対する達成状況の総括 ①授業 ②クラス・ゼミ指導 ③その他の学生指導 担当授業科目の自己点検・評価 授業科目・授業形式・自己点検

Ⅱ 研究部門	著書 論文(査読の有無) 研究発表(査読の有無) 国際学会・全国学会・地方学会 研究会・シンポジウム 作品出品(展覧会)・演奏・競技等 競争的資金(申請件数含む) 非競争的資金 学会賞等の受賞 講演 招待講演・教育講演・特別講演・記念講演・パネリスト
Ⅲ社会貢献部門	社会的活動及び地域貢献等 連携事業実績 産学連携・地域連携 包括連携協定の可能性 その他貢献(学会、団体、企業等)
IV管理運営部門	管理運営等(役職等) 役職・委員会・学科内運営等

## ② 学生による授業評価アンケート【科目レベル】

学生による授業評価アンケートは、半期毎にすべての科目に対して実施している。

アンケートは学生がポータルサイトを利用して入力するもので、教員もまた自己の評価 についてポータルサイトを通じてリアルタイムに確認をすることができる。

各教員は、アンケート結果に基づき「教育活動に関する授業点検アンケート」(備付-9-2)を実施し、感想、学生へのコメント、次年度への授業改革の入力を行う。

授業評価アンケート、授業点検アンケートの結果は、一定期間図書館に配架し、学生・教職員が自由に閲覧可能である。また、授業評価アンケートの集計結果及び総括は目白大学高等教育研究所ウェブサイトの情報公開として掲載している(備付-9-1)。

#### ③ 教員の授業参観を通じての相互研鑽【教育課程レベル】

春・秋それぞれの学期に教員相互の授業参観を本学独自に実施している。学科を超えて、また、専任・非常勤の枠を超えての実施であり、半期に1回以上の授業参観を義務付けている。参観した教員は授業に対するコメントを授業担当教員にフィードバックし、改善に役立てている(備付-20)。全教員のコメントを含む評価結果は、一定期間図書館に配架し、学生・教職員が自由に閲覧可能である。

④ 新入生アンケート(備付-18)【機関レベル】 新入生オリエンテーションの時期に実施、教授会で報告している。

## ⑤ 在学生アンケート (備付-21) 【機関レベル】

在学生オリエンテーションの時期に実施、教授会で報告している。 新入生アンケートと比較して学生の成長を分析し、教学・学生サポートに活用している。

#### ⑥ 卒業生アンケート(備付-31)【機関レベル】

卒業時に実施、教授会で報告している。

新入生及び在校生アンケートと比較して学生の成長を分析し、教学・学生サポートに活用している。

## ⑦ 外部評価委員会【機関レベル】

目白大学短期大学部外部評価委員会規程により、年に1回実施をしている。

令和2 (2020) 年は、地域における連携諸団体、就職先の企業、高等学校関係者、その他の本学関係者から代表して7名が委嘱されたが、コロナ禍により対面での実施が難しく、11月29日に Zoom を利用したオンラインでの開催であった(備付-6)。

以上のような評価・検証を元として、本学は教育課程・授業計画・教育方法等の改善を 行っている。

## ○アドミッション・ポリシーの検証実施体制

時期	審議内容	委員会・実施母体
前年度	<ul><li>・オープンキャンパス日程</li><li>・入学者選抜方法</li><li>・入学者選抜日程</li></ul>	<ul><li>・大学運営評議会</li><li>・学部長等会議</li><li>・入学センター運営委員会</li><li>・入試広報委員会</li></ul>
4月	<ul><li>・学校案内</li><li>・オープンキャンパス</li><li>・入試問題作製</li><li>・入学者アンケート/在校生アンケート</li></ul>	<ul><li>・入学センター運営委員会</li><li>・入試広報委員会</li><li>・入学試験問題作成・点検委員会</li><li>・教授会</li></ul>
6月	・指定校の決定	<ul><li>・入学センター運営委員会</li><li>・入試広報委員会</li></ul>
9月	・入学者選抜試験	・入試広報委員会
12 月	・メジプロ	・教務委員会
2月	・新入生フォローアップセミナー	・各学科

## <関連規程>

目白大学短期大学部入試対策・判定委員会規則(A3-13)

目白大学・目白大学短期大学部における入学試験問題作成・点検規則 (G2-09)

学校法人目白学園広報調整委員会規程(A3-16)

目白大学短期大学部教授会規則(A2-08)

## ○カリキュラム・ポリシーの検証実施体制

時期	審議内容	委員会・実施母体
	・カリキュラム変更	<ul><li>・教務委員会</li><li>・教授会</li><li>・学部長等会議</li><li>・大学運営評議会</li></ul>
前年度	・学生便覧の作製 ・シラバスの入力	・教務委員会
4月	・学生便覧の配布 ・カリキュラム・ポリシー等の周知 ・履修登録 ・就職、進路相談	<ul><li>・教務委員会</li><li>・就職支援部</li><li>・就職・キャリア委員会</li></ul>
5月	・教員相互参観	・F D委員会
7月	・学生による授業評価アンケート	・F D委員会
12 月	・教員相互参観	・F D委員会
	・就職、進路指導	・就職支援室・就職・キャリア委員会
3月	<ul><li>・卒業判定</li><li>・卒業生アンケート</li><li>・就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果調査</li></ul>	・教授会

## <関連規程>

目白大学短期大学部 学科新設·改組等準備委員会設置要綱 (I2-05)

目白大学短期大学部履修規程規則(I3-01)

目白大学・目白大学短期大学部各種センター組織規則 (A4-09)

目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程(I3-03)

本学では、内部質保証の検討とともに、PDCAサイクルに則って効果的に改組転換を

行ってきた。

昭和38年に目白学園女子短期大学として開学し(当初は英語英文科)、平成6年に開設した目白大学への移行を含めて、以下のような改組転換を行った。

昭和39年 国語国文科及び生活科学科設置

平成12年 英語英文科と国語国文科を言語表現学科に改組

平成 13 年 国語国文科廃止

平成14年 英語英文科廃止

(目白大学の外国語学部英米語学科への改組)

平成16年 言語表現学科廃止(目白大学の日本語・日本語教育学科への改組)

平成19年 製菓学科設置

平成20年 子ども学科廃止(目白大学の子ども学科、児童教育学科への改組)

平成22年 ビジネス社会学科設置

平成 31 (2019) 年 歯科衛生学科設置

令和2 (2020) 年 生活科学科廃止、ビジネス社会学科カリキュラム変更

目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付-規定集 139) は、平成 25 年に施行され、改正手続きに従って、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度、令和 2 (2020) 年度と、定期的に点検・改変を行っており、令和 2 (2020) 年度改定時に、専門基礎力及びアセスメント・ポリシーを定めた。また、令和 2 (2020) 年度、学習成果及びアセスメント・ポリシーを明確化するために、学長の指示のもとに教務担当委員・学科長連絡会等での議論し、教授会で審議のうえ改訂を行うなど、定期的に点検を行っている。

3つのポリシーに基づく教育活動に関する自己点検・評価及び改善計画の策定については、目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程(提出-8)第3条第2項に定める内部質保証委員会で審議している。

第3次中期目標・中期計画、第4次中期目標・中期計画に基づき、各学科及び各委員会において検討、本学の各年度の行動計画を立案し、その実施状況、評価、次年度の事業計画を立案することで、PDCAサイクルが機能している。

事業報告書(提出-23)は毎年発行し、公表をしている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、適切に学則・規則等の更新を行い、カリキュラム等の改善を行っている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

令和3 (2021) 年度より、エンロールメント・マネジメントをさらに重点化し、学生の学習意欲を伸ばす一方で、休退学防止のために早期に学生の動向を把握し、情報共有をスムーズに行うため、教務課が管理する学生カルテのデータをより効果的に活用する。そのために、個人情報との兼ね合いを考慮しながら学生カルテの記載内容を精査する必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項> 特になし。

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

# (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

目白学園の建学の精神は「主・師・親」である。製菓学科・ビジネス社会学科・歯科衛生学科の3学科の教育目的・目標はカリキュラム・ポリシーという形で建学の精神に基づき明確に示すとともに、ディプロマ・ポリシーという形で目指すべき学習成果を明確に示し、それに基づき学内のあらゆる教育活動を行ってきた。そして、毎年のカリキュラム編成時にカリキュラム変更の有無や変更内容を検討・決定する際には、既存のカリキュラムの実態や変更予定内容がこのカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと合致するかどうかを確認し、必要があれば所定の手続きを経て両ポリシーの変更を行ってきた。また、令和2(2020)年度FD研究交流会「目白の歴史を知る」において、本学全教職員が「目白学園の歴史」「私の目に映る目白短大」として再認識するなど、建学の精神を定期的に確認する機会を設けている。

成績評価については、明確な基準を設けて厳格に適用するよう努め、学生便覧【履修要項 (短大)】において明示している。評価基準は学生便覧【履修要項 (短大)】に掲載しており、S = 特に秀でた成績 (総履修者の概ね 10%を限度とする)、A = 100 $\sim$ 80 点 (S 及び A の合計人数は総履修者の概ね 30%を限度とする)、B = 79 $\sim$ 70 点、C = 69 $\sim$ 60 点、D = 59 点以下としている。

令和2 (2020) 年に平成30年度~令和2 (2020) 年度の3年間に卒業生が就職した379社の企業・団体を対象に、就職先での状況、本学での学びや基礎能力の活用についてのアンケートを実施した。この調査は、在学時の学習効果が就職先で活かされているかどうかを検証し、在学生への教育活動や学生支援の改善に反映させることを目的としている。調査結果から、仕事に対する姿勢やマナー、コミュニケーション能力は好評価を得たが、情報リテラシーやオフィスなどのスキル、語学力の評価が低く、これを受けてビジネス社会学科では令和3 (2021) 年度に向けてカリキュラムの変更や、情報系教員の強化を行った。

平成 28 年度秋学期に学生による授業アンケート内容を改定し、平成 29 年度春学期から本格的な導入を行っている。現在は学生による授業評価アンケートをすべての担当科目において実施している。学生による授業評価アンケートの分析結果は各教員へフィードバックされ、学生のアンケート結果に基づいた教員の意見と改善策を入力し、図書館に配架することで学生が自由に閲覧できるように公開している。

教員相互の授業参観は平成 25 年度から全専任教員と全非常勤講師を対象に実施している。授業参観報告書を受け取った科目担当者は、参観者のアドバイスを参考にして、授業の改善策を検討し、次年度の授業に活かしている。改善された授業を参観時に実行できているかの検証をすることで、PDCAが完結するようにしている。

「目白大学・目白大学短期大学部の自己点検・評価及び認証評価等に関する規則」並びに「目白大学・目白大学短期大学部における内部質保証に関する規程」に沿った定期的な自己点検・評価を実施している。定期的な自己点検・評価は、学校教育法第 109 条第 1 項の「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づいて実施している。

自己点検・評価活動は、全教員が参加する各学科会議において協議、各種委員会、学科 長連絡会議、目白大学短期大学部学長・理事等役職者連絡会議(PD会議)、学部教授会で 審議した後、学部長等会議、大学運営評議会を経て最終決定している。また、教員個々人 も、毎年の研究・教育等の自己評価を年度末に学科長に提出し、成果報告するとともに、 次年度の目標設定について面談を行っている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学内のあらゆる教育活動が建学の精神とこれに基づく教育方針を基礎として行われているかどうかについては、引き続き自己点検を続けていく。さまざまな機会において建学の精神とその意義を繰り返し解説する機会を作っていくとともに、学生や教職員が日常的に建学の精神に触れられるようにしていく。また、FD研究交流会などを通して本学全教職員が建学の精神を定期的に確認する機会を設ける。

目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程について、 大学と短期大学部が同一の規程となっているため、利点も多い反面、やや煩雑な部分があ るため、今後整理を行う。

三つの方針については、ステークホルダーの意見聴取のうえ、見直し、点検を行う。

令和2 (2020) 年度から「卒業における学修成果アセスメントテスト基準」を制定し、 それぞれの教育課程と学習成果に合致した試験または課題を課し、卒業年次の全学生が合格することを求めた。今後も学修成果アセスメントテストを毎年度実施し、学則に定める 学科の人材養成にかかる目的及び教育研究上の目的が達成されているかの検証を行う。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## <根拠資料>

#### 提出資料

- 1-2 2020年度入学生用 学生便覧【履修要項(短大)】
- 2-1 入学案内 (Mejiro University College 2020)
- 2-2 入学案内 (Mejiro University College 2021)
- 3 目白大学短期大学部学則
- 6-1 2020年度シラバス
- 6-2 ウェブサイト「目白大学シラバス検索」 https://www2.mejiro.ac.jp/syllabus2019/
- 9 ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/dp/
- 10 ウェブサイト「カリキュラム・ポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/cp/
- 11 カリキュラム・ツリー
- 12 2020 年度 科目ナンバリング
- 13 カリキュラムマップ
- 14 ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/ap/
- 15 2020 年度 授業スケジュール
- 16-1 2020 年度 入学試験要項
- 16-2 2021 年度 学生募集要項

#### 備付資料

7 ウェブサイト「2020 年度就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果 調査結果報告」

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/pdf/col\_career\_rprt2020.pdf

9-1 授業評価アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 12-1 WEB シラバスシステム 操作手順書
- 12-2 シラバス点検科目リスト
- 13-2 ビジネス社会学科 2019 年度版ベーシックセミナー教員用マニュアル
- 14 2020 年度 教養マラソン
- 15 2019 年度 高等学校教員対象 入試説明会
- 16 卒業における学修成果アセスメントテスト
- 17 ポートフォリオ (ワークシート)

18 新入生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 19 短期大学生調查 (一般財団法人 大学·短期大学基準協会実施)
- 20 授業参観報告書(2020年度春学期・秋学期)
- 21 在学生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

23-5 ウェブサイト「2020年度 読書推進プログラム」

https://www.mejiro.ac.jp/library/news/shinjuku/report/20200709\_dokusho/

31 卒業生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 35 GPA分布(2018~2020年度入学生)
- 44 FD活動の記録(過去3年間)
- 50 SD活動の記録(過去3年間)
- 62-4 2020 年度就職・キャリア委員会 議事概要

#### 備付資料-規定集

- 139 目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程
- 146 目白大学・目白大学短期大学部における成績評定平均値(GPA)に関する規程
- 197 目白大学短期大学部履修規程
- 198 目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程

# [区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
    - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
  - (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
  - (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

ディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目標に基づき、それ ぞれの学科の専門性と学習の成果に対応させ、どのような力を身につけた者に卒業を認定 するかについて定めている。

卒業の要件については学則(提出-3)に明確に示しており、卒業要件は第24条に、卒業認定に関しては第25条に、学位授与に関しては第26条にそれぞれ規定している。成績評価基準については目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程(備付-規定集198)に規定している。また、ディプロマ・ポリシーについては、目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付-規定集139)に規定している。

学則で規定する本学の卒業の要件、卒業認定、及び学位授与は以下のとおりである。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は製菓学科及びビジネス社会学科においては2年以上、歯科衛生学科においては3年以上在学し、所定の授業科目について製菓学科は68単位以上、ビジネス社会学科は64単位以上、歯科衛生学科は103単位以上を修得しなければならない。

(卒 業)

第25条 本学において、製菓学科及びビジネス社会学科は2年以上、歯科衛生学科は3 年以上在学し、前条の卒業要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第26条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次に掲げる短期大学士の学位を授与する。

製 菓 学 科 短期大学士(生活科学)

ビジネス社会学科 短期大学士(社会経済)

歯科衛生学科 短期大学士(歯科衛生学)

ディプロマ・ポリシーは、卒業の要件の概要を示し、卒業要件の詳細、成績評価の基準は、入学直後のオリエンテーション、学期初めの履修指導において学生に周知徹底している。成績評価の方法及び観点についてはシラバスに明記し、評価の基準は数値で配点を明示している。なお、卒業認定・学位授与にあたっては、資格取得を要件としていない。

各学科のディプロマ・ポリシーは学生便覧【履修要項(短大)】(提出-1-2 55ページ) 及びウェブサイト(提出-9)への掲載を通して学内外に公表している。

製菓学科、ビジネス社会学科、歯科衛生学科のディプロマ・ポリシーは、全学のディプロマ・ポリシーに基づくもので、次のとおり定めている。

#### 目白大学短期大学部

本学は、在学年数、単位数等の卒要要件を満たし、以下の能力を身につけ、所属学科のディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)に適合した短期大学士の課程を修了した者に、短期大学士の学位を授ける。

- 1. 社会に目を向け、多様な視点からものごとを考え、課題解決に向けて学び続けることができる。
- 2. 専攻する分野の基礎的知識や技能、技術を修得し、活用することができる。
- 3. 豊かな人間性に根ざした教養とコミュニケーション能力を持ち、責任ある社会的行動をとることができる。

#### 製菓学科

- 1. 食についての基礎的な知識、製菓に関する専門知識を修得し、適切な判断をすることができる。
- 2. 諸材料の特性を理解し、それを活かした安全で美味な菓子を製作することができる。

3. 食に関する好奇心と問題意識を持ち、社会において責任ある行動をとることができる。

## ビジネス社会学科

- 1. ビジネス社会に必要な基礎的な知識を身につけ、問題解決に向けて適切に判断することができる。
- 2. 社会全般の諸問題について、情報リテラシーを活用してコミュニケーションを図ることができる。
- 3. 社会に対する関心を持ち、自らの立場から社会の変化に対応し、責任ある行動をとることができる。

#### 歯科衛生学科

- 1. 口腔保健に関する専門的な知識・技術を身につけ、高度化する歯科医療と多様な口腔保健ニーズに対応することができる。
- 2. 保健医療・福祉など多職種の人々との協働・連携を図るコミュニケーション能力を 身につけ、地域社会において人々の健康と生活を支える活動に取り組むことができ る。
- 3. 医療人として、高い倫理観を備え責任ある行動をとることができる。

ディプロマ・ポリシーは、本学の教育課程における単位認定基準(知識・技術・態度等の達成度)によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、その内容は目指す社会人像を取り入れて定めており、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与するとしており、社会的にも通用性が十分あると言える。また、学校教育法第104条の5のとおり卒業と同時に短期大学士の学位を授与していることから、社会的・国際的にも通用性がある。

ディプロマ・ポリシーについては、各学科で確認・点検を行っており、目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付ー規定集 139)に定める手続きに則り円滑かつ適切に改正できる体制が整っている。平成 26 年度からは教授会、学部長等会議、大学運営評議会において審議することとしている。

# [区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間

数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業 又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

各学科の教育目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーとアセスメント・ポリシーに対応した教育課程の編成にあたっている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを基に教育課程を定め、全学及び学科毎に、学生便覧【履修要項(短大)】(提出 -1-2  $56\sim57$  ページ)及びウェブサイト(提出 -10)において表明している。学生の資質と社会のニーズのバランスを見極めながら適切に対応できるよう、平成 28 年度に学科長を中心に見直しを実施し、平成 29 年度に改正を行った。アセスメント・ポリシーは、令和元(2019)年度に卒業認定・学位授与等の方針に関する規程に新たに加え、学生便覧【履修要項(短大)】において表明し、自己点検で見直しを図り、令和 2(2020)年度にさらに改正を行った。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、製菓衛生師法施行規則、歯科衛生士学校養成所指定規則等の関係法令にも従って学科ごとに体系的に編成している。基礎教育科目と専門教育科目とで構成しており、製菓学科及び歯科衛生学科においては、国家試験受験資格に必要な分野を中心に科目を設定している。

科目配置に関しては、各学科で作成したカリキュラム・ツリー(提出-11)を基に構成し、令和2(2020)年度から運用を開始した科目ナンバリング(提出-12)によってその体系性を確認している。

学期において履修できる単位数の上限については、目白大学短期大学部履修規程(備付 - 規定集 197)に定め、学生便覧【履修要項(短大)】において、学科別カリキュラムとともに周知している。製菓学科の卒業要件は 68 単位以上で、内訳は基礎教育科目 14 単位以上、専門教育科目 46 単位以上、自由選択科目 8 単位までとしている。ビジネス社会学科の卒業要件は 64 単位以上で、内訳は基礎教育科目 20 単位以上、専門教育科目 36 単位以上、自由選択科目 8 単位までとしている。3 年制の歯科衛生学科の卒業要件は 103 単位以上で、内訳は基礎教育科目必修 10 単位以上、専門教育科目必修 86 単位以上、基礎教育科目及び専門教育科目の選択科目 7 単位としている。

令和元(2019)年度より、ウェブシステムの学生カルテを改修し、GPAの表示・検索機能を強化した。また令和2(2020)年度より、目白大学・目白大学短期大学部における成績評定平均値(GPA)に関する規程(備付ー規定集146)を改正、学習意欲の高い学生には履修制限を一部緩和し学習の機会を増やすとともに、学習意欲が低下している学生へは履修制限を厳格化し、実質的な学習時間を確保し単位取得率を上げるために次のように履修登録単位数の上限を設定した。

製菓学科及びビジネス社会学科の履修科目登録単位数の上限は1学期につき 24 単位としている。その上で、履修登録学期以前の通算のGPAが3.00を超える学生に関しては、1学期についての履修上限単位数の上限を26単位としている。また、当該学科長が認めた

場合には、2年次生における履修登録単位数の上限を28単位とすることができる。ただし、 履修登録学期以前の通算のGPAが1.00未満の学生に関しては、1学期についての履修上 限単位数の上限を22単位としている。歯科衛生学科の履修科目登録単位数の上限は1学期 につき28単位としている。なお、履修登録学期以前の通算のGPAが1.00未満の学生に ついては、1学期についての履修上限単位数の上限を22単位としている。

成績評価についても短期大学設置基準等に則し、明確な基準を設けて厳格に適用するよう努め、学則(提出-3)第22条、履修規程、試験及び学習成績の評価に関する規程に定め、学生便覧【履修要項(短大)】(提出-1-2 28~30ページ)において明示している。

学業成績はシラバス(提出-6-1)に示した評価方法に従い、S・A・B・C・D・G・Nの7段階で行い、S~C・G・Nを合格(単位認定)、Dを不合格(単位不認定)としている。評価基準は学生便覧【履修要項(短大)】に掲載しており、S=特に秀でた成績(総履修者の概ね10%を限度とする)、A=100~80点(S及びAの合計人数は総履修者の概ね30%を限度とする)、B=79~70点、C=69~60点、D=59点以下としている。また、100点法での評価が難しい科目として指定された科目を履修し合格した場合をG評価とし、他大学で履修、資格試験合格で認定されている科目の単位はN評価としている。なお、一部科目の単位取得に関して、履修規程第12条に示した検定試験に合格した学生について、当該検定試験に対応する科目を履修したものとみなしN評価としている。

シラバスは全学で統一したフォーマットを使用し、ウェブサイト(提出-6-2)で公開している。内容は、科目ごとに必要な項目(科目ナンバリング、講義開講時期、講義区分、基準単位数、担当教員、授業の狙い、学生の学習目標、授業方法、授業内容(スケジュール)、授業の事前準備と事後学習、評価の方法及び観点、試験・レポートの返却方法、学習成果、必修資料、参考資料、アクティブ・ラーニングの導入、実務教員科目該当、ICTの導入、オフィスアワー)を示しているため、学生は自ら学習する内容を理解し、予習・復習に取り組みやすくなっている。

なお、令和元(2019)年度より、授業の事前準備と事後学習について、学生によりわかりやすい指示として伝わるよう全教員が具体的な時間を記載することとした。

シラバスはマニュアル(備付-12-1)に基づき、非常勤講師を含めた科目担当全教員が毎年度作成している。基礎教育科目・短期大学部共通科目・学科専門科目別のシラバス点検科目リスト(備付-12-2)を使用し、各学科教務委員、専門分野担当教員及び事務局(教務課職員)が点検し、公開している。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

教育課程の見直しは時代や社会の変化、法令の改正等を検討し、毎年度実施している。 翌年度に向けて改正がある場合は、学科長を中心に学科会議で検討し、教務委員会を経て 教授会で成案となる。

# [区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
  - (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

学則(提出-3)第19条の定めにより、建学の精神や教育理念、これに基づいたディプロマ・ポリシーを達成するため、基盤となる教育活動として教養科目である基礎教育科目を設置している。基礎教育科目は「豊かな人間性に根ざした教養とコミュニケーション能力、責任ある社会的行動の習得を目指し主体的な学びの姿勢、問題意識や課題意識を育成する」目的を具現化している。以下に学科別の教養教育について示す。

#### ■製菓学科

基礎教育科目では、教養科目群とキャリア形成科目群から成る教育課程を体系的に編成している。教養科目群は「日本語表現Ⅰ」「日本語表現Ⅱ」「保健体育」「ライフマネジメント」「芸術と文化の知識」「現代社会の動き」の6科目からなり、広範に基礎的教養を培うものである。基礎教育科目は14単位以上を修得することとしている。

キャリア形成科目群は「ベーシックセミナー」「職業と生活」「コミュニケーション」「情報リテラシー」「インターンシップ」及びボランティアや海外研修科目を擁する「実践・実習」の区分で構成されている。

#### ■ビジネス社会学科

製菓学科で述べたとおりであるが、基礎教育科目は 20 単位以上を取得することとしている。

なお、キャリア形成科目群「ベーシックセミナー」では、毎年改訂している教員用マニュアル(備付-13-2)を使用している(令和2(2020)年度は、コロナ禍によりオンライン授業となったため簡略版を使用)。毎週1回科目担当教員会議を開催し、授業の進捗状況のすり合わせや効果の実証と次年度に向けて改善の検討をしている。

#### ■歯科衛生学科

教養教育は基礎教育科目として配置している。基礎教育科目は、科学的思考の基盤科目群及び人間と生活科目群から成る教育課程を体系的に編成している。科学的思考の基盤科目群は「人間と生物」「情報演習」「保健体育」の基礎的教養を培う科目で構成されている。人間と生活科目群は「ベーシックセミナー」「心理学」「歯科英語」「生命倫理学」「日本語表現」「ビジネスコミュニケーション」「キャリアデザイン」の実践的教養の修得を目的とした科目で構成されている。また、歯科衛生士資格と関連付けた「人間と生物」「歯科英語」「生命倫理学」は、基礎教育科目と専門教育科目との関連を維持するために取り入れている。

なお、文部科学省及び厚生労働省による歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく専門教育科目を配置しており、歯科衛生士国家試験関連の科目が大半(86 単位)を占めている。 そのため教養教育に該当する基礎教育科目の占める割合は少なく、最低取得単位10単位以上を取得することとしている。ただし、教養教育の必要性を考慮し、時間割等の調整を図り単位取得への配慮をしている。

カリキュラムの専門教育科目の区分による編成は学科ごとに異なる。製菓学科は、①製菓の知識、②製菓の技能、③製菓衛生師の3つの科目群で編成している。ビジネス社会学科では、①秘書・ファイナンシャル、②メディカル秘書、③ファッション・カフェビジネス、④観光・ホテル・ブライダルビジネスの4フィールドで編成している。歯科衛生学科では、歯科衛生士養成課程に則り①専門基礎科目、②専門科目、③専門発展科目の3科目群を体系的に編成し、③専門発展科目群以外は全て必修科目として歯科衛生士国家資格取得を目指している。

教育目標に掲げる「これからの時代を生きる学生達に必要な3つの力」(「学び続ける力」「実践する力」「社会に役立てる力」)を身につけさせることを基本方針とし、本学が提供する専門教育を、学科別に①基本的知識・理解、②基本的能力、③基本的態度・志向性の3領域の学習目的の到達に向けたカリキュラムを通して、卒業までに一連の資質や能力を学生に獲得させることを目標としている。また、最終学年では、学科目標の学びの集大成として、卒業論文や卒業制作等を作成する「セミナー」を各学科で開講している。

「スタディ・アブロード」は、平成30年度はオーストラリアで実施し6名が参加した。翌令和元(2019)年度はシンガポールで実施し10名の参加と若干増加傾向にあったが、令和2(2020)年度はコロナ禍により実施に至らなかった。

また、平成30年度よりリメディアル学習の一環として、正規カリキュラム外で英語学習(公文式英語)を実施している。英語力にバラツキがあり、苦手意識の学生もみられるため教養教育の補助学習として位置づけて実施したが、令和2(2020)年度はコロナ禍により未実施となった。

目白大学新宿図書館では、学生の読書習慣をつけるために、図書館で所蔵している蔵書(コミック等は除く)から課題図書を選んで読書感想文を募る「読書推進プログラム」(備付-23-5)を実施しており、さらに本学では、学生の自主性を重んじての読書や芸術鑑賞の習慣をつけるための「教養マラソン」(備付-14)を実施している。実施時期は4月から翌年1月末とし、5冊(目白の100冊から1冊以上含む)分の読書感想文と、芸術鑑賞(美術館・博物館等)3回分の証明を提出させている。達成した学生は表彰し、賞状と記念品を授与している。なお、コロナ禍による例外的措置で、令和2(2020)年度は、図書館や美術館への訪問が可能な期間とし、課題も4冊分の読書感想文(うち1つを美術館・博物館に変えてもよい)に変更して実施した。読書離れが顕著な時代であるからこそ、幅広い教養を身につけて送り出すための取り組みとして継続している。

教養教育と専門教育との関連性を含め、カリキュラムに偏りがないかを精査・点検し科目ナンバリングを行い、次のカリキュラム改訂に活かすことを目的に令和2 (2020) 年度よりシラバスに記載し学生に開示している。科目ナンバリングは、授業科目に適切な番号を付与し分類することで、学習の段階や順序などを表し、教育課程の体系性を明示する仕組みとした。専門基礎科目と本学が掲げる「これからの時代を生きる学生たちに必要な3つの力」である①学び続ける力、②実践する力、③社会に役立てる力との関係性を関連付けて付番した。令和元 (2019) 年度は教員側の運用にとどまっていたが、令和2 (2020) 年度は科目ナンバリングを基にカリキュラムマップ (提出-13) を作成して、科目配置の見直しなどの修正を加えた上で、学生ネットサービスに公開した。これらを活用すること

により、学生は系統立てて履修科目を選択することが可能になった。

本学では人材育成の目的を達成するため、教養教育の効果の測定及び評価は、目白大学・ 短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付ー規定集 139)第8条2項関係の別表5に定めているアセスメント・ポリシーに基づいて行っている。評価方法として は、教員による学習成果の評価及び学生による学習成果・学習行動等の主観的評価を用い ており、これらの評価はすべての学生に対して実施している。

# [区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
  - (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は学則(提出-3)第1条において「教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は実際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする」と定めている。この全学の目的に沿って、同第3条の2に各学科の人材養成に係る目的を次のとおり定めている。

- (1) 製菓学科は、製菓に関する専門的な知識・技術の習得を通して、観察力や創造力を有する感性 豊かな人材を養成する。
- (2) ビジネス社会学科は、ビジネス社会に求められる実践的知識・技術の習得を通して、ビジネスに関する実務能力を有する有為な人材を養成する。
- (3) 歯科衛生学科は、口腔衛生の専門職に求められる専門的な知識・技術の習得を通して、科学的な判断力や実務能力を有する有為な人材を養成する。

本学の「職業教育」の実施においては、学生が各学科の教育活動で専門的、実践的な知識・技術を身につけるとともに、社会人として必要不可欠な「キャリアコンピテンシー」の育成を柱としている。基礎教育と専門教育を有機的に連携させることで、人間形成とキャリア意識の醸成を図る教育体制を構築している。

本学では少人数単位のクラス担任制度を採用していることから、この利点を最大限生かした個人面談に力を入れており、1年次から学業、学生生活、進路に関して継続性のある支援を行っている。また、キャリアセンターでは、求人企業の開拓、求人票の学生への公開、履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接、就職関連対策講座、学内企業説明会などの具体的で多彩な学生支援を就職支援部が中心となって実施している。

基礎教育では、社会で必要な常識と教養を身につけることを目指す教養教育科目群に加えて、将来に向けての自己の生き方を明確にし、職業選択、就職活動、あるいは社会における実践の場で求められる態度や基礎的スキルを養うことを目指すキャリア形成科目群を

設けており「ベーシックセミナー」「キャリアデザイン」を必修科目としている。キャリア教育の基礎となる「キャリアデザイン」(提出-6-1 項目  $25\sim29$ )は、就職支援部と就職・キャリア委員会(備付-62-4)が連携してキャリア形成を目的に実施しており、学科ごとにカスタマイズしたものとなっている。

同時に、各学科の特性を生かした教育を履修することで、目指す職業に対する意識を確 固たるものとし、職業に直結する知識やスキルを習得する。

製菓学科及びビジネス社会学科では、企業・団体からの協力を得て、1年次からインターンシップに参加できる体制を整え、学生の履修を推進している。

歯科衛生士国家資格取得を目指す歯科衛生学科では、医療機関などで行う臨床・臨地実習は学内での学びを統合する実践的な職業教育となっている。このように、学科ごとの特色ある専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。

職業教育の効果の測定・評価については、アセスメント・ポリシーに基づき、学生委員会、教務委員会及び就職・キャリア委員会が連携し、就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果調査(備付-7)、学生による授業評価アンケート(備付-9-1)、在学生アンケート(備付-21)等の結果や資格取得状況などの情報を全学科にフィードバックし、就職支援の結果や課題、教育上の課題を共有することに努めている。社会が変化する中で、求められる人材や必要な能力を把握し、教育課程の改善に反映している。

# [区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、 公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

全学及び各学科の受入れ方針は、基準 I-B-3 にあげている。

各学科が「育てて送り出す」という方針で教育を行い、それぞれのディプロマ・ポリシーに適う人材を社会に送り出すために、各学科の受入れ方針では、それぞれの専門分野を学ぶ意欲を明示している。また、その意欲の裏付けとなる基礎学力を入学前に獲得してい

ることを前提としており、入学前の学習成果の把握・評価を示している。さらに各学科が 求める基本的な知識や技能及び心構えは、それぞれの学習成果と具体的に関連付いている。

各学科のアドミッション・ポリシーは、目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付ー規定集139別表3)に定めており、ウェブサイト(提出-14)や募集要項(提出-16-1、16-2各1ページ)に掲載している。オープンキャンパスでは、各学科の教員が入試説明や個別相談の場において説明し、入学志願者に明確に示している。

アドミッション・ポリシーについては、高等学校の教諭からも受験生にわかりやすく説明し、入学前に学習すべき内容や取得が望ましい資格の支援、及び面接指導に活用されていることを確認している。

令和2 (2020) 年度入学者選抜まではAO入試、学校推薦型選抜入試(令和3 (2021) 年度入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜(内部・指定校・公募/チアリーディン グ推薦型)、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特別選抜(社会人・外国人留学生) を実施しており、入学者受入れ方針のとおり選抜方法ごとに学力の3要素(学習成果)の 重視度を示している。

高大接続の観点により、総合型選抜、学校推薦型選抜(指定校・公募)、一般選抜等、多様な入学者選抜において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かについて面接などを活用して評価・判断している。

AO入試(現総合型選抜)においては、令和元(2019)年度まで、製菓学科及びビジネス社会学科では、課題提出型と個別面接、歯科衛生学科においては小論文と個別面接を実施しており、令和元(2019)年度からは、公募推薦入試(現学校推薦型選抜)において同様の試験を実施している。令和元(2019)年度からは一般入試においても個別面接を実施しており、小論文・面接の評価、筆記試験、調査書の評定平均値・特別活動や指導上参考となる諸事項の内容を用いて総合的に合否を判断している。

授業料、その他入学に必要な経費については、入学案内(提出-2-1、2-2 各 44 ページ)、募集要項、及びウェブサイトに掲載し、オープンキャンパス等の説明会においても明示している。各種入学者選抜の合否判定は学則および「目白大学短期大学部教授会規則」「目白大学短期大学部入試対策・判定委員会規則」に則り教授会より入試対策・判定委員会に審議が付託されており、その結果は教授会で報告される。

アドミッション・オフィス等については、併設する目白大学と合同の事務組織である入学センターがあり、入試広報部職員がその任を担い、学生募集業務と入試実施運営業務を行っている。学生募集業務には、オープンキャンパス運営、高校訪問、出張授業、進路ガイダンス対応、本学施設見学(高校生、高校教員、保護者等対象)、広報用印刷物製作、募集要項製作、志願者データ分析等がある。また、入学試験業務としては、入試の実施、入試会場の運営、入試判定、合否通知対応等がある。毎月の入試広報委員会では、これらの業務について詳細な内容までコンセンサスを取りながら教職協働で運営・対応に当たっている。

入学者受入れの方針は高等学校関係者の意見を聴取し、定期的に点検している。入学センターの入試広報部職員並びに専任教員が高等学校を訪問した際に知り得た情報や要望等

は双方で蓄積し、情報の共有のために活用している。また、高等学校の進路担当教員を招いた入試説明会(備付-15)において意見交換を行い取り入れている。

## [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習の成果は、本学が掲げる教育目標(「学び続ける力」「実践する力」「社会に役立てる力」)に基づいており、学科別に具体的な学習成果の定義を「専門基礎力」として定めている(提出-1-2 58ページ)。学習成果の評価に具体性を持たせ、社会に役立つ人材育成の目的を達成するため、卒業認定・学位授与等の方針に関する規程に定めているアセスメント・ポリシーに基づいて行い、単位を取得した場合の学習成果を学生便覧【履修要項(短大)】、シラバスとともに具体的に示している。

教員による評価は、学則及び目白大学短期大学部試験及び学習成績の評価に関する規程 (備付ー規定集 198) 第 11 条の定めにより、以下の各号の中から学生に事前に示した評価 項目に基づき行っている。①筆記、論文 (レポート)、口述、実技及び作品等により行う学 期末試験、追試験及び再試験の成績、②①に定める以外の試験、小テスト、レポート、発 表、作品等の評価、③その他、学生の学習成績の評価に資する事項である。

学生による主観的評価は、新入生アンケート(備付-18)、在学生アンケート(備付-21)、 卒業生アンケート(備付-31)の実施により確認している。学生は学期毎に具体的な目標設定と自己評価を行い、学習成果に対する自己評価ができるようにしている。

また、在学中はポートフォリオを活用(備付-17)して、学修や社会活動における意欲・態度などの学習成果を学生自身が確認できるようにしている。ポートフォリオの資料を進路や就職先の選択に活用しやすくするため「ベーシックセミナー」「キャリアデザイン」「セミナー」において、履修科目計画・自己評価シートを確実に記録しており就業意識の涵養を図っている。

能力面の評価は学科の人材育成目的に即した知識や状況対応力の習得、資格取得等を総合的に判断して学習成果の評価としている。資格取得に関しては、製菓学科は製菓衛生師、ビジネス社会学科はビジネス関連資格、学科の4つのフィールドに基づく専門性の関連資格、歯科衛生学科歯科衛生士の資格取得や、取り組み姿勢も評価基準の一部としている。

卒業時には、学習成果習熟度を確認している。各学科において、シラバスに記載している「学生の学習目標」の到達度、学修時間、専攻やフィールド内で力を入れて学修した内容等をテストとして実施し、最終的な卒業判定としている。

本学では、上記の適切な学習成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法等の改善に生かしている。教員は、学生による授業評価アンケートのほか、教員間での授業参観等による相互学習やFD活動の一環としての研修等を

活用して授業改善等を行い、学生が適切な学習成果を得られるよう努めている。

# [区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学など への参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA数値は学習指導のツールとしており、履修登録抽選や2年次科目「セミナー」クラス分け、卒業時表彰者の決定、併設目白大学への内部編入、就職の学校推薦などにも活用している。

なお、平成30年度より「英語I」「秘書実務」「簿記I」「簿記II」の単位取得に関しては、履修規程(備付-規定集197別表4)に示された検定試験に合格した学生について、 当該検定試験に対応する科目を履修したものとみなし単位を認定している。

年 度	入学前資格利用	入学後資格利用	合計
平成 30 (2018)	4名	3名	7名
令和元 (2019)	0名	4名	4名
令和 2 (2020)	0名	0名	0名

※令和2 (2020) 年度はコロナ禍により、学生に対し当該認定制度について直接説明の機会がなかったことが影響していると考えられ、周知について令和3 (2021) 年度以降の課題とした。

令和2 (2020) 年度に制定したアセスメント・ポリシーでは、卒業時に「成績評価」「学生の主観的評価」「授業科目の成績評価以外での能力面での評価」によって学習成果の評価を行うことしている。それに伴い、令和2 (2020) 年度は「授業科目の成績評価以外での能力面での評価」を学科ごとに学習成果到達度を確認するための「卒業における学修成果アセスメントテスト」(備付-16) を卒業年度末に行うことによって学習成果の評価を行った。合格基準により学則に定める学科の人材養成にかかる目的及び教育研究上の目的が達成されているかの検証を行い、問題点や改善点について議論することによって次年度への改善を行っている。

ポートフォリオは、主に各学科の必修科目「ベーシックセミナー」「キャリアデザイン」の授業において指導している。自己評価シートをはじめ授業での成果等を蓄積したポートフォリオのファイル(備付-17)は、学生が自身の業績について振り返りと分析を行うことができるため、就職活動などに活用している。

ルーブリック評価は、導入の前に研修を実施し、その後段階的に導入している。平成30年度に目白大学公開講座「全学FD・SD研修会」(備付-50)にて学内教員から説明があ

り、令和元 (2019) 年度には短期大学部研究交流会に外部講師を招いての勉強会(備付-44) を実施した。研修内容を基に、製菓学科は令和2 (2020) 年度より非常勤講師を含む全教員に導入した。ビジネス社会学科の専任教員は、令和元 (2019) 年度に各自の代表科目、令和2 (2020) 年度に担当全科目について導入した。歯科衛生学科は令和2 (2020) 年度より専任教員担当全科目に導入し、シラバスに掲載し活用している。

学生調査は、就職企業等に対する卒業生の学習成果調査(備付-7)、学生による授業評価アンケート(備付-9-1)、新入生アンケート(備付-18)、在学生アンケート(備付-21)、一般財団法人大学・短期大学基準協会実施の短期大学生調査(備付-19)、卒業生アンケート(備付-31)、を実施しており、学科ごとに結果を分析して活用している。なお、本学が実施する上記アンケート結果については、ウェブサイトを通じ公表している。

学生による授業評価アンケートの結果については、科目担当教員が自己評価及び前年度の改善策を踏まえて授業点検アンケートを実施し、翌年度の授業の改善につなげるPDCAサイクルを循環させている。両アンケートの結果は、一定期間図書館に配架し、学生・教職員が自由に閲覧可能である。

就職企業等に対する卒業生の学習成果調査は令和2 (2020) 年度、卒業生を輩出している製菓学科及びビジネス社会学科と、就職支援部との共同で実施した。指摘はすみやかに検討し、次年度の科目編成に反映することができた。今後の定期的な実施を検討している。

教員相互の授業参観は平成 25 年度から全専任教員と全非常勤講師を対象に実施している。授業参観報告書(備付-20)を受け取った科目担当者は、参観者のアドバイスを参考にして、授業の改善策を検討し、次年度の授業に実施する。改善された授業を参観時に実行できているかの検証をすることで、PDCAが完結する。各学期に1科目以上の参観を義務付けており、参加率は下記のとおりである。

年 度	春学期参加率	秋学期参加率
平成 30 (2018)	91%	82%
令和元 (2019)	95%	100%
令和 2 (2020)	96%	100%

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

令和2 (2020) 年8~9月に、就職支援部が主体となり、平成30年~令和2 (2020) 年度の3年間に卒業生が就職した379社の企業・団体を対象に、就職先での状況、本学での学びや基礎能力の活用についてのアンケートを協力依頼した(備付-7)。この調査は、在学時の学習効果が就職先で活かされているかどうかを検証し、在学生への教育活動や学生支援の改善に反映させることを目的としている。アンケートは、ディプロマ・ポリシーに対応した8項目からなる。103社から返送があり、有効回答数は98で、調査結果は統計的

に処理後、ウェブサイト上で公開している。

本学卒業生は「職場の環境に調和している」「積極的に仕事に取り組んでいる」と就職先から高い評価を受けている。なかでも「仕事に対する姿勢」「コミュニケーション能力」「マナー」は5段階評価(5高←1低)における評価点が高い。良き伝統である明るく素直で、人間性豊かな本学学生の特長が反映された結果といえる。これら評価の高い能力をさらにのばす積極的な教育が、卒業後の評価、認知度向上に貢献すると考えられる。一方で「教養」「社会人としての基礎的な知識」については「5」「4」「3」と評価が分かれた。また、生活科学科(令和元(2020)年度より募集停止)、ビジネス社会学科では「情報リテラシーを活用する力」が、製菓学科では「製菓に対する基本的な知識と技術」が「3(普通)」との回答が多く、高い評価の割合が少ないことからは、社会人としての基礎的な知識のさらなる涵養と、基礎教育と専門教育との連動とその強化への期待が窺える。聴取した結果はただちに教務委員会で共有し、現行のカリキュラム内容を再度点検し、次年度の進路先アンケートの検討を開始するなど、PDCAサイクルに沿った改善に努めている。

令和2 (2020) 年度の結果で高い評価の割合が少なかった「情報リテラシーを活用する力」を向上させるために、製菓学科及びビジネス社会学科配置の基礎教育科目群キャリア形成科目の情報リテラシー区分に、Society5.0 社会の基礎を理解し必要な知識を習得するための科目として「情報と社会(1年次開講・選択授業・2単位・演習形態)」を新設することとした。ビジネス社会学科では、ディプロマ・ポリシーとも合致するDX社会に対応できる人材育成を目指すことを目的に、専門教育科目に「データ活用演習(1年次開講・選択授業・2単位・演習形態)」を新設した。

## <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学生が自律的に学習し確実な学習成果を得るためには、学生個々人の系統立てた履修が必要になる。

令和2 (2020) 年度より、科目ナンバリングをシラバスに記述し公開し、また、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムマップ、カリキュラム・ツリーをウェブサイト等に公開している。学生が履修計画や学習計画等に活用することを促すまでには至らない状況である。教員へのカリキュラムマップおよびカリキュラム・ツリーについての周知を徹底すること、学生が活用しやすい指導法を検討する。

#### <テーマ 基準 II-A 教育課程の特記事項>

本学では、教育目標に掲げる「これからの時代を生きる学生達に必要な3つの力」(「学び続ける力」「実践する力」「社会に役立てる力」)を身につけさせることを教育の基本方針としている。この3つの力を身につけさせるための基礎学力の習得として、e ラーニング「メジプロ」の学習でのリメディアル教育を実施するとともに「ベーシックセミナー」「日本語表現」「数的理解」などの科目で社会人としての基礎力を習得させている。また、「学び続ける力」を習慣化するために学生の自主性を重んじての読書や芸術鑑賞の習慣をつけるための「教養マラソン」も継続して実施している。読書離れが顕著な時代であるからこそ、幅広い教養を身につけて送り出すための取り組みとして継続している。

令和3 (2021) 年度からは職業又は実際生活に必要な能力の育成を目的として、情報リ

テラシーを活用する力を向上させるために、製菓学科及びビジネス社会学科配置の基礎教育科目群に、Society5.0 社会の基礎を理解し必要な知識を習得するための科目として「情報と社会」を、またビジネス社会学科では、DX社会に対応できる人材育成を目指すことを目的に、専門教育科目に「データ活用演習」を新設するなど、社会の要請に応えるためのカリキュラムの強化を図っている。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

#### 提出資料

- 1-1 2020 年度用 学生便覧【学生生活の手引き】
- 1-2 2020年度入学生用 学生便覧【履修要項(短大)】
- 2-1 入学案内 (Mejiro University College 2020)
- 2-2 入学案内 (Mejiro University College 2021)
- 6-1 2020 年度シラバス
- 16-1 2020 年度 入学試験要項
- 16-2 2021 年度 学生募集要項

#### 備付資料

7 ウェブサイト「2020 年度就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果 調査結果報告」

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/pdf/col\_career\_rprt2020.pdf

- 9-1 授業評価アンケート
  - https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/
- 9-2 教育活動に関する授業点検アンケート (2020年度 春学期)
- 13-1 フレッシュマンセミナーテキスト 2020 年度版
- 16 卒業における学修成果アセスメントテスト
- 17 ポートフォリオ (ワークシート)
- 21 在学生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

- 22 2019 年度 教育懇談会
- 23-1 ウェブサイト「図書資料の郵送貸出サービス」 http://lics-db.mejiro.ac.jp/database/yuso.html
- 23-2 ウェブサイト「2020年度 選書ツアー」 https://www.mejiro.ac.jp/library/news/shinjuku/tour/20201201/
- 23-3 ウェブサイト「2019 年度 特別企画展示・講演会」 https://www.mejiro.ac.jp/library/news/shinjuku/open\_lecture/190720/
- 23-4 図書館サポーターに関する資料
- 23-5 ウェブサイト「2020 年度 読書推進プログラム」 https://www.mejiro.ac.jp/library/news/shinjuku/report/20200709\_dokusho/

- 24-1 目白大学 2020 年版「キャンパスリテラシー入門」 -本学のネットワーク環境について
- 24-2 目白大学 無線LAN接続マニュアル
- 24-3 ネットワーク利用心得(学生編)
- 25 2020 年度新入生向けガイダンス資料
- 26 メジプロに関する資料
- 27 教員への遠隔授業アンケート
- 28 学生へのヒアリング調査
- 29-1 求人検索NAVI活用法
- 29-2 キャリアブック (2022 卒用)
- 29-3 2020 年度 保護者対象就職説明会
- 29-4 2020 年度卒業生進路状況表
- 30 ウェブサイト「奨学金・表彰制度」

https://www.mejiro.ac.jp/college/campuslife/aid/

31 卒業生アンケート

https://www.mejiro.ac.jp/kyouiku/department/ir/disclosure/

32 ウェブサイト「受験生応援サイト」

https://www.mejiro.ac.jp/college/jyukensei/

- 33-1 学生カルテ
- 33-2 キャリアセンター 面談シート
- 33-3 学生カード
- 34 進路一覧表
- 35 GPA分布 (2018~2020年度入学生)
- 36 2020 年度短期オンライン留学プログラム案内
- 44 FD活動の記録(過去3年間)

## 備付資料-規定集

- 36 学校法人目白学園文書保存規程
- 139 目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程
- 156 佐藤重遠記念賞規則
- 174 学校法人目白学園が設置する各学校の卒業生の子及び兄弟姉妹並びに在籍者の子 及び兄弟姉妹の入学金相当額の返還に関する規則
- 175 目白大学短期大学部の卒業生が目白大学へ編入学した際の入学金相当額の返還に関する規則
- 198 目白大学短期大学部試験及び学習成績に関する規程
- 200 目白大学短期大学部資格取得奨励金規程
- 208 桐和奨学金規程
- 210 桐光会奨学金規程

## [区分 基準 II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
    - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
    - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
    - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
    - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
    - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
    - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
  - (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
    - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
    - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
    - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
    - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
  - (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している
    - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
    - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
    - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
    - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に 活用し、管理している。
    - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準 II-B-1 の現状>

ディプロマ・ポリシーに対応した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。この成績評価基準はシラバス(提出-6-1)の「評価の方法および観点」欄に割合を明示することによって学生に周知している。

各科目の達成目標についてもシラバスに明示しており、教員は担当科目ごとにその達成 状況を適切に把握している。学習成績の評価の基準は、目白大学短期大学部試験及び学習 成績に関する規程(備付-規定集 198)に定めており、統一ルールに則って評価する仕組み を構築している。

本学では平成28年度秋学期に学生による授業評価アンケート(備付-9-1)内容を改定し、平成29年度春学期から本格的な導入を行った。学生による授業評価アンケートの分析結果は各教員へフィードバックされ、教員はこれを基に授業点検アンケート(備付-9-2)を実施する。結果は一定期間図書館に配架し、学生・教職員が自由に閲覧可能である。

教員は学科会議を通して、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。また、本学では専任教員と非常勤講師との協議、情報共有の場として「教育懇談会」を実施 (備付-22) しており、各授業における取り組みや学生の現状などについて認識を共有している(令和2 (2020) 年度はコロナ禍により開催なし)。

教員は、教育目的・目標に基づいた達成指標に従って、科目における到達目標を定め「学生の学習目標」としてシラバスに記載している。到達目標の達成度は、評価観点に基づいて評価している。教員が科目の成績評価を通して学習成果の評価を行うことは「卒業における学修成果アセスメントテスト基準」(備付-16)第一の項目として掲げている。

履修指導については、春学期最初のオリエンテーションで行い、卒業に至る指導については、製菓学科とビジネス社会学科においては2年時のセミナーで行っている。また、1年次春学期のベーシックセミナーの中で必修科目と選択科目の違い、基礎科目、専門科目への理解、講義、実習などの授業形態や単位制度、GPA制度について指導を行っている。

学生の学習成果の獲得をサポートする事務全般については、教務部教務課が担っている。 同課職員は成績管理、教育課程編成、時間割編成、シラバス編集、教務関係規程の整備、 定期試験の実施運営、TA・SAの管理、教務委員会(教務事項を所掌する専門委員会) の運営、教務システムの運用及び学生による教員評価等の業務を通じて、本学の学習成果 を認識し、教育目的・目標の達成状況を把握している。教務課の業務は、各学科の教育活動を日常的に支える基盤となっており、学生の学習成果獲得に大きく貢献している。

教務課は、学生課とともに学生にとって最も利便性の良いフロアに位置し、常時履修相談に対応できる環境を整えている。履修に関連するソフトウェアや授業で使用するハードウェアの管理及び利用支援を行う。新入生オリエンテーションでの指導、履修要項やシラバスの編集、ラーニングコモンズや学習支援センターの管理運営及び学生の卒業判定に係る事務を通じて、学生の卒業に向けた修学全般を支援している。

障がい等の学生については、学生部学生課内に障がい等学生支援室を設置し対応している。同室には専門のコーディネーターを配置し、各学科、教務課、学生課、保健室、学生相談室等の学内各部署及び学外諸機関と連携しながら、障がい等の学生の修学を支援している。

学生の成績記録の保管については、学校法人目白学園文書保存規程(備付ー規定集 36)に基づき、教務課が教務課長の責任の下、適切に行なっている。当該記録は、同第 3 条別表(文書保存期間表)に基づき永久保存することとなっており、具体的には教務システムと接続する学校法人のサーバ内に電子データの形で保管している。

図書館は併設の目白大学と共用している。図書館長は併設の目白大学教授が務めており、 専任職員1名を配置している。業務の多くを外部委託しているが、高度な専門性を有する スタッフが常駐しているため、きめ細かく良質なサービスを安定して提供することが可能 である。

授業実施期間中の平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで開館している。 授業期間以外の開館などについては、ウェブサイトや図書館のツイッターなどで随時情報 提供している。なお、社会貢献の一環として、新宿区立図書館との相互利用協定に基づき、 区内在住者或いは在勤者にも開放している。

OPACを導入し容易に蔵書検索を行うことができるほか、自動貸し出し機、返却ボッ

クスを設置、学生は簡便な手続きでサービスを受けることができる。令和 2 (2020) 年度 は感染症拡大防止の観点から入館を制限せざるを得なかった代わりに宅配等による貸し出しを実施した(備付-23-1)。

館内には少人数の授業を行うことができる学習室やPC室を完備し、学生が図書館を利用するきっかけとなっている。入学直後には図書館の活用方法などについてガイダンスを実施しているほか、日常的に学生の質問や要望に対応している。また、書店の協力を得て、学生が直接興味・関心のある書籍を選ぶことができる「選書ツアー」を実施している(備付-23-2)。選書ツアーは学生が書店に出向いて行う形式と、書店が推薦する図書を図書館内に展示する形式で年2回開催している。学生の選書に対するリクエストにも常時応じており、教員や図書館だけの選書によらず、学生自身が選書に参加することで蔵書の充実に努めている。

専任教員が専門性を生かしたテーマを設定し、それに沿った書籍などを館内に展示、紹介する特別展示を年1回開催している(備付-23-3)(令和2(2020)年度はコロナ禍により開催なし)。展示期間中には、テーマに関する講演会を合わせて行い、理解の深化につながるよう工夫している。

サービスの一層の向上を図るため、学生から図書館サポーターを募り(備付-23-4)、 蔵書の充実以外にも学生の声を図書館運営に反映している。

「読書推進プログラム」(備付-23-5)を年1回開催し、学生の読書を促進するとともに、語彙力、文章力の向上を目指している。従来は「目白の100冊」と称する図書館が選定した図書を対象として読書感想文を募集していたが、学生の主体性を重視し、参加を促進するため、令和2(2020)年度からコミック等を除く図書館の蔵書すべてを対象として行うこととした。

0., ( 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1							
年度		入館者数計		貸出冊数			
平 度 	1年次生	2年次生	計	1年次生	2年次生	計	
平成 28 年度	_			1, 193	414	1,607	
平成 29 年度	_			626	649	1, 275	
平成 30 年度	3, 579	1, 795	5, 374	599	518	1, 117	
平成 31 年度	3, 440	1,890	5, 330	1, 115	549	1,664	
令和元年度	1, 893	1, 932	3, 825	626	431	1, 107	

なお、学生の図書館の利用状況は以下のとおりである。

※平成29年度以前の入館者数は統計なし

※令和2 (2020) 年度は感染症拡大防止のため、入館制限等を実施した

本学では情報環境の維持管理・運営を行う組織として、教育部門を担う情報教育センターと、インフラ部門を担う情報システム課を設置している。

情報教育センターでは、併設の目白大学と共用でPC教室5部屋(各教室40台ほどのPC)及び自習用ラウンジ(PC10台)を完備している。主として基礎教育科目の「情報活用演習」関連の授業で使用するが、学科の専門科目にも予約に応じて貸し出しを行い、多くの授業で活用している。毎年半期ごとにメンテナンスを行っており、授業計画に沿った

PC環境の整備・要望に沿ったソフトウェアのインストール等を実施している。

情報システム課では事務局各課・学科事務室に1人1台の業務用PCを支給し、大学運営に活用している。各課の業務内容に合わせてPCスペックを最適化、ソフトウェアを配備するなど利便性の向上を図っている。日常的なメンテナンスの他、職員の入退職・異動に合わせてPCの設定変更を行っている。

学生が利用できるPCとして、キャンパス内4か所のエリア (PC演習室・メディアプラザ・ネットカフェ・図書館) に計 343 台の端末を設置している (備付-24-1)。端末の管理は情報教育センター・情報システム課が分担しており、半期に一度メンテナンスを実施、およそ5年単位でOSと端末の更新を行い、利便性・セキュリティの向上に努めている。また、PC演習室エリアには情報教育センターの助手が常駐しており、学生からの質問対応を行っている。

また、学内各所に無線LANアクセスポイントを設置しており、一般教室をはじめロビー、食堂・ラウンジなどあらゆる場所で利用できるよう整備している(備付ー24-2)。アクセスポイントはセキュリティ対策としてRadius 認証を導入しており、学籍番号・パスワードを用いて接続する。PC(Windows)・スマートフォン(iOS、Android)向けの利用手順を学生ネットサービスで公開しており、学生は手順を参照して自由に接続することが出来る。

学内のネットワーク利用にあたっては、学校法人目白学園情報環境管理委員会により定められたネットワーク利用心得(備付-24-3)を遵守する必要があり、入学後の基礎教育科目「情報活用演習」で指導している。また、同センターがキャンパスリテラシー入門 WEBテキストを作成し、学内の情報環境や利用方法、セキュリティ対策などを案内している。その他、入学時に配布される学生便覧や、学生ネットサービスにも情報を公開している。

情報技術に関する窓口として、学生からの問合せを情報教育センターが、教職員からの問合せを情報システム課が担当し、操作に関する質問やトラブル対応を日常的に行っている。

また、学園から提供しているサービス(教職員ネットサービス・メールアカウント・学生ポータルサイトや無線LANアクセスポイントなど)に関するマニュアルや、よくある質問への対応を教職員ネットワークに掲載し、常に教職員が参照できるように整備している。

遠隔授業開始にあたっては、学生・教員それぞれに向けた特設の遠隔授業ポータルサイトを新設し、専用の問合せ窓口を開設するなどサポートを充実させている。

#### [区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス 等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行してい

る。

- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

## <区分 基準 II-B-2 の現状>

入学前教育の一環として、各学科でフォローアップセミナー(備付-25)を開催している。主な内容は、入学予定者同士と教員との顔合わせ、授業や学生生活についての情報提供及び新学期の行事についての告知である。学生相互の仲間作りや学生と教員との関係作りの機会として奏功している。

また、全学科共通の入学前教育としては、e-ラーニング学習「メジプロ」(備付-26)の実施と読書感想文の提出を課している。「メジプロ」は、セルフ学習システム「ラインズドリル」を本学向けにカスタマイズしたもので、現在はスマートフォンからもアクセス可能である。レベル別にベーシックコースと、より高い学習レベルのステップアップコースを導入している。ベーシックコースは「ベーシックセミナー」で、ステップアップコースは「キャリアデザイン」の中で指導する機会を設けている。専門知識の習得に必要となる基礎学力や、就職活動はもとより社会において求められる学力を習得させるため、5 教科(英語、国語、数学、社会、理科)に対応している。学科によって異なる達成率を目標に掲げていたが、令和3(2021)年度より3学科すべて5 教科の達成率100%を課すこととした。毎月開催しているFD研修において、クラス毎に全学生の進捗状況を把握している。読書感想文は全学科共通課題図書と自由選択書籍の計2冊について課し、入学後の「日本語表現 I」及び「ベーシックセミナー」での評価対象としている。

入学後のオリエンテーションでは、全学科合同ガイダンスにおいて、教務課職員による 履修方法の説明、学生課職員による学生生活についての諸注意、学生会代表学生による学 生会活動の紹介を行っている。学科別ガイダンスでは、各学科の教務委員による履修に関 する説明と、クラス担任による個別指導を行っている。また、奨学金説明会、健康診断な ども実施している。ただし、令和2(2020)年度はコロナ禍により入学式及びオリエンテ ーションが実施できなかったため、例年オリエンテーションで配布する学習支援のための 学生便覧などの書類一式や補助資料を自宅に送付し、支援が必要な学生についてはメール あるいは電話等で指導を行った。

学習支援のための資料としての学生便覧【学生生活の手引き】(提出-1-1)、履修に特化した学生便覧【履修要項(短大)】(提出-1-2)等を、毎年度発行している。令和 2 (2020)年度は全員に郵送するとともにウェブサイトにも掲出した。

本学では、コロナ禍により令和2 (2020) 年度の春学期授業開始は5月11日から遠隔授業で実施した。製菓学科の実習科目では、作製した菓子を試食して仕上がり具合を個々で

記録し評価することで、学習内容の定着を図っている。しかし、遠隔授業では教員が作成 した菓子との試食による比較ができず、学習効果に問題があると判断し、学生の自宅に教 員作成の試食用菓子を郵送した。これにより学習の定着がより確実なものになったと学生 の感想から判断できた。

春学期が終了した時点で教員へ遠隔授業に関するアンケート(備付-27)を実施し、教員から質問が多数寄せられた遠隔授業ツールについて、FD研究会において勉強会を実施した(備付-44)。

1年次春学期に開講の「ベーシックセミナー」では、入学生共通の必修科目として、各学科で作成した資料や併設大学と共通のフレッシュマンセミナーテキスト(備付-13-1)を使用し、クラスごとの均衡を図りつつ少人数での双方向型授業、グループワーク等を採り入れて主体的な学びを獲得することを目指している。毎週1回科目担当教員による、授業の進捗状況のすり合わせや効果の実証と次年度に向けて改善の検討をしている。

在学生に対しては学科ごとに各年度末に翌年次用のオリエンテーションにおいて、履修 科目のガイダンス等を行っている。

学生の主体的な学びを展開するため、アクティブ・ラーニングを取り入れた科目が増えている。授業の前後に出した課題についての学習結果を発表し合い、ディスカッション、ロールプレイングによる実習を行うことにより、気づきの学びを進めている。プレゼンテーション内容や論述回答を通して学習の進度が把握しやすいため、進度の速い学生には、相応の課題を課すことにより、上級資格の挑戦支援や補講を行っている。一方、進度の遅い学生には個別の補習や個々の課題を課すなど工夫をしながら指導を実施している。

本学には優秀学生を表彰する制度がある。

#### ■佐藤重遠記念賞

学園創立者故佐藤重遠先生の育英理想の実現と修学奨励の意志により、卒業年次在学生を対象に、学業、人物ともに優秀な者を褒章することを目的としている。この賞の選考は学科ごとのGPAを基準に審査し、上位者に対して授与している(備付-30、備付-規定集 156)。

## ■桐光会奨学金

本学在学生の保護者を正会員とする、教育後援「桐光会」の奨学金制度で、卒業年次在 学生対象のGPAを基準に推薦された成績優秀な学生に給付される(備付-30、備付-規 定集 210)。

#### ■桐和奨学金

平成7年度に目白学園女子短期大学(当時)卒業生や校友会からの寄付金により桐和奨学基金が設立された。1年次(歯科衛生学科は2年次)終了時のGPAを基準に推薦された成績優秀な学生に給付される(備付-30、備付-規定集208)。

#### ■資格支援取得奨励金制度

在籍中に所定の資格を新たに取得した場合、学修意欲を高めることを目的として奨励金

(備付-規定集200)を授与している。以下が、奨励金の受給状況である。

年 度	延べ受給学生数	学生数	在学生数比率
平成 30 (2018)	235 名	214 名	1.40
令和元 (2019)	122 名	198 名	0.62
令和 2 (2020)	42 名	136 名	0.31

※令和元(2019)年度は、生活科学科の募集停止により申請者が減少している。令和2(2020)年度春学期はコロナ禍により、検定試験の実施が見送られたり、学生が受検を控えたりしたため受検者数が減少している。

また、併設の目白大学、放送大学、及び近隣の短期大学の科目履修を希望する者に対しては、単位互換協定に基づき、卒業要件の自由選択科目に算入することを認めている。

学生へのきめ細かな指導及び助言を行うために通年でのクラス担任制をとっており、基礎学力が不足する学生や、単位修得や卒業に不安のある学生、欠席が多い学生に対しては個別に面談し、必要に応じて保護者と連携を取り解決を図っている。さらに、関係部署の職員と協力した相談・指導・助言も行い、常設の学生相談室ではカウンセラーによる相談が常時可能な体制を整えている。これらの学生の情報に関しては、各学科とも月例の学科会議で共有している。

また、非常勤講師を含む全教員が学生と対応するための時間として、オフィスアワーも 設定して対応している。具体的な時間は授業及び学生ネットサービスに掲載して、学生に 周知しているが、専任教員はオフィスアワー以外でも必要に応じて学生との対応時間を十 分取っている。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。留学生の受入れ及び 留学生の派遣(長期・短期)は実施していない。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データについては、アセスメント・ポリシー(備付ー規定集 139 別表 5)に基づき学習支援策を点検している。授業による学習成果の獲得状況については、教員によるルーブリック評価を含む評価基準を明確にし、学生に周知した上で実施している。また、学期ごとにGPAを算出することで、学習状況を把握している。社会人基礎力向上のためのアクティブ・ラーニングの導入については、シラバスの中で確認欄を設けている。卒業時には、単位取得状況や資格取得状況の確認に加え、学修成果アセスメントテストを実施している。

学生自身の学習成果の主観的評価には、入学時、在学時、卒業時の全学共通の調査票、 意欲・態度の評価等にはポートフォリオ (備付-17)、能力面の評価には学科の人材育成目 的に即した資格取得状況を活用している。また、入学前教育の学習成果についても、通常 科目において検証に努めている。

本学の教育成果については、就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果調査(備付-7)、卒業生アンケート(備付-31)等を確認し、それらの量的・質的データに基づき、本学(教授会、教務委員会、就職・キャリア委員会、学生委員会、各学科会議)は、適切な学習成果・教育の成果を得られているかを検証したうえで、教育課程・授業計画・教育方法の改善に生かしている。

## [区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。] ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

#### <区分 基準 II-B-3 の現状>

学生の生活を支援するため、学生委員会を併設の目白大学と合同で設置している。同委員会は学務部長(学生担当)、各学科の教員、学生部長、学生課長で構成している。同委員会は学生の生活指導に関する事項、学生の保健管理に関する事項、障害学生支援に関する事項、奨学金に関する事項、学生の課外活動に関する事項、学生団体の指導・援助に関する事項、外国人留学生に関する事項、その他学生に関する事項を審議し、その庶務は学生部学生課が担当している。

本学では学生に対してきめ細かな指導・支援を行うためにクラス担任制を採り、各クラスの担任教員を中心に全教職員が共同して学生の指導・支援にあたっている。

学生が主体的に参画して取り組むクラブ活動に関しては、本学の教職員が顧問となり、学生会本部団体である体育会本部または文化連合会本部の傘下に所属する団体を本学公認のクラブとして扱い、本学の施設利用や学内での部員募集活動に対する便宜を図っている。学生が学内で取り組む主なイベントにはスポーツフェスティバル、七夕祭、桐和祭(学園祭)、クリスマスパーティー、卒業パーティー等があり、これらの各種行事に学生が集中して取り組めるための支援体制として、学生会に対して、学生委員の教員と学生部学生課の職員が日々相談に応じたり、助言をする等の支援を行っている。

学生のための施設として1号館に食堂とローズウッドラウンジを設けるとともに、これに隣接してアメニティー・テラス「ポローニア」を開館している。ポローニア館内にはコ

ンビニエンスストアとコーヒースタンドを開設しており、学生が軽食や文具類を購入できるようになっている。このほか、7号館にコンビニエンスストア併設のアメニティースペース「ポローニアⅡ」や10号館にコーヒースタンド併設のラウンジスペースを設け、軽食を購入できる自動販売機も設置している。それぞれ学生の憩いの場となっている。

宿舎等を必要としている学生への支援対策として、個々の条件や要望に見合った物件を直接探せるように、安全・清潔・冷暖房完備の学生寮を運営する企業・不動産業者と提携し物件の紹介を行っている。株式会社共立メンテナンスが管理・運営している学生寮のうち、通学に便利な西武新宿線沿線に位置する2件を推薦学生寮、3件を指定学生寮として利用している。その他、株式会社富士ランドが管理・運営する東京女子学生会館(本館と別館の2件)と東仁学生会館も学生部学生課から紹介している。

学生の通学環境は、西武新宿線中井駅、都営大江戸線中井駅、都営大江戸線落合南長崎駅からは徒歩10分、東京メトロ東西線落合駅、西武新宿線新井薬師前駅からは徒歩15分の場所にあり、交通の利便性は良い。自転車での通学者に対しては、専用の駐輪場を学内に設けている。学生の通学時の事故防止のための交通安全については掲示板等を用いて啓発を行っている。

学生への経済的支援のために、本学独自の制度として、桐光会奨学金(備付ー規定集210)、桐和奨学金(備付ー規定集208)、卒業生・在校生の子女及び兄弟姉妹の入学金を返還する制度(備付ー規定集174)がある。桐光会奨学金は、本学及び目白大学の保護者を中心に運営している教育後援会組織である「桐光会」の財源を活用して、在学生のうち条件に該当するものに所定額を給付する奨学金である。桐和奨学金は本学及び併設する目白大学の卒業生によって設けられた基金に基づく給付金であり、3年次または2年次に在学している成績上位者各学科1~2名に給付される。平成30年度以降、学園設置校の卒業生・在籍者の子・兄弟姉妹が学園設置校に入学した場合、申請に基づき入学金相当額を返還している。また、私費外国人留学生の勉学推奨を目的とした制度を設け、授業料等(検定料、入学金、授業及び施設設備費)の減免を行っている。さらに、学外の制度として日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。令和2(2020)年度より、高等教育の修学支援制度も始まり、利用希望者のために学生部学生課が申し込み方法等についての説明会を行い、各種手続きの支援を行っている。

令和2 (2020) 年度コロナ禍による学生支援として、遠隔授業準備のために在学生全員に 50,000 円の給付金を支給した。更に遠隔授業の実施に伴う環境整備のため最大 150,000円の無利子貸与を行い、57 名の学生が利用した(貸与総額 5,810,000円)。タブレット端末を無償で貸与するため、150 台を準備し 30 台の利用があった。春学期の学納金については延納期限を通常の 5 月から原則 7 月末までに延長した。また、桐光会による遠隔授業助成金(製菓学科及びビジネス社会学科: 20,000円、歯科衛生学科: 30,000円)も 11 月に在学生全員に支給された。

本学学生の奨学金の利用実績(令和2(2020)年度)

種類		採用人数	給付・貸与の内容
桐光会奨学金	応急支援	1名	上限50万円 ただし1学期の学納金
(給付)第5回			総額を上限とする

目白大学短期大学部

	修学支援	1名	上限 30 万円
桐和奨学金 (給付)			8万円
日本学生支援機構奨	第1種		【2017年度以前入学生】
学金(貸与)			自宅通学:3万円/5万3千円
			自宅外通学:3万円/6万円
			【2018年度以降入学生】
			自宅通学:2万円/3万円/4万円/
			(最高月学) 5万3千円
			自宅外通学:2万円/3万円/4万円/
			5万円/(最高月学)6万円
	第2種		月額2万円~12 万円から選択(1万
			円単位)
高等教育就学支援制	支援区分 I	6名	第3回・第4回学生委員会資料参照
度		15名(9月)	
	支援区分Ⅱ	5名	
		14名(9月)	
	支援区分Ⅲ	1名	
		6名(9月)	
「学びの継続」のた		36 名	第3回 一時推薦者数
めの「学生支援緊急			
給付金」			

保健室は主要校舎である1号館1階にあり、常勤看護師1名と非常勤看護師1名が対応に当たっている。学生相談室は2号館2階にあり、学習、学生生活等の悩みについて、常時(授業期間中の月~金曜10~18時)カウンセラーが相談にあたっている。事前予約なしで相談できる「お昼休みアワー」も実施している。令和2(2020)年度の学生の相談利用実績は3名であった。

4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施している。その健康診断結果と健康状況 問診票をもとに必要に応じて医療機関での精密検査を勧めている。令和2 (2020) 年度は コロナ禍により9月~10月の5日間で分散実施した。

メンタルヘルスケアについては、学生相談室でカウンセラーによる面談を行い、教員、常勤看護師及びカウンセラーの連携による継続的なケアを行っている。コロナ禍にあっても必要に応じて来学あるいは Zoom を利用して遠隔で相談を行っている。専門的な援助が必要と思われる場合は専門医の紹介を行っている。また、ハラスメントの相談窓口としてハラスメント相談員を置いている。学生は自分が相談しやすいと考える相談員を自由に選んで相談することができる。

新宿キャンパス内にはAED (自動体外式除細動器)を9箇所に設置している。AED の設置場所やその他の健康に関する注意事項については学生便覧【学生生活の手引き】(提出-1-177~78ページ)において周知している。また、保健室や学生相談室へのアクセ

スについては、ウェブサイト及び学生ネットサービスにわかりやすく掲載しており、ここには新型コロナウイルス感染症に関連する事項も含まれる。

学生からの学生生活についての意見や要望については、クラス担任や科目担当教員のオフィスアワーを通して広く学生から聞き取るための配慮をしている。授業や学生生活の中で不安や問題を抱えている学生の情報は、各学科とも学科会議で全教員に共有され、学科長を中心に、担任をはじめ教員及び関係部署の職員でその学生に対して指導・支援を行っている。

また、学生生活について、状況を把握するためのヒアリング調査を行っている。例年代表学生に、授業内容や学生生活全般についての満足度や問題点についての意見交換を行っている。令和2 (2020) 年度はコロナ禍の影響もあり、リモートでのヒアリングを行った(備付-28)。

平成24年度より卒業時に「卒業生アンケート」(備付-31)を実施、在学期間を通しての満足度を全員から聴取することを継続しており、得られたデータは本学におけるPDCAの大きな裏付けとなっている。本学の授業内容について「満足できた」「やや満足できたと」の回答が平成30年度では68.0%であったものが、令和元(2019)年度には79.4%と向上している。なお、平成30年度においては、本学の施設や設備について「満足できた」「やや満足できた」と回答した者が53.6%と半数を占めており、本学での学生生活について「全体的に満足している」「やや満足している」と回答した者は55.6%と半数以上を占めた。

社会人学生については、積極的な募集対象としていないことから現在は該当学生が在籍 しておらず、特別な体制作りはしていない。また、長期履修については併設の目白大学と ともに制度を有していない。

障がい等を持つ学生への対応として、障がい等学生支援室を 10 号館 1 階学生課内に設置して授業のサポートを中心に、保健室、学生相談室等とも連携して様々な支援を行っている。本学ではバリアフリー化を進めており、学生が使用する主要校舎には多目的トイレを設置している。令和 2 (2020) 年度は、障がい等を持つとして特別な配慮を要する学生 3 名が在籍していた。

学生の社会活動の機会を創出し、社会活動を推進する目的で、地域連携事業や産学連携 事業を行い、学生の社会貢献を評価している。学科ごとの専門性を生かして積極的に貢献 するように支援している。

製菓学科では企業とコラボレートした商品を作り販売することや、コンテストの企画・ 実施、店頭での販売促進活動など多岐にわたる内容を実施している。学園祭での商品販売・ 喫茶販売、製菓学科体験実習の実施により菓子作りを通して地域に貢献している。また、 販売実践の授業における売上金を、東日本大震災への義援金として、日本赤十字社に継続 寄付した。ビジネス社会学科では、クリスマス雑貨、オリジナルパンなど多様な商品を販 売する店づくり実習および販売実習をしている。夏休み期間にボランティア実習を行った 年度もある。なお、歯科衛生学科については、開設して2年目であることと、コロナ禍に よる活動の制限により社会的活動を実施できていない。

コロナ禍による対応策として、図書館での資料の貸出しにかかる経費を大学で負担し、 郵送サービスを行った。

学内での遠隔授業を受講できる環境を整備するために夏季休業中に無線LANの整備が行われ、新宿キャンパスのほぼ全教室で使用が可能となった。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職 支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

## <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援を目的として、各学科の専任教員と就職支援部職員で構成する就職・キャリア委員会を設置し、緊密に連携して活動している。毎月開催する会議では、就職内定状況の確認やキャリア支援のための授業・講座の内容や頻度、求人の依頼状況など、多岐にわたる情報を委員間で共有し、共通の課題に対しては全学的に対応していく体制をとっている。

また、就職支援部の全職員がキャリアセンターに常駐し、求人企業の開拓、求人票の学生への公開、履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接、就職関連対策講座など、具体的な支援活動を行っている。学内合同企業説明会を開催するなど、企業と学生のマッチングを図っている。本学では独自の就職支援サイト「求人検索NAVI」(備付-29-1)に求人情報を掲載しているが、卒業生が利用することも可能である。遠隔授業が大半を占めた令和2(2020)年度は、オンラインでキャリアセンターのクラスを開設し(備付 $-29-28\sim9$ ページ)、学生・教員双方へタイムリーな情報を集約して発信、その都度メールにてアクセスを促した。

学生への個別の支援についてはクラス担任・ゼミ担任が中心となり、各学生の動向を把握し、就職支援部と密に連絡を取りながら、情報提供やきめ細かな助言、指導を行っている。製菓学科及びビジネス社会学科では、1年次秋学期に就活キックオフを開催し、また、1年次秋学期後半から2年次にかけて、就職支援部職員が全学生に個別面談を実施し、希望進路の確認とキャリアセンター利用の働きかけや就職活動の開始につなげている。歯科衛生学科では、令和2(2020)年度秋学期の「キャリアデザイン」でキャリアセンター利用の働きかけや就職活動準備についての情報提供を行い、令和3(2021)年度から個別相談等の支援を開始予定である。

また、製菓学科、ビジネス社会学科は1年次生、歯科衛生学科は2年次生の保護者を対象とした就職説明会を開催(備付-29-3)している。この説明会は就職支援部並びに各学科就職・キャリア委員を中心に実施し、その内容は本学のキャリア教育に対する方針、具体的な就職支援の内容、卒業生の就職先の紹介等である。就職内定者による就職活動体験談は例年保護者に好評である。

キャリアセンターは学生が利用しやすい1号館1階に位置し、求人票を閲覧できる資料

コーナーと相談コーナーを設置している。就職支援部の専任職員にはキャリアコンサルタント資格を持つ者2名が含まれる。さらに、職員とは別にキャリアカウンセラーを配置し、学生の相談等が多い時期には増員して対応している。キャリアセンターは併設の目白大学と共用であるが、短大生が気おくれすることなく利用できるよう、短大生の就職活動事情に詳しく、優先的に対応できる担当職員やカウンセラーを決めており、気軽に相談できる体制を整備している。就職活動が停滞している学生には、職員が個別に電話をかけて現況を確認し、きめ細かなアドバイスを行っている。また、新卒応援ハローワークの本学担当者による職業紹介を隔週で行っている。

就職に役立つ、或いは就職活動を有利に進め得る資格取得のためには、関連科目の受講が必須である。このため、履修登録時の情報提供と、積極的な資格取得の呼びかけを行い、授業での試験対策のほか、専任教員による補講や長期休暇中の集中講義により、サポートしている。本学では資格取得奨励金制度を設けており、在学中に取得した資格の種類や級に応じた奨励金を明示している。秘書検定、日商簿記検定、ビジネス文書検定、日本語検定、TOEIC、リテールマーケティング(販売士)検定、日本漢字能力検定、カラーコーディネーター検定、実用英語技能検定、サービス接遇検定、国内旅行業務取扱管理者試験、ファイナンシャル・プランニング技能士、Microsoft Office Specialist (MOS) が該当する。

製菓学科では、製菓衛生師コースが開講されて以降、1~3期生の製菓衛生師合格率の平均は98.7%で、毎年高い合格率を実現している。口腔保健の専門家を養成する歯科衛生学科では、国家資格取得を目指し、教員がきめ細かいサポートでバックアップしている。基礎的な知識の習得を経て、より専門性の高い知識を深めるとともに、学内外の実習によって歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の3大業務すべてに関する実践的なスキルを磨いている。国家試験準備に関しては、2年次より模擬試験の受験機会を提供するとともに、3年次には国家試験直前対策、学生個別指導等、国家試験合格を支援する予定である。

就職関連対策として、キャリアセンターでは、以下のとおり各種就職支援プログラムを開設し、随時キャリア相談、書類添削、面接練習を実施している。令和2(2020)年度はコロナ禍により、すべてオンラインで実施したが、一定期間配信をする講座が多く、繰り返し視聴することが可能であった。また「キャリアデザイン」の授業において、製菓学科、歯科衛生学科ではSPI模擬試験、ビジネス社会学科ではSPI模擬試験及び職業適性検査を実施している。

令和元(2019)年度実施 就職支援プログラム

	2年生	1年生
4月	公務員専門職講座	
5月	求人マッチングイベント	就活スタートアップガイダンス
6月	求人マッチングイベント	インターンシップ対策講座
	公務員試験対策 (面接)	SPI 模擬試験
	合同企業説明会	公務員ガイダンス

7月	求人マッチングイベント	SPI 模擬試験返却ガイダンス
	公務員試験対策 (面接)	
8月		SPI 対策講座
		公務員基礎講座(~9月初旬)
9月		SPI 対策講座
		公務員対策講座(~3月初旬)
		就活キックオフガイダンス
10 月	求人マッチングイベント	就職ガイダンス
		採用担当者に聞く仕事の基本
		業界・職種研究(~11月下旬)
11月	求人マッチングイベント	エントリーシート対策講座(基礎
		編)
		模擬面接
12 月	求人マッチングイベント	SPI 模擬試験
		就活用写真撮影
1月		SPI 結果ガイダンス
		公務員職種研究(~2月下旬)
		合同企業セミナー
		直前ガイダンス
2月		内定ステップ講座
		SPI 対策講座
		合同企業セミナー
		履歴書・エントリーシート講座
		集団面接・グループディスカッション講座
		就活集中講座
3月		公務員対策直前講座(~3月末)

就職・キャリア委員会にて、毎月の就職内定状況と、卒業時には進路状況を報告している (備付-29-4)。内定率をはじめ、内定先の業種や職種の傾向を把握して、対策を検討している。就職先から内定を得た学生の就職活動体験記は、キャリアセンターが進行業種別に進行状況等を分析し、学生への貴重な情報として大いに役立っている。また、就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果調査結果(備付-7)を共有、学科別に検討し、キャリア教育の内容に反映させている。

生活科学科は6フィールド、ビジネス社会学科は4フィールドを設け、主フィールドを軸とした幅広い多様な学びを可能にし、各自の興味・関心を確実に進路につなげている。フィールド制の特色が十分に発揮されており、多岐にわたる業種に卒業生を輩出している。製菓学科では、洋・和・パンの幅広いスキルを習得し、適性を見極めたうえで、学びを就職につなげる学生が主である。

## ■生活科学科

平成29年度以降3年間の就職状況を業種別にみると、ファッションフィールドの科目を 学んだ学生が多いことを反映して、アパレル関連、卸売・小売業が1/3強で最も多く、流 通、美容・飲食等のサービス業が続く。職種について過去3年間の平均をみると、販売が 35.6%で最も多く、次いで事務が30.4%、サービス23.1%の順である。

## ■製菓学科

平成 29 年度以降 3 年間の就職先業種をみると、製菓企業が  $4 \sim 5$  割と最も多く、製菓個人店が  $1.5 \sim 2$  割で、飲食・サービス、ホテル・結婚式場を含めると 8 割以上が専門に関連した就職先となっている。職種別の平均は製造が 57.3%と最も多く、販売 21.3%、サービス 12%で、事務はきわめて少数である。

## ■ビジネス社会学科

平成29年度以降3年間の就職状況を業種別にみると、観光を含めたサービス業、流通がそれぞれ2割以上、メーカー、医療機関・病院がそれぞれ1割以上である。なかで医療機関・病院はメディカル秘書フィールドの学生が就職している。職種別の平均は、事務職が52.8%と過半数で、そのうち医療事務が毎年10%以上を占めている。以下、販売が17.6%、サービスが11.8%、営業が11.3%であった。

なお、令和元(2019)年度卒業生の就職先職種は以下のとおりである。

#### ○令和元(2019)年度卒業生の職種(%)

	事務	販売	サービス	営業	製造	その他
生活科学科	28.6	36. 5	25. 4	3. 2	0	6.3
製菓学科	2.0	23. 5	15. 7	7.8	51.0	0
ビジネス社会学科	45. 2	32. 2	11. 3	6. 5	0	4.8

卒業後の進路が就職にも進学にも該当しない「アルバイト・家事」に分類される学生が、 平成28年度、平成29年度は10%超であったが、働くこと、社会人になることの意識づけ に力を入れ、個別指導に努めた結果5%以下に減らすことができた。令和元(2019)年度 卒業生の進路状況は、以下の表に示すように、卒業生198人のうち就職者は176人、進学 者は9人であり、就職率及び進学率はそれぞれ88.9%、4.5%であった。卒業時に進路先未 決定の学生については、卒業後も継続的に求人情報の提供を行っている。

	卒業生	就職希望者	就職者	進学	アルバイト・
					家事等
生活科学科	67	65	65	2	0
製菓学科	57	55	55	0	2

目白大学短期大学部

ビジネス社会学科	74	66	63	6	5
計	198	186	183	8	7

進学に関する支援は就職支援部就職指導課が担当し、併設の目白大学への編入学(推薦制度あり)、他大学への編入学(指定校推薦あり)、専門学校への進学等について行っている。目白大学への編入希望者には説明会を実施し、内部編入学者には目白大学短期大学部の卒業生が目白大学へ編入学した際の入学金相当額の返還に関する規則(備付ー規定集175)により入学金免除制度を設けている。留学支援は、国際交流センターにおいて行っているが、留学を希望する学生は出ていない。

## <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学は、学びを将来に生かすことができる人材の育成を目指している。情報教育においては、情報教育の環境の整備と、教育内容の見直・向上の両面から学生の支援を行っている。環境整備では、P C 教室を 5 教室設置し「情報活用演習」をはじめとする多くの授業で活用している。キャンパス内には学生が自由に利用できる端末も設置しているほか、コロナ禍の影響を受けた令和 2 (2020) 年度には、遠隔授業を学生自身の端末でもスムーズに受講できるよう、環境整備として無線 L A N をほぼ全教室で使用できるように整備した。教育内容に関しては、就職先企業等に対する目白大学短期大学部卒業生の学習成果調査結果からは「情報リテラシーを活用する力」について高評価点の割合が低く、基本的なオフィス系ソフトの操作・利用の習熟や情報収集能力の更なる向上を求める意見もみられた。ビジネス社会においては、実践的技術として、情報の収集・解析能力は必須であり、更なるレベルアップが課題である。情報リテラシー、特にコンピューターリテラシー能力は、入学前の習熟度に個人差が大きいことから、習熟度に応じた教育やリメディアル教育等の具体的な学生支援は今後に向けた課題である。

#### <テーマ 基準 II-B 学生支援の特記事項>

アドミッション・ポリシーでは、専門分野を学ぶ前提として、入学前に基礎学力を獲得していることを求めている。入学前の基礎学力には個人差がみられることから、学修支援として入学前教育を充実させ、e-ラーニングで学習できる「メジプロ」の実施と読書感想文の提出を課している。特に「メジプロ」は基礎学力の補完と就職活動で必要となる学力の習得を目的としており、入学後はベーシックコースからステップアップコースへとレベルアップを図っている。

一方、学生への経済的支援は、従来からの奨学金制度のほか、平成30年度以降、卒業生・ 在校生の子女及び兄弟姉妹の入学金を返還する優遇制度を設けた。また、学生の学修意欲 を高めることを目的に、平成27年度より、在籍中に所定の資格を取得した場合、奨励金を 授与し、資格取得をバックアップしている。また、令和2(2020)年度はコロナ禍による 学生支援として、遠隔授業準備のために在学生全員に給付金を支給し、桐光会による遠隔 授業助成金の支給もなされた。環境整備のための無利子貸付やタブレット端末の無償貸与 も行った。

## 〈基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画〉

# (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

卒業要件の詳細、成績評価の基準は、入学直後のオリエンテーション、学期初めの履修 指導において学生に周知を徹底している。成績評価の方法及び観点についてはシラバスに 科目毎に明記し、評価の基準は数値で配点を明示している。なお、卒業認定・学位授与に あたっては、資格取得を要件としていない。各学科のディプロマ・ポリシーは学生便覧【履 修要項(短大)】及びウェブサイトへの掲載を通して学内外に公表している。

アドミッション・ポリシーについては、募集要項や総合型選抜学生募集要項に定めるとともに、学科ごとに定められたアドミッション・ポリシーは目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程に定め、ウェブサイトで公表している。またオープンキャンパスでは、各学科の教員が入試説明や個別相談の場においてアドミッション・ポリシーを説明し、入学志願者に対して明確に示している。

学生へのきめ細かな指導助言を行うために通年でのクラス担任制をとっており、基礎学力が不足する学生や、単位修得や卒業に不安のある学生、欠席が多い学生に対して個別に面談し、必要に応じて保護者との連携を取り解決を図っている。さらに、関係部署の職員と協力した相談・指導・助言も行い、常設の学生相談室ではカウンセラーによる相談が常時可能な体制を整えている。これらの学生情報に関しては、各学科とも月例の学科会議で共有している。

令和2(2020)年度には、成績優秀の学生に対して、成績等により履修単位数の上限を緩和する条件を定め、履修規程に明記している。令和元(2019)年度より、学生カルテ(学務システム上のウェブカルテ)を改修し、GPAの表示・検索機能を強化した。さらに令和2(2020)年より、目白大学・目白大学短期大学部における成績評定平均値(GPA)に関する規程を改正、学習意欲の高い学生には履修制限を一部緩和し学習の機会を増やすとともに、学習意欲が低下している学生へは履修制限を厳格化し、実質的な学習時間を確保し単位取得率を上げるために次のように履修登録単位数の上限を設定した。具体的には履修登録学期以前の通算のGPAが3.00を超える学生に関しては、1学期についての履修上限単位数の上限を26単位としている。また、当該学科長が認めた場合には、2年次生における履修登録単位数の上限を28単位とすることができる。ただし、履修登録学期以前の通算のGPAが1.00未満の学生に関しては、1学期についての履修上限単位数の上限を28単位としている。なお、履修登録学期以前の通算のGPAが1.00未満の学生については、1学期についての履修上限単位数の上限を22単位としている。なお、履修登録学期以前の通算のGPAが1.00未満の学生については、1学期についての履修上限単位数の上限を22単位としている。

FD研修会については、目白大学短期大学部各種委員会規程の中で「FD実施委員会」について定めており、FD実施委員会の主導により併設の目白大学と合同で行う「全学FD研修会」を年に2回、本学全体または学科ごとでのFD研修会も年に1回以上開催した。令和2 (2020) 年度は、全学FD研修会において、遠隔授業とアクティブ・ラーニングをテーマに外部講師による講演会を催した。その他、本学の取り組みとして、授業相互参観、

脱落率低減促進検討、製菓衛生師試験対策、スムーズな臨床・臨地実習への移行を目的と した学習支援検討等を実施し、授業・教育方法の改善を図っている。

本学では、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業を実施している。令和2(2020) 年度はコロナ禍による入構制限のため実施を見送ったが、令和元(2019)年度に新設した 歯科衛生学科の施設・設備を使用して実践的な講習を行うことにしている。

また、地域や企業等の課題解決に貢献すべく本学の産学官連携ポリシーを定め、地域連携・研究推進センターを中心に活動を行っている。地域連携・研究推進センターは、本学の教育研究の成果を積極的に社会へ還元し、地域への貢献及び産業界との連携を推進するとともに、本学における地域連携教育及び学術研究をより効果的に推進することを目的として設置している。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生が自律的に学習し確実な学習成果を得るためには、学生個々にとって系統立った履 修が必要になる。

ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムマップ、カリキュラム・ツリーであるかを検討し、学生が履修計画や学習計画等に活用しやすくするための手引きを作成し、指導をする。

学生支援について、遠隔授業をスムーズに実施できる環境整備として、無線LANをほぼ全教室で使用できるように整備した。今後も情報教育の環境整備を積極的に進めていく。教育内容に関しては、「情報リテラシーを活用する力」について、基本的なオフィス系ソフトの操作・利用の習熟や情報収集能力を向上させるとともに、収集した情報の解析能力の修得を目指すべくカリキュラムの改善を行う。情報リテラシー能力は、入学前の習熟度に個人差が大きいことから、習熟度に応じた教育やリメディアル教育等の具体的な学生支援を検討する。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## <根拠資料>

#### 提出資料

なし

## 備付資料

- 11-2 2020 年度 目標設定・計画書
- 11-3 2020 年度 成果・実績報告書
- 37 様式18 教員個人調書
- 38 様式 19 教育研究業績書
- 39 様式 20 非常勤教員一覧表
- 40 様式 21 専任教員の研究活動状況表
- 41 様式 22 外部研究資金の獲得状況一覧表
- 42-1 目白大学·目白大学短期大学部学術研究倫理憲章
- 42-2 目白大学・目白大学短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する基本方針
- 42-3 目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理方針
- 42-4 目白大学・目白大学短期大学部における競争的資金に係る間接経費の使用方針
- 43-1 目白大学短期大学部研究紀要
- 43-2 目白大学高等教育研究
- 43-3 目白大学高等教育研究所所報「人と教育」
- 43-4 目白大学リポジトリ

https://mejiro.repo.nii.ac.jp/

- 44 FD活動の記録(過去3年間)
- 45 2020 年度特別研究費募集について
- 46-1 危機管理マニュアル「情報システム」
- 46-2 危機管理マニュアル「防災」
- 46-3 ウェブサイト「災害時の対応」

https://www.mejiro.ac.jp/medai/disaster/

47 ウェブサイト「教員紹介」

https://gjd.mejiro.ac.jp/mjrhp/KgApp

- 48 専任教員の年齢構成表
- 49 教員以外の専任職員の一覧表
- 50 SD活動の記録(過去3年間)
- 54-1 ハラスメント防止の心構え
- 54-2 ウェブサイト「ハラスメントの防止について」

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/disclosure/harassment/

54-3 ストレスチェックに関する資料

## 備付資料-規定集

- 3 学校法人目白学園事務組織規則
- 4 学校法人目白学園事務分掌等規程
- 12 目白大学短期大学部各種委員会規程
- 35 学校法人目白学園稟議規程
- 36 学校法人目白学園文書保存規程
- 53 学校法人目白学園就業規則
- 54 学校法人目白学園有期雇用教職員就業規則
- 55 学校法人目白学園再雇用教職員就業規則
- 56 学校法人目白学園非常勤講師·嘱託就業規則
- 57 学校法人目白学園パートタイマー就業規則
- 80 学校法人目白学園旅費規則
- 87 目白大学・目白大学短期大学部長期研修制度に関する規則
- 103 目白大学短期大学部教員選考手続規則
- 104 目白大学短期大学部教員等の資格基準に関する規則
- 110 学校法人目白学園経理規則
- 182 目白大学・目白大学短期大学部における研究費による物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い規程
- 183 目白大学·目白大学短期大学部専任教員基本研究費規則
- 184 目白大学·目白大学短期大学部専任教員特別研究費規則
- 187 目白大学・目白大学短期大学部における研究活動上の不正行為及び不正使用の防止等に関する規程
- 189 目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理審査に関する規程
- 190 目白大学人文社会科学系研究倫理審查委員会細則
- 191 目白大学医学系研究倫理審査委員会細則
- 207 目白大学短期大学部研究紀要出版規程

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を 充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経 歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を 配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の 規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、各学科の教育課程に沿って専任教員を適切に編成している。製菓学科は洋菓子、和菓子の両専門分野の教員、ビジネス社会学科では4つのフィールド(秘書・ファイナンシャル、メディカル秘書、ファッション・カフェビジネス、観光・ホテル・ブライダルビジネス)それぞれの分野を専門とする教員、歯科衛生学科では口腔保健を専門とする歯科医師または歯科衛生士の資格を有する教員を中心に編成している。

下表に示すとおり、短期大学設置基準における本学の学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数(イ)は製菓学科5名、ビジネス社会学科7名、歯科衛生学科10名であり、また、短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数(ロ)は4名であることから、合計で26名となる。現在本学では製菓学科5名(うち教授2名)、ビジネス社会学科9名(うち教授4名)、歯科衛生学科12名(うち教授6名)を配置し、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

#### 本学の専任教員数

令和3 (2021) 年5月1日現在(人)

学科	専任教員数				設置基準で定める教員数		
于作	教授	准教授	講師	助教	合計	イ	П
製菓学科	2	1	2	0	5	5	
ビジネス社会学科	4	1	3	1	9	7	
歯科衛生学科	6	1	2	3	12	10	
							4
合計	12	3	7	4	26	22	4

イ:短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める、学科の種類に応じて定める専任教員数ロ:短期大学設置基準第22条別表第1の口に定める、短期大学全体の入学定員に応じて定める 専任教員数

専任教員の職位については、目白大学短期大学部教員等の資格基準に関する規則(備付 - 規定集 104)にて資格要件が明確に定められており、学位、教育実績、研究業績、制作物 発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

全学科とも専任教員は主として専門分野に配置し、広い学びを提供するため、専任教員 では対応が十分でない科目には非常勤教員を配置している。

非常勤教員の採用は、目白大学短期大学部教員選考手続規則(備付ー規定集 103)が準用されており、資格基準は短期大学設置基準に準拠している。

また、実習科目においては教育の質、安全を期して助教及び助手を配置している。

教員の採用及び昇任については、目白大学短期大学部教員等の資格基準に関する規則及 び目白大学短期大学部教員選考手続規則に基づき適正に実施している。

## [区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を 行っている。]

- ※「当該区分に係る自己点検・評価のための観点」
  - (1) 専任教員の研究活動 (論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他) は教育 課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
  - (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
  - (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
  - (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
  - (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
  - (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
  - (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
  - (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
  - (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
    - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
  - (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

学生の学習成果獲得を向上させるために、専任教員は自らの専門分野における研究活動を通して最新の知見を得る必要があることを十分理解している。年度当初には教育課程編成・実施の方針に基づいて、目標設定・計画書(備付-11-2)を作成しており、教育及び研究活動の目標計画を専任教員自ら策定している。また、年度末には成果・実績報告書(備付-11-3)で、その成果を報告している。なお、各教員の研究成果等は本学公式ウェブサイトの教員紹介ページにおいて公開している。

令和2 (2020) 年度の科学研究費補助金には、3件応募し、内1件が採択となった。その他外部研究費の獲得実績はないものの、令和3 (2021) 年度科学研究費補助金へは1件の応募があり、研究費獲得へ向けて努力している (備付-41)。

専任教員の研究活動については次のとおり規程等を整備しており、いずれの規程も Staff-Net で全教職員が常時閲覧可能である。

- ・目白大学・目白大学短期大学部専任教員基本研究費規則(備付ー規定集 183)
- ・目白大学・目白大学短期大学部専任教員特別研究費規則(備付ー規定集 184)
- ・目白大学・目白大学短期大学部における研究活動上の不正行為及び不正使用の防止等に 関する規程(備付-規定集 187)
- ・目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理審査に関する規程(備付ー規定集 189)
- ・目白大学医学系研究倫理審査委員会細則(備付-規定集191)
- ・目白大学人文社会科学系研究倫理審査委員会細則(備付ー規定集190)
- ・目白大学・目白大学短期大学部における研究費による物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い規程(備付ー規定集 182)

- ・目白大学・目白大学短期大学部長期研修制度に関する規則(備付ー規定集87)
- ・目白大学・目白大学短期大学部学術研究倫理憲章(備付-42-1)
- ・目白大学・目白大学短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する基本方針(備付-42-2)
- ・目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理方針(備付-42-3)
- ・目白大学・目白大学短期大学部における競争的資金に係る間接経費の使用方針(備付-42-4)

研究倫理を遵守するための取り組みとして、年に1回、コンプライアンス教育・研究倫理に関する研修の機会を設けており、全専任教員に受講を義務付けている。令和2(2020)年度は、9月に併設の目白大学と合同で行う全学FD研修会の一部として実施した。また、本学着任時に日本学術振興会が提供する研究倫理 e-ラーニングコース「eL CoRE」の受講も義務付けており、全専任教員が受講を完了させている。このほか、目白大学・目白大学短期大学部における研究倫理審査に関する規程(備付ー規定集 189)、目白大学医学系研究倫理審査委員会細則(備付ー規定集 191)及び目白大学人文社会科学系研究倫理審査委員会細則(備付ー規定集 190)を整備しており、人を対象とする研究が、倫理的、社会的に適正に実施されるよう、研究倫理審査を行っている。

研究成果を発表する場として、目白大学短期大学部研究紀要出版規程(備付-規定集207)に規定するとおり、目白大学短期大学部研究紀要(備付-43-1)を年1回出版している。加えて、本学の専任教員は、目白大学高等教育研究所が出版する研究紀要「目白大学高等教育研究」(備付-43-2)及び所報「人と教育」(備付-43-3)にも研究論文を投稿することができる。これらの書誌はすべて、目白大学リポジトリ(備付-43-4)を通じてウェブサイト上に公開されている。また、併設の目白大学と合同で行う全学FD研修会では、毎年1回、専任教員による研究成果発表会を開催。科学研究費補助金や学内の特別研究費の助成を受けた研究課題についての成果発表を行い、研究者間交流を促進している。令和2(2020)年度は、本学の専任教員による成果発表はなかったが、聴講者として全員が参加し、知見を深めた。本学独自の取り組みとしても、FD研修の一環で研究発表会を実施。令和2(2020)年度においても、14名の専任教員が、各自の研究テーマについて発表した(備付-44)。

実習を担当する助教及び助手を除き、すべての専任教員は研究室(個室)を有しており、 研究のための環境を整備している。

研究や研修等を行う時間として、研究日を週2日(助教及び助手の場合は週1日)確保している。また、目白大学・目白大学短期大学部長期研修制度に関する規則(備付ー規定集87)により、教育研究の質の向上を図るために、本学の職務を免除の上、国内外の大学又は研究機関等において一定期間研修に専念させる長期研修制度を整備している。

留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程として、上述の目白大学・目白大学短期大学部長期研修制度に関する規則のほか、学校法人目白学園旅費規則(備付ー規定集 80)がある。また、本学独自の研究費として、特別研究費(海外における学会発表への旅費等助成)(備付-45、備付-規定集 184)があり、海外における研究発表を奨励し、研究成果をグローバルな視野で推進・活用することを目指している。

FD研修会については、目白大学短期大学部各種委員会規程(備付ー規定集 12)の中で、 FD実施委員会について定めており、各学科に1名のFD実施委員を配置している。FD 実施委員会の主導により、併設の目白大学と合同で行う全学FD研修会を年に2回、短期 大学部全体または学科ごとで行うFD研修会も年に1回以上開催している。令和2(2020) 年度実績として、製菓学科は2回、ビジネス社会学科は10回、歯科衛生学科は12回実施 している。

令和2 (2020) 年度は、令和3 (2021) 年2月実施の全学FD研修会において、遠隔授業とアクティブ・ラーニングをテーマに外部講師による講演会を催した)。その他、本学の取り組みとして、授業相互参観、脱落率の低減促進検討、製菓衛生師試験対策、スムーズな臨床・臨地実習への移行を目的とした学習支援の検討等さまざまなテーマでFD を実施し、授業・教育方法の改善を図っている。

目白大学短期大学部各種委員会規程では、FD実施委員会のほか、教務委員会、学生委員会、就職・キャリア委員会、入試広報委員会、図書委員会等を規定、各委員会に庶務を担当する事務局部署が規定されており、各学科と関連部署は、各種委員会を通して学生の学習成果の獲得が向上するよう、連携体制をとっている。

#### [区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

- ※「当該区分に係る自己点検・評価のための観点】
  - (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
  - (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
  - (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
  - (4) 事務関係諸規程を整備している。
  - (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
  - (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
  - (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

## <区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は、学校法人目白学園事務組織規則(備付ー規定集3)第5条に基づき法人本部のほか、新宿キャンパスの大学事務局が充てられており、同第8条によって本学の事務をつかさどっている。法人本部には2部2室、大学事務局には短期大学部に関係する4つの部と1つの室があり、各部の事務を分掌する課及び室がその下に設置されている。大学事務局には局長、各部室には部室長、各課には課長が配置され、それぞれ同規則が明示する主管業務を処理する権限と責任を有している(同第7条・8条・10条)。

また、学校法人目白学園事務分掌等規程(備付ー規定集4)第30条においても、短期大学部事務局の事務は、新宿キャンパスに所在する併設の目白大学の事務局各部室で行うことが規定されている。

各課がその所管事項を処理するための稟議は、学校法人目白学園稟議規程(備付-規定 集35)に基づき各所属長を起案責任者として所定の稟議書により行うこととし、稟議関係

書面を含む業務上の文書は学校法人目白学園文書保存規程(備付ー規定集 36)により各部門の管理職を責任者として、文書保存期間表(同規定 別表 1)により、所定の期間保存することとしている。また、各部署を予算単位として付与された予算の執行については、学校法人目白学園経理規則(備付ー規定集 110)により予算単位の責任者が責任を負うことになっている。

上の規程を含む事務関係諸規程については「組織・運営」「総務」「人事・労務」「財務会計」「情報環境」「施設・防災」「(教学)大学」「(教学)大学院」「(教学)短期大学部」「(教学)中学・高校」の10の大区分に分類し、各大区分の中でさらに中区分に分類されて各規範に固有の系統記号・番号を付与して体系化している。

専任職員は大学事務局内に限らず法人本部、中学・高校事務室との間も含めた部署間異動や昇任により、所属部署や所掌権限・責任が適宜転換される。令和元(2019)年度は年度初めに有期契約者を含む全職員111人のうち23人の昇任・異動を一斉に実施したのをはじめ、年度途中にも計5人の昇任・異動を行い、各部署での所掌業務に対する専任職員の職能の専門性を高めつつ、学生向けの各種サービスや教員の教育活動支援を通じて学習成果を向上させるための総合的な職能や部署間連携の強化を図っている。

また、理事長をはじめ専務理事並びに常務理事、法人本部の各部長、大学事務局の局長 及び各部室長等で構成する月1回の部長会や、大学事務局の局長及び各部室長による月1 回の事務局部長連絡会を通して、大学内や法人本部と大学間の日常的な業務の検証や改善、 部署間連携を図っている。また、障がいを持つ学生が充分に学習成果を向上させることが 可能になるように、障がい学生の学生支援を行うコーディネーターを正規職員として配置 したり、学内のバリアフリー化を促進するなど、環境を整えている。

SD活動に関しては、専任職員は、法人本部、中学・高校事務室を含めて異動する可能性があるので、原則として本法人に勤務する専任職員全体を対象とするSD活動としている。人事課主導で事務職員全員を対象とした階層別研修を実施しており、日本私立短期大学協会などの私学団体によるものに加えて、一般企業向けの研修会社の学外研修にも参加することにより、大学職員としての技術的なスキルだけでなく職位ごとに期待される能力の向上に役立っている。研修後には研修報告書の提出を義務付け、研修内容やその成果を所属部署や人事課と共有できるフローを整えている。また、学内では財務部財務課が補助金勉強会を実施する等、部署主催の勉強会なども実施している。今後も、私立学校法や労働基準法、民法などの法改正を踏まえた情報提供や、勤怠管理の基礎等、全員が共通認識を持つために必要な研修をタイムリーに実施できるよう取り組んでいる。

事務部署の業務の質と効率を高めるため、各部署が専用の事務室や執務スペースを有するとともに、本館、2号館、10号館にそれぞれ業務用ミーティングルームを複数確保している。

財務部情報システム課は、教職員向けの業務用PCの職能や機能向上のサポートを随時行っている。

専任職員には1人1台のパソコンと専用デスクを割り当て、学内専用のイントラネット Staff-Net を通じて情報共有を図りながら業務を遂行している。学内ネットワークに集積 されている機密性の高い情報資産を保護するため、不正アクセス防止のためのさまざまな ハード面での対策を行うとともに、教職員向けに危機管理マニュアル「情報システム」(備

付-46-1)という独立の危機管理マニュアルを作成し、個人情報の保護、情報資産の事故、 システムダウンの各場面に教職員がどのように対応すべきかというソフト面での対策を講 じている。

# [区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学の学園規範体系のうち、教職員の就業に関する諸規程は大区分で「人事労務」に分類され、さらにその中で「就業規則」「人事給与等」「服務等」「教員人事(大学)」「教員人事(大学院)」「教員人事(短大)」「教員人事(中・高)」の7項目の中区分に分けられて、体系的に整備されている。

新入教職員に対しては新任者研修会で就業規則(備付ー規定集53~57)を配付・説明している。全ての専任教職員が閲覧できるStaff-Netには最新版の規範がアップされ、学校法人目白学園就業規則をはじめ労働基準監督署への届出を要する規範の改訂時には専任教職員全員に対する学内説明会の開催もしくは、Staff-Net内に説明文(動画の場合もある)をアップし、全教職員にわかりやすく改訂内容の周知を図っている。

専任職員の日々の勤怠管理は、Staff-Net 上のWEB出勤簿を通じて記録され、非管理職員本人、各部署の管理職及び総務部人事課によって各人の時間外労働時間及びその業務内容が把握できるようになっている。WEB出勤簿には時間外労働時間の上限を超えないよう、ひと月の時間外労働時間が一定時間を超えると当該職員にアラートが表示される仕組みを取り入れている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任職員のSD活動について、前回の課題であった学外での各種職員研修参加記録のデータ化を実施した。現在はその活用方法について検討している。また、階層別研修や年 1 回のSD研修だけでなく、大学職員としてより専門的な知識を得られる機会を、専任職員に多く提供する体制をつくることが必要であると認識している。

さらに、専任職員の研修活動を計画的かつ体系的に実施することで、年次や役職にふさ わしいスキルアップを図り、OJTとの両立を図っていきたい。

管理職や教職員への三六協定をはじめとする労働管理の知識及び勤怠管理の徹底を再教育する必要がある。課題として、休日(日曜・祭日)労働としてオープンキャンパスや入学者選抜試験があり、休日労働については協定を結んでおり問題ないが、休日出勤によって発生する振休の取得状況が部署や個人によって差が生じている。振休の取得状況を管理し、有休休暇の取得を徹底し、推進しなければならない。

平成28年度から外部機関によるストレスチェックの実施を開始し、各教職員自身が、メ

ンタルへルスについての自覚と予防意識を持てる環境を整えた。前回課題としていたメンタル不調により休職となった教職員の復職に至るまでの支援体制については、専用のツールを使い療養開始から復職までをフォローする仕組みを取り入れている。しかし、教員の場合は就業実態が他の教職員の目に触れることが少ないこともあり、復職後のフォローが行き届かない面もある。安全衛生担当の職員と所属先の教員との連携が今後の課題である。大学を取り巻く環境の変化に対して、専任職員には様々な業務を正確かつ迅速に対応することが求められている。しかし、事務部門に縦割り感が根強く、他部門の業務には感知しない状況があるため、専任職員は担当部門の業務以外に精通しておらず、業務の効率化や合理化への取り組みが遅れている。解決のためには、繁忙業務に人員を投入できる体制作りや、業務の改善・効率化・合理化に積極的に取り組み組織全体で業務を遂行できる組織作りなど、人事的な対応が必要である。

## <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

教職員には日常的な業務と別途、各部署や教室などキャンパス全体の防災対策について、危機管理マニュアル「防災」(備付-46-2)に各場面における詳細な行動マニュアルを定め、Staff-Net からダウンロードして各自印刷し、執務机と自宅に備置すべきこととしている。学生に対しては、ウェブサイト(備付-46-3)に災害時の対応を掲示しており、公式サイトや緊急用 Twitter を利用した緊急連絡の情報発信についても案内している。また、携帯サイズの震災時対応簡易マニュアルを印刷出来るようにしてあり、災害時の対応について徹底を図っている。

毎年 10 月~12 月に新宿消防署落合出張所の協力を得て消防訓練を実施し、本学と併設の目白大学の学生合わせて例年 70~80 名が参加している。さらに、平成 21 年度からは消防庁後援の災害救援ボランティア講習会を学内で開催し、受講料の約8割を本学及び本学学生会が補助している。

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

#### <根拠資料>

## 提出資料

25 学校法人目白学園寄附行為

#### 備付資料

- 51 校地、校舎に関する図面
- 52 図書館、学習支援センターの概要

#### 備付資料-規定集

- 51 学校法人目白学園危機管理規則
- 110 学校法人目白学園経理規則
- 114 学校法人目白学園図書資料収集管理規程

# [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室 を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等 が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

短期大学設置基準に定める校地面積は 3,800 ㎡であり、本学専用として計上している校地面積は 4,622.20 ㎡である。ただし、新宿キャンパスには本学と併設大学、高等学校及び中学校が共存しているため、校地の多くは共用としている。いずれにしても、併設各学校ともに必要な校地面積、運動場面積を合計した面積を大きく上回る校地を有している。

運動場と体育館は新宿キャンパス以外に、さいたま岩槻キャンパスの運動場やテニスコートも短期大学部との共用であり、高等学校、中学校の専用部分も合わせた運動場の面積は 4,499.98 ㎡、体育館の面積は 5,798.88 ㎡であり、十分な広さを確保している。

本学専用としている校舎面積は 4,862.27 ㎡であるが、大学との共用部分が 40,274.91 ㎡ あり、本学及び併設大学に必要な基準校舎面積の合計を大きく上回っている。

また、令和2 (2020) 年に竣工した8号館(百年館)をはじめ、学生の授業が行われる建物はすべてバリアフリーとなっており、それぞれの建物の扉は改修の都度自動扉に変更している。更には視覚障がい者のための点字ブロックなども徐々に増やしており、障がい者への配慮にも注力している。

これらの校舎で各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた一般的な講義授業を実施する教室数は、大学との共用部分もあるが、講義室 75 室、演習室 16 室、実験・実習室 26 室、情報処理学習室 12 室、語学学習施設 2 室を擁している。各教室には、液晶テレビやスクリーン、プロジェクター、ワイヤレスマイク等を設置し、可動式の電子黒板も配置している。

さらに、令和元(2019)年4月に新たに開設した歯科衛生学科では、実習机に1人につき1体のマネキンが用意された基礎歯科実習室、歯科診療所同様のチェアユニットを完備した臨床歯科実習室を有している。この臨床歯科実習室は、患者・術者・補助者の3人1組で実習を行い、卒業後すぐに生かせるスキルを習得するための実習室である。ほかにも洗口室、ロッカー室、コミュニティースペースなどを配置し、学生の学びをサポートしている。

#### 【歯科衛生学科の大型機器】

歯科ユニット		12 台
指導用ユニット	動画撮影装置付無影灯装備品	1台
実習机	ファントム付き	36 台
指導用実習机	フアントム付動画撮影装置付無影灯装備品	1台
紫外線器具保管箱		2台
超音波洗浄機		1台
歯科材料加湿器		2台
高圧蒸気滅菌機		1台
クラスBオートクレーブ		1台
乾熱滅菌器		1台
液晶モニター		50 台
口腔内撮影用カメラ		6台
X線フィルム自動現像器		1台
歯科用シャーカステン		1台
電気冷凍冷蔵庫		1台
全自動洗濯機		1台

また、製菓学科では製菓実践コース、製菓衛生師コースの二つのコースを設置しているが、どちらのコースにも対応できる製菓実習室2室を設置している。製菓実習室1は洋菓子実習室として洋菓子関係の実習全般と製パン実習で使用し、製菓実習室2は和菓子実習室として和菓子関係全般の実習室として使用している。それぞれ専用の倉庫を併設しているほか、室内に以下の大型機器を設置している。

## 【製菓実習室1 (洋菓子実習室) 内の主な大型機器】

上部反射鏡付教師用作業台	IHコンロ1口・ガスコンロ2口、大理石板、シ	1台
	ンク、埋め込み一体型	
学生用作業台	IH コンロ 2 口、大理石板、シンク、埋め込み一	10 台
	体型	
デッキオーブン	3段式の業務用大型オーブン	2 基
コンベクションオーブン	天板4枚差し・ファン対流式オーブン	2 基
ドゥーコンディショナー	業務用パン生地発酵器	1基

オーブンレンジ		4 台
冷蔵庫	容量 1,0650・4 枚扉 業務用冷蔵庫	2 基
コールドテーブル	容量 3240・2 枚扉 冷蔵機能付き作業台	2 基
急速冷凍庫	3 枚扉 業務用ショックフリーザー	1基
冷凍庫	容量 1,0650・4 枚扉 業務用冷凍庫	1基
冷凍ストッカー	上開き扉 業務用冷凍庫	
製氷機		2 基
ミキサー	30 コート業務用大型ミキサー	1基
リバースシーター	電動圧延機	1基
アイスクリーマー	1.50小型アイスクリーム製造機	1基
食器洗浄機		1基

## 【製菓実習室2 (和菓子実習室) 内の主な大型機器】

シンク	5 蛇口集合大型シンク	1基
ガスコンロ	1ロガスコンロ	10 台
上部反射鏡付教師用作業台	ガスコンロ2口一体型	1台
学生用作業台	可動式作業台	10 台
デッキオーブン	3 段式業務用大型オーブン	1 基
オーブンレンジ		1台
冷蔵庫	容量 1,0650・4 枚扉 業務用冷蔵庫	1 基
冷凍庫	容量 1,0650・4 枚扉 業務用冷凍庫	1 基
餡練り機(大)	容量 540 業務用	1基
餡練り機 (小)	容量 120 業務用	1基
餅つき機	容量 3.6kg 業務用	1 基
蒸し器	10 段刺し大型スチーマー	1 基
電気式火床	銅板付どら焼き焼成機	11 台

さらに、実習授業で製作した和菓子・洋菓子を「販売実践」の授業の一環として実際に販売する売店を設置している。売店は保健所による営業許可を取得しており、授業期間中は週に一度、昼休みに学生が販売をしている。菓子販売用の設備として、冷蔵ショーケース1台、木製特注レジを1台、手洗い用シンクを1基設置している。

また、ビジネス社会学科では、4つのフィールドそれぞれの実践的な学びの場として特徴的な教室を設置している。ファッションやブライダル分野の制作実習を行うクリエイトルーム、和・洋・中のメニューに対応した本格的な調理設備の整った調理実習室、円卓を使ってブライダルやテーブルマナーの講義・実習を行うホスピタリティールーム、受付業務などのロールプレイができるマルチカウンターを備えたプレゼンテーションルームと、これらの設備を活用しながら実践力とスキルを磨いている。

本学の図書館のほか、併設の目白大学ではさいたま岩槻キャンパス及び国立埼玉病院キャンパスにも図書館を開設しており、いずれも本学学生が入館や取り寄せサービスによっ

て利用出来る。その面積は合計 4,546 ㎡である。併設大学と共用ではあるものの、短期大学部の図書館として十分な広さを有している。令和元 (2019) 年度の新宿図書館における本学生の入館者は延べ 3,825 名、貸し出し冊数は 1,107 冊である。3 図書館の蔵書合計は、令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在 394,670 冊で、学内のどこからでも蔵書検索、データベース検索、資料の取り寄せができる。新宿図書館の令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在の蔵書内訳は以下のとおりである。

図書 272,455 冊 (うち洋書 21,742 冊)

学術雑誌 814 種 (うち外国語 240 種)

AV資料 8,114 タイトル

新宿キャンパスの図書館は、2階構造の本体部分とこれに隣接する4階建てのアネックスも含めて、館内の座席数は519となっている。その内訳は1階閲覧スペースに126席(パソコン室の56席を含む)、2階の閲覧スペースに240席、1階奥の集密書架スペースに29席、アネックス内に124席である。

選書方法は、学生数を基盤とした算出方法に基づき各学科に配分された予算の範囲内で、各学科の教員が委員を務める図書委員会での承認に基づき、各学科に専門図書の選定を委ねている。基本的な参考図書、一般教育図書については図書館共通の予算枠を設けて、教員の助言を受けながら図書館で選定している。この図書館共通の予算に基づく購入書籍には貴重図書を含んでおり、製菓学科関係の17~19世紀のフランス菓子に関する稀覯本コレクションなどがこれにあたる。現物での取扱いを避けつつ自由に利用できるようにデジタル化し、翻訳作業を進めている。その他、学生からの購入希望も随時受け付けている。逆に、年1回の蔵書点検によって所在が確認できない状態が3年続いた場合、汚損や破損が激しく使用できない場合、複数所蔵する同一の実用本で経年により複数冊を所蔵する必要性がないと認めるに至った場合などは、学校法人目白学園図書資料収集管理規程(備付ー規定集114)に基づき除籍の手続きをとったうえで廃棄している。年間を通じて購読している雑誌は製本して長く保存するもの、利用の都合上、製本はしないが廃棄せずに長く保存するもの、保存期間(5年・3年・2年・1年)を決めて廃棄するものなど、さまざまである。現時点では、収蔵スペースの限界を理由とする除籍は行っていない。

令和2 (2020) 年度は、コロナ禍により閉館していた時期もあったが、例年の新宿キャンパスの図書館は授業期間中の平日は、9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで開館、授業のない時間帯を含め広く開館し、学生への利便性を高めている。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産の管理及び処分については、寄附行為(提出-25)第5章「資産及び会計」をはじめとする各条で基本財産の処分等に関する理事会及び評議員会での手続きを定めるほか、学校法人目白学園経理規則(備付-規定集110)第5章「固定資産会計」の中で規定している。また、同規則は第6章「物品会計」で固定資産以外の用度品及び消耗品の処分や貯蔵品の管理について規定している。

これらの規定に従い、固定資産台帳に基づく現物照合や貯蔵品台帳に基づく現物棚卸がいずれも毎年1回以上行われ、その結果は常務理事(財務担当)に報告されている。貯蔵品については、全ての部門で日々消費するすべての消耗品についてまで貯蔵品台帳への記録やそれに基づく定期的な現物棚卸を行うのではなく、医薬品等厳正な管理を要する性質の物品について貯蔵品処理を行い貯蔵品台帳に記録している。その現物棚卸の結果は同規則に従い、台帳の管理部署から毎年1回、財務部に報告されている。

キャンパス全体の防災・防犯対策は、学校法人目白学園危機管理規則(備付ー規定集51)に基づいて、危機管理マニュアルを作成し、災害発生時、発生後の各場面における詳細な行動マニュアルを定めている。また、このマニュアルには災害や事故だけでなく、不審者侵入への対応等を含めた防犯対策の項目もあり、本学の防犯対策の基本方針となっている。また、毎年秋には新宿消防署の協力を得て、地震火災が発生したことを想定した訓練を学生も交えて開催し、併せて消火器訓練も実施している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、基幹業務、教育研究業務、学生のネットワーク用にそれぞれ別のネットワークを堅牢に構築し、機密性の高い情報資産の不正アクセスを防止していること、また、学内の個人情報を含む情報資産の参照についてはドメインアカウントとパスワードでアクセス権を制御していること、学外からの不正アクセスはファイアウォールで遮断していること、学内からインターネットに出る時に経由しているファイアウォールにウイルス検知機能やURLフィルタリング機能を搭載していることなどが挙げられる。また、学外から学内ネットワークにアクセスできる者は学生や教職員に限定し、VPN(ヴァーチャル・プライベート・ネットワーク)の保護のもとで、学内から学内サーバーにアクセスする場合と同等のセキュリティを維持している。

省エネルギー対策として、空調設備・照明設備の集中制御方式の採用、LED照明・高 効率空調機の導入、照明人感センサー・調光システムの採用、ヒートポンプ式給湯設備の 導入することで、エネルギーの効率的な利用を行うとともに、自然エネルギーを積極的に 利用するため、ナイトパージシステム及び重力換気システムを採用している。また、環境 負荷低減を図るため、豊かな森やキャンパス内の樹木を維持し、屋上緑化、透水性インタ ーロッキングを積極的に採用することで、様々な面からの地球環境保全に配慮している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

併設の目白大学と大半の施設・設備を共有しているメリットを活かして、本学として十分な物的資源を整備、活用していると認識している。

本学が主に使用している1号館の築年数が43年経っており、建て替えのプランを検討するべき時期に近づいてきている。また、空調機器の更新時期であること、通常教室の換気が自然換気のみである箇所があることから、高効率空調機への更新及び全教室への全熱交換器の設置を行うことで、教室内環境の安全性と快適性をより良くしていく必要がある。製菓学科の実習室、ホスピタリティールームやプレゼンテーションルームなど内装は新しいものも多く、また耐震補強も講じており、使用上は今のところ何の問題もない。しかしながら建物そのものは50年~60年で老朽化が著しくなることもあり、今後計画的に建て替えの検討をする必要がある。

令和元(2019)年度よりSDGsの取り組みを、学園をあげて推進しており、併設の目白大学はSDGsに積極的に取り組む大学として雑誌等にも掲載されたが、活動そのものはまだまだ緒についたばかりであり、本学としても特徴ある活動を推進していきたい。現在は基礎教育科目の「ボランティア」の授業でSDGsをテーマに掲げており、荒川河川敷でのごみ収集活動や動物愛護キャンペーン、高齢者とのふれあい活動、LGBTQに関するアンケート調査と講演会等を行っている。

設備的には、キャンパス全体として全施設LED照明化へ向けて照明の更新を引き続き 行うとともに、再生可能エネルギーの利用を推進することで、省エネルギー化及び環境保 全に努めていく。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

#### 提出資料

なし

#### 備付資料

- 24-1 目白大学 2020 年版「キャンパスリテラシー入門」-本学のネットワーク環境について
- 24-4 学校法人目白学園情報環境管理ならびに利用に関するガイドライン
- 53 PC教室設置図

#### 備付資料-規定集

なし

# [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得 させるために技術的資源を整備している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では学内の情報インフラの基幹部分に当たる無線LANを含むネットワークの管理 運営は、情報システム課が担当しており、その上で、学生用ファイルサーバーや、授業支援を目的としたLMSサイト「WebCom」などについては令和2 (2020) 年度より新たに発足された情報教育センターが管理運用に携わっている。

この学生用ファイルサーバーは、学内のどこからでもアクセスが可能で、在学中は学生に個別のアクセス権を付与している。「WebCom」は学生向けの告知や授業資料の配付、学生によるレポートの提出、教員によるレポート評価、学生同士の相互評価、学生から教員への質問、教員による学生対象アンケート等、授業中及び授業時間外での学生と教員のコミュニケーション機能を持つシステムである。また、同センターは学生向けの情報教育に関する全学共通テキストを毎年作成している。さらにICT(情報通信技術)を用いた学習支援やパソコン演習室の保守管理に関する業務を明確化して、本学の教育方針に基づいた技術サービスや専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っていく。また、情報教育センターでは、令和2(2020)年度のコロナ禍による遠隔授業においてLMSサイト「WebCom」を利用した授業の補助や支援をすすめ、今後とも学内環境改善の提言や検討、ICTを効果的・効率的に用いた学習支援に関することなど専門的な支援をすすめていく体制を整備している。

本学では教育課程編成・実施の基本方針の一環として、基礎教育科目のうち製菓学科及びビジネス社会学科においては「情報活用演習」「情報応用演習」、歯科衛生学科においては「情報演習」という科目を設け、情報教育センター員がその具体的な授業運営を担当している。

これら授業のうち、入学直後の1年次春学期に開講する必修科目「情報活用演習」及び「情報演習」で、本学の情報環境やその活用方法について情報倫理とともに指導し、就職に必要な能力としてMicrosoft Officeの利用やインターネットの活用、SNSの利用や個人情報の保護、著作権侵害など情報技術の向上に関するトレーニングも含めた授業を実施している。また、1年次秋学期開講の「情報応用演習」では、MOS(Microsoft Office Specialist)試験等の資格取得のために自分自身で学ぶ力を身につけることを目標とした授業を展開することにより、さらなる技術的な向上を図っている。

これらの授業は、1号館5階のパソコン演習室を利用して実施しているが、令和2(2020)年度においては、コロナ禍によりLMSサイト「WebCom」を利用した遠隔授業で実施した。

教職員に対しては、併設の目白大学高等教育研究所がICTの授業への活用を図るための新たなe-ラーニングシステムを開発・提供しているほか、ICT教育関係の講習会を開催している。

パソコンなどの情報機器やアプリケーションの整備は、全学の中期計画に則り、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づく要望、社会的な情報環境などをも考慮して随時そのロードマップを見直し、情報教育部会と情報システム課で年度ごとの維持整備計画と予算を策定して実施している。特に授業等で利用する Microsoft Office については、令和2(2020)年度秋学期よりコロナ禍による遠隔授業も含めて、学生が自宅で学習できる環境を整備するため、あらたに Office365 有料版ライセンスを導入した。また、同時に1号館5階パソコン演習室の一部にサブスクリプション型の Adobe Creative Cloud を導入することにより、より高度なマルチメディアを利用した教育ができるよう環境を構築した。

学内の情報ネットワーク基盤及び授業以外で活用されるパソコンについては情報システム課が、授業で使用するパソコンについては情報教育センターが、それぞれ常時調整・維持するとともに、春と夏の年2回、授業期間外に一斉点検を実施している。

ハードウェア及びソフトウェアは「最大限最新の状態に保持する」こととする学校法人 目白学園情報環境管理ならびに利用に関するガイドライン(備付-24-4)に基づき、情報 システム課と情報教育センターによって常に質の向上・充実を図っている。本学に有効な 新技術は、学内の委員会や教職員の提案を受け、試験的導入から実用までの制御を情報シ ステム課及び情報教育研究室が担当している。

令和2 (2020) 年度末時点での新宿キャンパス各施設における情報環境は以下のとおりである。

名称	場所	PC 台数	0S	備考
パソコン演習室	1 号館 5 階	222	Windows10	
メディアプラザ	1号館1階	64	Windows10 Windows8.1	Windows10(33台) Windows8.1(27台)
ネットカフェ	10 号館 2 階	37	Windows10	無線 LAN の利用可
一般教室	_		_	無線 LAN の利用可
LL 教室 1 (1400 教室)	1号館4階	56	Windows10	LL 授業専用
LL 教室 2 (1403 教室)	1号館4階	28	Windows10	LL 授業専用
新宿図書館	1 階閲覧室(PC 室)	11	Windows10	ノート PC の貸出有 (20 台 Windows8.1)

		無線 LAN の利用可
2階閲覧室	 _	for the same of the same
2 階学習室	 _	無線 LAN の利用可

また、情報機器の授業での活用を促進するため、貸出用として情報教育センターに iPadを 40 台、Surface Proを 40 台、2 号館 2 階の高等教育研究所に iPadを 50 台、iPad miniを 15 台、さらに平成 25 年度に 10 号館 2 階に設置した学習支援センターに Surface Proを 20 台用意している。これらの情報環境を活用することで、授業内容に新たな情報技術が必要な場合が生じても適切に対応して効果的な授業を行えるようにしている。

以上の施設のうち、パソコン演習室には授業期間中はスタッフが終日待機し、授業課題の質問や情報機器の製作に関する質問を受けている。また、メディアプラザやネットカフェでは授業期間中、問題が発生した場合には情報システム課が連絡を受けて対応する態勢を整えている。このヘルプサービスは教職員にも対応している。

新宿キャンパスでは1号館1階にメディアプラザ、10号館2階にネットカフェという名のパソコン共用空間を設けて学生が自由に利用できるようにしているほか、1号館5階に開設されている各パソコン演習室は、授業で使用されていなければ学生が教室内のパソコンを利用できる。また、各教室では無線LANを利用可能となっており、学習に必要な環境が整備されている。

専任教員は個々の研究室に学内有線LAN設備を完備しており、高速かつ安定したネットワークを利用できる環境を整備している。特に令和2(2020)年度においてはコロナ禍により、双方向授業や動画を利用したオンデマンド教材の作成などに対応するなど活用した。また、各教室に無線LAN設備を構築し、今後も教員や学生が所持するノートパソコンやタブレット端末を利用して、LMSを利用した遠隔授業と対面授業のハイブリッド式に対応した効果的な授業ができるよう整備した。

このほか1号館4階にはLL教室を2教室設けており、令和2 (2020) 年度を前に大規模リプレイスを行った。コロナ禍により、現状は2教室合わせて84台の最新のパソコンとCALLシステム(CHIeru) はまだ使用できずにいるが、従来の外国語教育におけるディクテーションを主体とした利用に囚われないさまざまな活用方法を検討している。

## <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

パソコン演習室の端末や学生が自由に利用できる共用パソコンを設置するメディアプラザやネットカフェなどの端末は計画的に更新される必要がある。これら端末は授業で利用する端末の 0S やソフトウェアなど、同じ環境を構築しておくことが望ましいが、パソコン演習室の端末は情報教育研究室が管理し、共用パソコンを設置するメディアプラザやネットカフェは情報システム課が管理しているため、端末の管理や運用も含めて二重の手間が発生していた。そのため、令和3 (2021) 年度より情報教育センターが、パソコン演習室、メディアプラザ、ネットカフェの端末を総合的に管理することにより、パソコンのOSやソフトウェアの環境の統一化及びイメージ配信システムを利用した一括管理・運用などの

効率化をはかり、学生の学習環境の整備を行うこととしている。環境管理の一元化により、BYOD (Bring Your Own Device) の推進検討も加速が期待できる。

Office365 の導入や Google を利用した Gmail の利用、教職員が利用するADサーバや学生が利用するADサーバなど、ユーザ認証の複雑化により、教職員や学生は複数のユーザIDやパスワードを使い分ける必要があるため、クラウド型サーバを利用したユーザ認証を含めたより効果的な見直しを検討する必要がある。また、コロナ禍による遠隔授業のLMSサイトとして「WebCom」と「Google Classroom」を併用しているため、今後のLMSの統合や方向性などの利用について検討することが課題として取り上げられる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項> 特になし。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

#### <根拠資料>

## 提出資料

- 17 書式1~4 計算書類等の概要(過去3年間)
- 18-1 資金収支計算書(過去3年間)
- 18-2 資金収支内訳表(過去3年間)
- 19 活動区分資金収支計算書(過去3年間)
- 20-1 事業活動収支計算書(過去3年間)
- 20-2 事業活動収支内訳表(過去3年間)
- 21 貸借対照表(過去3年間)
- 22 中・長期の財務計画
- 23 2020 年度 事業報告書
- 24-1 2021 年度 事業計画書
- 24-2 2021年度 事業活動収支予算書

## 備付資料

- 6 2020 年度外部評価委員会資料
- 55-1 目白学園創立 100 周年記念事業 募金趣意書
- 55-2 ウェブサイト「目白学園教育充実資金」

https://www.mejiro.ac.jp/gakuen/donation/kyouiku/

- 55-3 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う修学支援金」(寄付金)趣意書
- 56 財産目録及び計算書類
- 57 ウェブサイト「情報の公開」

https://www.mejiro.ac.jp/college/about/disclosure/

#### 備付資料-規定集

34 学校法人目白学園決裁規程

- 49 学校法人目白学園ライフプラン実行委員会規程
- 110 学校法人目白学園経理規則
- 113 学校法人目白学園資金運用規則

## [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
    - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
    - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
    - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
    - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
    - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
    - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
    - ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
    - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
    - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
    - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
    - ① 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
    - ② 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
    - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
  - (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
    - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算 を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
    - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
    - ③ 年度予算を適正に執行している。
    - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している
    - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金 出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理してい る。
    - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

## <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去3年間における資金収支及び事業活動収支の状況は、以下のとおりである。 過去3年間の資金収支差額(学校法人全体)

	平成 30 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
資金収支差額	536, 503, 312	<b>▲</b> 587, 704, 659	1, 454, 727, 680

過去3年間の事業活動収支差額(学校法人全体)

	平成 30 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
事業活動収支差額	<b>▲</b> 353, 919, 496	<b>▲</b> 1, 197, 382, 204	<b>▲</b> 144, 681, 720

新8号館(百年館)建設に伴い平成30年度に701,576,000円、令和元(2019)年度に1,209,996,660円を基本金に組み入れたこと、平成30年度の歯科衛生学科開設に伴い、施設の改修に伴う建物支出及び機器備品支出として合計244,022,922円を基本金に組み入れたことにより、基本金組入後の収支差額が赤字となった。

また、本学の改組を実施し、収容定員を変更せず、生活科学科(2年制)を廃止し、歯科衛生学科(3年制)を設置したことにより、学生納付金が78,772,835円減少したことも赤字の要因となっている。なお、改組に伴う赤字は完成年度の令和3(2021)年度まで継続することを見込み、当初計画に織り込んでいる。

赤字の要因は上記の次世代に向けた設備投資、改組が主たる要因であり一時的なものである。

令和元(2019)年度決算における前受金を除く負債の部 4,230,805,896 円に対し、現金 預金、有価証券、特定資産の合計は 20,909,720,275 円となっており、負債は全額引き当て られている。借入金に関しては平成 20 年に借入を行って以来、新たな借り入れは発生して いない。よって、令和元(2019)年度末時点の財務状況は健全な状況にあると考えている。

これまでは施設設備、職員、管理系システム等を併設の大学と共有することにより、支出を抑えることができていたが、入学者数管理の厳格化により入学者と入学定員がほぼ同数となっていることと中途退学により、併設の大学も収容定員割れが発生しており、校舎の老朽化の進行と併せて今後の財務状況は楽観視できない状況にある。

資産運用は、学校法人目白学園資金運用規則(備付ー規定集 113)に則り、ハイリスクな 運用を行わないようにしている。

教育研究経費は過去10年間、帰属収入の20%を超えている。

教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分は、各予算部門から の予算要求に対して意見を聴取した上で部門別収支を考慮しつつ実施している。

以上の諸事情から判断すれば、本学の存続を可能とする財政を維持していると言える。

計算書類や財産目録等は学校法人会計基準及び私立学校法に基づき、監査法人並びに監事の監査を受けて作成されており、本法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。 監事のうち1人は公認会計士であり、理事会や評議員会の開催時及びそれとは別に、財務業務や財産状況について監査法人や財務部と意見交換する機会を設定し、必要に応じて随時意見を求め、監査意見があれば迅速かつ適切に対応できる態勢を整えている。

寄付金の募集は、平成 20 年 11 月から平成 25 年 10 月まで目白学園教育充実資金の募金 事業を中心に適正に行われ、平成 25 年 11 月以降も同じ内容の募金事業を継続している。

これに加え、平成31年4月から目白学園創立100周年記念事業資金並びに古本募金、令和2(2020)年6月から新型コロナウイルス感染症拡大に伴う修学支援金の募金事業を開始した。本法人は特定公益増進法人の証明を受けており、寄付者たる法人または個人が税制上の所定の優遇措置を受けられるようにしている。

学校債については学校法人目白学園経理規則(備付ー規定集 110) 第 30 条及び第 31 条

に発行手続きを定めているが、現在は発行していない。

本学の過去3年間における入学定員充足率、収容定員充足率の推移は以下の表のとおりである。

本学全体の収容定員充足率は90%以上を維持しているものの、従前と比較してやや低く落ち込んだ要因は、令和元(2019)年度に新設した歯科衛生学科において2年連続で入学定員を満たすことができなかったことが影響している。完成年度である令和3(2021)年度は入学定員充足ができたため、以降も引き続き志願者数確保に努める。

入学定員充足率、収容定員充足率の推移

各年度5月1日現在

	平成 30 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
入学定員	220 名	190 名	190名
入学者数	226 名	166 名	194名
収容定員	440 名	410 名	380 名
在籍者数	440 名	377 名	364 名
入学定員充足率	102. 7%	87. 4%	102. 1%
収容定員充足率	100%	92.0%	95. 8%

本学は施設、職員、教育研究及び管理に使用するシステムを収入規模が約12倍の併設大学と共有しているため、収容定員を下回る状況ではあるが、収支は健全に推移してきた。しかし、併設大学が入学者数管理の厳格化により、平成28年度以前に対して収容者数が減少し収支が悪化したため、より積極的に本学の収支の改善を図らなければならない。

入学検定料の減免、資格取得者への奨励金等、リメディアル教育の推進等入学に関する 諸施策や学力向上に向けた諸施策に資金を要しており、教育研究経費、管理経費の見直し は難しく、授業料の再度の値上げも理解を得にくいことから、収支の改善は人件費によら ざるを得ない状況にある。人件費の見直しについては、学校法人全体でライフプラン実施 策(備付ー規定集 49)として取り組んでいる。

法人全体及び本学の毎年度の事業計画と予算は、学園全体の中期計画に沿って決定している。事業計画とその実現のための予算の決定は、理事長・財務担当理事及び財務部が各学科や大学事務局の各課など、各事業の実施部門から毎年1月に意見を聴取した上で予算査定を行い、法人としての資金収支予算書及び事業活動収支予算書を作成する。これを、毎年3月の理事会での審議と評議員会への諮問を経て理事会で承認して最終決定している。

各部門の予算査定結果は関係部門に速やかに通知するとともに、資金収支予算書と事業活動収支予算書は理事会での承認後、概要の説明を付して Staff-Net に掲載し、教職員への周知を図っている。事業計画書は関係部門のみならず広く一般に公開するため、ウェブサイト(備付-57)に掲載している。

部門ごとに査定された予算は、学校法人目白学園経理規則に基づき適正に執行されている。

本学関係の会計伝票は大学企画室等で検票した後に学校法人目白学園決裁規程(備付ー規定集34)第4条別表に基づき大学企画室長が事務局長名義で専決し、財務部へ回付され

ている。法人関係の会計伝票は法人本部の各部署から直接財務部へ回付されている。

平成 25 年度から財務部では現金取扱いを大幅に縮小してキャッシュレス化を実施するとともに、コーポレートカードを導入して必要な部署による使用を認めることで、日常の出納業務のさらなる円滑化と多量の現金取扱いによるリスク回避を推進している。なお、これらの予算執行の状況は、財務担当理事より理事長に定期的に報告している。

固定資産の管理は、監査法人及び監事の意見を受けて適切に会計処理をした内容を学校 法人目白学園経理規則に基づき固定資産台帳に記録し、安全かつ適正に実施している。ま た、資金 (有価証券を含む) については同第 13 条所定の会計帳簿に記録して管理するとと もに、同第 28 条に基づく学校法人目白学園資金運用規則 (備付ー規定集 113) に則り、学 園の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目 的とし、分散投資に努め中長期的な安定運用により安定したインカムゲインの確保とポー トフォリオの着実な成長を目指した運用を行っている。

同第27条で、年度資金収支予算に基づき、適切に資金管理することが定められており、 財務担当理事によって、理事長への報告は必ずしも月ごとではなく、各期の適時に行われ ている。

# [区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

## [注意]

## 基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度~」のB1~D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

## <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、これまでに中期目標・中期計画を3回策定し、その具体的な計画の実現に努めてきた。第4次中期目標・中期計画では、過去3回の中期計画等を踏まえつつ、令和元(2019)年度からの5か年計画として、教育・研究・管理運営の各項目について目標・計画を策定している。従来の施策に加え、追加措置が必要と考えられるICT環境の整備、学生への手厚い支援に対して必要な財政上の措置を行う。

第4次中期目標・中期計画の実施状況の評価、自己点検評価について、外部評価委員会より意見聴取(備付-6)を行っている。また、在学生、卒業生及び就職先へのアンケート調査等を通して、客観的な環境分析に努めている。

本学全体で定員割れを起こしている現状を改善するため、令和2 (2020) 年度から本学及び併設の目白大学の学科で主催するオープンキャンパス等の行事に所定の回数参加した学生に対し、入学検定料を免除する制度を開始した。また、歯科衛生学科の学生募集対策として、令和2 (2020) 年度より外部人材を学生募集業務の一部を委嘱し、志願者増加を図っている。

令和元(2019)年度は改組を実施し、生活科学科(2年制)を廃止し、歯科衛生学科(3年制)を設置したが、東京都特別区内に所在する大学、短大は収容定員を増加させることができないため、完成年度となる令和3(2021)年度までは在籍学生が減少するため学生納付金が減少し、収支が悪化する見込みである。歯科衛生学科の完成年度での黒字化を目標とし、本目標の実現にあたっては入学定員数の充足が必須であり、上記の学生募集対策を行っている。

18 歳人口の減少や、東京 23 区における私立大学入学定員の厳正化等、今後の収入環境は厳しさを増しており、財政上の安定を確保するため、2020 年度から 2024 年度にかけて実施する財政健全化を目的としたライフプランを 2017 年に策定した。2 年間の周知期間を経て、教職員の定年延長、一定年齢以上の教職員の定期昇給の見直しなどバランスに配慮しながら計画を策定し、2020 年度から計画通りに実施されている。社会情勢の変化に対応するため、中間時点での点検も予定している。

長期的な視点では、校舎をはじめとした施設、設備の老朽化に対応するため 20~30 年後 を見据えた、財務の評価を行っている。現状のままでは校舎建替により、資産が枯渇する 可能性があると考え、収支構造の見直しを行っている。

なお、これらの学園の詳細な経営情報は Staff-Net に公開し、教職員が経営に関する危機意識を共有できるようにしている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和元(2019)年度までの過去3年間の基本金組入後の当年度事業収支差額は、法人全体では平成30年度及び令和元(2019)年度について、短期大学部門単独では令和元(2019)年度に赤字となっている。赤字の要因は上記の歯科衛生学科の設置経費にかかる基本金の組み入れ及び併設大学と共有する新8号館(百年館)竣工に伴う建設仮勘定、建物及び機器備品の基本金の組み入れである。

短期大学部門単独では平成29年度及び平成30年度は黒字となっているが、平成30年度 については歯科衛生学科開設に伴い、建物支出及び機器備品支出の合計244百万円の基本

金組入が法人部門に計上されており、本件を短期大学部に計上したとみなせば平成30年度についても基本金組入後の収支差額が赤字となる。令和元(2019)年度末時点の学校法人全体の財政基盤は安定しているといえるが、併設大学に大きく依拠したものであり、短期大学単独での基本金組入後の収支の黒字化が、喫緊の重要な課題である。

新校舎(新8号館)を建設したものの、校舎老朽化は進行しつづけるため、今後も応分の支出が見込まれる。また、文部科学省の指導もあり、入学者数の管理を厳格化したことにより、併設大学の在籍者数が漸減したため、学校法人全体としての収益が減少している。よって、一時的な収支の悪化は当初計画に織り込まれているものの、短期大学部門単独での収支改善が以前より強く求められており、永続のためには学生確保が最重要課題となる。

# <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

令和元 (2019) 年 10 月より消費税率が 10%となり支出が増加することとなったため、令和 2 (2020) 年度入学生より学生納付金の改正を行った。フレッシュマンセミナー (新入生向け合宿研修) の廃止等により値上げ額を最小限にするように努め、在籍期間総額での値上げ額を製菓学科は 19,000 円、ビジネス社会学科は 17,000 円、歯科衛生学科は 44,000円と少額にとどめた。

## 〈基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画〉

# (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学全体で定員割れを起こしている現状を改善するため、令和2 (2020) 年度から本学及び併設の目白大学の学科で主催するオープンキャンパス等の行事に所定の回数参加した学生に対し、入学検定料を免除する制度を開始した。また、歯科衛生学科の学生募集対策として、令和元 (2019) 年度より外部人材を学生募集業務の一部を委嘱し、志願者増加を図っている。

ハラスメントの防止や教職員のメンタルヘルスの配慮として、Staff-Net に「ハラスメント防止の心構え」(備付-54-1)を掲示し、学園のウェブサイトには「目白学園ハラスメントガイドライン」(備付-54-2)を開示している。また、学科、部署毎に男女各 1名のハラスメント相談員を置くことで、ハラスメントに関する相談をしやすい環境を整えている。平成 30 年度には、外部から専門家を招きハラスメントのない大学づくりなどについて全学 S D 研修を実施(備付-50)するなど、教職員による各種ハラスメントの防止に努めている。

平成28年からストレスチェック(備付-54-3)を導入し、以後、毎年実施し教職員の メンタルヘルスに係るセルフチェックと予防意識の維持に努めている。

# (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

歯科衛生学科については令和3 (2021) 年度より初年度の学生納付金が教材購入等も含めるため高額になることから、3年間で平準化するように納付金の見直しを行う。

学園全体の寄付金募集の強化については、現状では卒業生との連携強化を将来的な検討

課題として挙げるに留まっている。科学研究費など学外の研究資金の獲得を増加させるため、研究支援グループによる直接的な支援策を引き続き推進する。

# 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

# [テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

## <根拠資料>

#### 提出資料

25 学校法人目白学園寄附行為

## 備付資料

- 57 ウェブサイト「情報の公開」
  - https://www.mejiro.ac.jp/college/about/disclosure/
- 58 理事長の履歴書
- 59 学校法人実態調査表 (写し) (過去3年間)
- 60 理事会議事録(過去3年間)

## 備付資料-規定集

44 学校法人目白学園寄附行為・財務書類等の閲覧に関する規則

# [区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
    - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
    - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
    - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を 経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告 書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
  - (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
    - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
    - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
    - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
    - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
    - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
    - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
  - (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
    - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学 識及び識見を有している。
    - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
    - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## <区分 基準IV-A-1 の現状>

平成27年1月に就任した現理事長は、昭和57年に文部省(現在の文部科学省)に入省し、文教施策の企画立案について多方面にわたり担当し、文部省官房審議官及び国立教育政策研究所長の要職を歴任した。本学園においては、理事長就任以前の平成26年7月より理事・評議員として運営に携わっており、建学の精神及び教育方針・目的を理解している。また、今後の社会情勢等の変化に対応しながら本学園が設置する学校を引き続き発展させるため、令和元(2019)年度に第4次中期目標・中期計画を策定し、達成に向けて学園及び各学校を挙げての取り組みを推進するなど、学園の発展に寄与できる者である。

理事長は、寄附行為(提出-25)第12条に基づき本法人を代表し、その業務を総理する者として、本学園の経営及び本学園が設置する学校における教育研究活動における最終責任者として職務を執行している。理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、監事の監査を受け、毎年5月下旬の理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)が提案されて、評議員会に諮問することを議決し、引き続き開催される評議員会で両案を報告して意見を徴した上で、同日中に理事会を再度開催して、評議員会の意見を踏まえて最終的に承認するという手続きを執っている。確定した決算概要及び事業報告書はウェブサイト(備付-57)で公開するとともに、私立学校法第47条に基づく学校法人目白学園寄附行為・財務書類等の閲覧に関する規則(備付-規定集44)により財産目録等(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書)を請求者の閲覧に供する手続きを定め、その内容についてもウェブサイト(備付-57)に明示して健全かつ実質的な情報公開の体制を整備している。

理事会は寄付行為第 16 条に基づき理事長が招集し、議長を務めており、学校法人運営に 関する重要事項を中心に審議し、学園の業務を決するとともに、質疑応答等を通じて日常 における理事の職務の執行状況を確認及び監督している。

認証評価に際しては、理事会の一員である学長が受審の業務を統括し、とりまとめた報告書案は全学評価委員会の承認を受けて学長が理事会に説明しており、理事会はその内容を承認することを通じて責任を負っている。

なお、理事長は本学の発展のために、普段から月例の経営企画本部会議の中で、本学園の経営状況についての説明や改善に向けた各学校の取組を検討したり、文科省での経験や学外委員等を通じて、理事会への短期大学に関する学内外の必要な情報の収集や提供に関し、中心的な役割を担っている。

理事会が決する学園に関する重要事項として、学校法人及び学校運営に必要な学園規範の整備がある。これら規範整備や本学の運営及び研究の実施に関する事業計画、予算、中期目標などの決定を通じて、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事長とともに理事会を構成する理事は、私立学校法第38条を受けて定めた寄附行為第6条第1項に基づき、各学校長、評議員、本法人の功労者より選任される。令和2(2020)年度の理事は本法人の評議員から理事長、常勤理事は功労者及び評議員並びに大学副学長が、企業の監査役、大学教員、元私立大学の教員経験者など幅広い人材が選任されており、いずれも本学の建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営についての職責を適切に果たすための専門的な学識及び見識を有している。

また、寄附行為第10条第2項第4号において「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」に退任すると定めており、学校教育法第9条(校長及び教員の欠格事由)は、ここに引用されている。

# <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

大学入学者の大半を占める 18 歳人口の減少傾向は、今後も回復の見込みがなく、取り巻く環境が厳しくなっている。また、短期大学は4年制大学指向と職業教育指向のはざまで、特色が見えにくくなっている。

従って、将来にわたって持続できる法人経営、学校運営を行うための経営、管理運営体制を一層強化していかなくてはならない。学園としては財政面の強化、短期大学部としては学生と社会のニーズを踏まえて、基礎学力が十分でない学生や、経済的に厳しい状況にある学生の支援など一人一人の学生の課題へきめ細かい対応をしていくことが課題である。

学園の財務面強化については、平成27年6月から「ライフプラン」という教職員の給与等の人事制度見直しを含む本学園の教育研究体制の再構築を図る施策に取り組み、短期大学部としては定員充足率アップを目指して、令和元(2019)年4月に歯科衛生学科を新設し、令和2(2020)年10月に生活学科を廃止する改組を実施した。引き続きオープンキャンパス等の広報活動に教職員協働で取り組み、さらなる定員充足率アップを目指していく。また、理事の年齢構成は近年高齢傾向であるという課題があり、3年の任期改選毎に徐々に若返りを図っていきたい。

## <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

設置校での新学部、新学科の開設や組織の統廃合に関しての計画、実行は理事長のリーダーシップのもとで決定、実行されている。理事会・評議員会議、経営企画本部会議(設置校の代表者との月例会議)も適切に運営されている。

コロナ禍においては迅速に「学校法人目白学園新型肺炎対策本部」を設置し、週1回の 会議を開催し、さまざまな課題に有益な助言を加えて適切な決定過程に関与している。

## 「テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

#### <根拠資料>

#### 提出資料

3 目白大学短期大学部学則

#### 備付資料

- 37 様式18 教員個人調書
- 61 教授会議事録(過去3年間)
- 62-1~6 2020 年度 委員会の議事録

### 備付資料-規定集

7 目白大学大学運営評議会規則

- 8 目白大学学部長等会議規則
- 9 目白大学短期大学部教授会規則
- 12 目白大学短期大学部各種委員会規程
- 102 目白大学短期大学部学長等の選考及び任期に関する規則
- 139 目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程
- 166 目白大学·目白大学短期大学部学生懲戒規程

# [区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
    - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の 意見を参酌して最終的な判断を行っている。
    - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
    - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
    - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
    - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
    - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
  - (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
    - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
    - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
    - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
    - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
    - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
    - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
    - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、目白大学短期大学部学長等の選考及び任期に関する規則(備付-規定集 102)第2条に基づき「人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ大学運営に関し識見を有する者」について、大学運営評議会の意見を聞いた上で理事長が任命する。この規則に基づき、平成 26年4月に現学長が就任した。

現学長は、昭和58年から複数の短期大学で教育・研究活動を続け、大阪国際大学短期大学部で副学長等を務めた後、平成22年に本学に着任して以降は生活科学科長及び副学長として短期大学部門全般の管理運営に携わってきた。学長就任以後も講義及び演習を自ら担当し、教育研究の推進を実践するほか、令和元(2019)年度の歯科衛生学科設置にあたり中心的な役割を担った。

学長は教学運営の責任者として、多岐にわたる学科及び教学部門事務局と連携を密にし、情報の共有化を図り、必要に応じて指示を行うなど所属職員を統督している。理事長とも連携をとりながら職務遂行にリーダーシップを発揮し、令和2(2020)年10月に文部科学省から短期大学教育功労者として表彰された。

学生に対する懲戒の手続については、学則(提出-3)第44条3項の規定と目白大学・ 目白大学短期大学部学生懲戒規程(備付-規定集166)に基づき適切に実施されている。

本学の教授会は、目白大学短期大学部教授会規則(備付ー規定集9)に基づき、学長が原則として月1回招集し、自ら議長となって開催する。学長は、開催前に審議議題等を学内情報共有システムであるスタッフネットで教職員に示し、大学運営に必要な議案を審議し、議事進行を適切に行っている。

教授会は入学・退学など学生の身上に関する事項、教育課程に関する事項、試験及び卒業に関する事項、学生の指導及び賞罰に関する事項、規範等の制定・改廃に関する事項、及びその他の教育・研究に関して必要な事項を審議する機関として、適切に運営している。議事録は全構成員の確認を経た上で確定し、事務局にて保管を行う。

教授会のほか教育活動を円滑に行うための仕組みとして、目白大学短期大学部各種委員会規程(備付ー規定集 12)に基づき教務委員会、学生委員会など教育上の各種委員会を設置している。その委員は学長によって任命され、学長自身も随時委員会に出席することができる。これらの各種委員会で審議・報告された事項は、教授会、目白大学学部長等会議規則(備付ー規定集 8)及び大学運営評議会規則(備付ー規定集 7)に基づき、教授会の上位機関として設置した全学的な協議・調整を行う学部長等会議、大学運営評議会で審議・報告される。

学生が獲得すべき学習成果は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを前提とするカリキュラムに基づいて科目ごとに定めている。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び学習成果を得る学生たちの受け入れ方針であるアドミッション・ポリシーのいわゆる「三つの方針」を平成25年9月1日付で制定し、令和2(2020)年度に改正した目白大学・目白大学短期大学部の卒業認定・学位授与等の方針に関する規程(備付一規定集139)を根拠としている。それらのポリシーを具現化したカリキュラムの改定も学則変更を伴う教授会の審議事項であり、改定時には必ず教授会の承認を受ける。

## <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、短期大学部運営全般においてリーダーシップを発揮しており、教授会は規則等に基づき適切に運営している。

令和元(2019)年度から新学科を設置したこともあり、本学における教育分野が多様化していることから、学習成果及び三つの方針を達成するためにも教員と職員の連携・協働体制をさらに充実していく。

# <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

短期大学への進学希望者の減少は少子化や大学・専門学校への進学希望者増加の影響で、 今後とも進んでいくものと考えられ、本学においても入学者定員割れが大きな課題であっ た。女性が社会で活躍できる資格取得、社会の要請等を勘案し、「歯科衛生学科」を平成31 (2019) 年4月に開設した。設置構想から認可申請においてリーダーシップをもってその 任にあたった。

# [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

## <根拠資料>

## 提出資料

- 1-2 2020年度入学生用 学生便覧【履修要項(短大)】
- 25 学校法人目白学園寄附行為

## 備付資料

- 57 ウェブサイト「情報の公開」 https://www.mejiro.ac.jp/college/about/disclosure/
- 63 監事の監査状況(過去3年間)
- 64 評議員会議事録(過去3年間)

## 備付資料-規定集

44 学校法人目白学園寄附行為・財務書類等の閲覧に関する規則

## [区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜 監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

# <区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は常勤監事(元大学事務局次長)と外部の非常勤監事(公認会計士)の2名を置いており、寄附行為(提出-25)第15条第1項により、理事の業務執行の状況を含む本法人の業務と財産の状況を監査することを職務とする。この規定に基づき、監事は理事会や評議員会に出席する機会を通じて本法人の業務及び財産の状況を適宜把握するとともに、業務の監査に関しては、総務部より各回の教授会資料等の提供を受け、教育研究活動の情報を得ている。財産状況の監査に関しては、決算前に財務担当理事も同席のうえ財務担当者

と意見交換を行い、財務情報の確認を行っている。また、財産状況の監査につき監査法人 と意見交換を行っている。令和2 (2020) 年度は財務業務に関する財務部との意見交換を 学内で2回実施し、監査法人との意見交換を2回実施した。

その上で、寄附行為第15条第1項第7号に基づき理事会に出席し、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監事の立場から意見を述べている。

また、同第15条第1項第4号に基づき監査報告書を毎年作成し、5月下旬の理事会及び 評議員会に出席して、同第15条第1項第5号に定めている本法人の業務若しくは財産又は 理事の業務執行に関する不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がない かの監査結果を報告している。

# [区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
  - (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

## <区分 基準IV-C-2 の現状>

寄附行為第5条第1号は理事の定数を $9\sim12$ 名と定めている。令和3 (2021) 年度は 12名で構成されている。一方、評議員の定数は同第19条第1項により $22\sim25$ 名と定めている。令和3 (2021) 年度は25名となっている。なお、令和元 (2019) 年度以降の評議員会の構成数は当該期間も含めて常に理事の定数の2倍を超えている。

同第 24 条では理事長があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項を列挙しており、私立学校法第 42 条各号で評議員会の諮問事項と定められている項目は全て同条各号によって包含されている。令和 2 (2020) 年度の評議員会は 5 月、10 月、 3 月の計 3 回開催され、事業計画や予算案など同第 24 条所定の事項に関する理事会の提案を審議し、理事会は評議員会の審議結果を踏まえてそれらの事項を審議している。

# [区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

- ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
  - (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
  - (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 が定める各教育情報の公表は、ウェブサイト (備付-57) や学生・教職員に配付する学生便覧【履修要項(短大)】(提出-1-2) への掲載を通じて実施している。

私立学校法第 47 条が定める財務情報の公開は、学校法人目白学園寄附行為・財務書類等の閲覧に関する規則(備付ー規定集 44)に基づき、本学の在学生その他の利害関係人に限ることなく、広く一般向けに行っている。

# <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事による業務の監査については、理事会や評議員会での出席機会を利用した情報収集及び総務部から送付される教授会資料等の内容確認が中心であり、財産の状況について理事会等の出席とは別に財務部や監査法人との意見交換を重ねていることと比較すると、監査のための十分な情報提供が監事に対して行われているとは言い難い。今後は、業務の監査についても、理事会や評議員会への出席時には会議前に意見交換に特化した時間帯を設けるなど、実施方法を工夫して、監事の業務の監査に必要な情報提供の機会を増やし、財産状況の監査と同程度の情報交換体制を整え、監査の質をいっそう向上させていきたい。

評議員の定数及び評議員会の審議事項はいずれも私立学校法第 42 条とそれを踏まえた 寄附行為に基づいており、理事会の諮問機関として適正に運営されていると言える。また、 寄附行為所定の審議事項以外にも短期大学部をはじめとする各学校の入試結果などの現状 報告を行うことで、学外者を含む全ての評議員が本学の現状を理解し、各評議員がそれぞれの立場から諮問事項に対する適切な判断をするための材料提供の機会としても役立てている。今後とも評議員会の適正な運営確保を図り、理事会に対する諮問機関としての機能を十分に果たすための環境整備に努めたい。

今後は私立大学としての自主的な行動規範であるガバナンスコードを策定し、法人の中 長期的な運営計画を含め、経営・ガバナンスの強化、監事・評議員機能の実質化、情報公 開の推進などについてしっかりとした指針を定め対応していきたい。

なお、令和2 (2020) 年4月の私立学校法の改正に伴い、事業報告等の様式参考例も改正されたので、令和2 (2020) 年度の事業報告等の公開の際にはその書式を使う予定である。

寄付金の募集については、3年後に創立100周年、時を同じくして短期大学設置60周年を控えており、従来は在学生への呼びかけが中心であったが、目白学園創立100周年記念事業実施委員会のもと、校友会等との連携を強化して募金額の増加を図るための具体的な施策の立案と実行が今後の課題となっている。

# <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

## <基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

#### 【前回あげられた行動計画】

- 1. 理事長と学長の連携は定例の理事会等の機会だけでなく、随時に闊達な意見交換を行う
- 2. 教授会の審議状況等につき適切な情報配信
- 3. 教員の効率的な校務分担を目指す具体的な改善策
- 4. 本学園の担当者や責任者と監事との意見交換の定例化
- 5. 卒業生との連携による寄付金の募集強化

# 【実施状況】

- 1. 理事長が主催する月例の経営企画本部会議等の中で、学校運営等について闊達な意見交換を行い、綿密な連携のもと大学運営を行っている。また、月例のPD会議(役員、学科長、事務局長)でも理事者側との意見交換を行っている。
- 2. 学内情報共有システムである Staff-Net を活用し、教授会の審議内容等の情報の発信を図っている。
- 3. 各委員会委員及び各種センター委員の兼任・統廃合を実施し効率化を図り、校務分担を 見直した。
- 4. 経営企画本部会議に常勤監事の参画を得て、月例で意見交換を実施している。
- 5. 寄付金の募集については、同窓会組織である校友会との連携を強化していく。

# (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人目白学園理事長及び目白大学短期大学部学長のリーダーシップは充分に発揮され、ガバナンスは確立している。

今後は私立大学としての自主的な行動規範であるガバナンスコードを策定し、法人の中期長期的な運営計画を含め、経営・ガバナンスの強化、監事・評議員機能の実質化、情報公開の推進などについて指針を定め対応していきたい。

また、今後もオープンキャンパス等の広報活動に積極的に取り組み、定員充足率の向上 を目指し、財政状況の改善にも努めていきたい。